

## 目 次

会期日程表 .....	1
陳情文書表 .....	2
第 1 号 (3月7日)	
開会、散会の日時 .....	3
出席議員 .....	3
欠席議員 .....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	3
事務局出席者 .....	3
議事日程 .....	4
開会及び開議の宣告 .....	6
会議録署名議員の指名 .....	6
会期の決定 .....	6
諸般の報告 .....	6
行政報告 .....	6
平成26年度村長所信表明 .....	7
同意第1号の上程、説明 .....	14
議案第5号の上程、説明 .....	14
議案第6号の上程、説明 .....	15
議案第7号の上程、説明 .....	15
議案第8号の上程、説明 .....	16
議案第9号の上程、説明 .....	17
議案第10号の上程、説明 .....	18
議案第11号の上程、説明 .....	19
議案第12号の上程、説明 .....	20
議案第13号の上程、説明 .....	21
議案第14号の上程、説明 .....	22
議案第15号の上程、説明 .....	22
議案第16号の上程、説明 .....	23
議案第17号の上程、説明 .....	25
議案第18号の上程、説明 .....	27
議案第19号の上程、説明 .....	28
議案第20号の上程、説明 .....	29
議案第21号の上程、説明 .....	29
選挙第1号の選挙 .....	31
請願第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	31

休会について .....	39
散会の宣告 .....	39

第 2 号 (3月11日)

開議、散会の日時 .....	41
出席議員 .....	41
欠席議員 .....	41
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	41
事務局出席者 .....	41
議事日程 .....	42
開議の宣告 .....	43
一般質問 .....	43
安里重和議員 .....	43
前田孝議員 .....	47
平良英勝議員 .....	50
平良嗣男議員 .....	52
大城佐一議員 .....	58
新城一智議員 .....	71
散会の宣告 .....	74

第 3 号 (3月12日)

開議、散会の日時 .....	75
出席議員 .....	75
欠席議員 .....	75
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	75
事務局出席者 .....	75
議事日程 .....	76
開議の宣告 .....	77
同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	77
議案第5号の質疑、委員会付託 .....	77
議案第6号の質疑、委員会付託 .....	77
議案第7号の質疑、委員会付託 .....	78
議案第8号の質疑、委員会付託 .....	78
議案第9号の質疑、委員会付託 .....	78
議案第10号の質疑、委員会付託 .....	81
議案第11号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 .....	82
議案第12号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 .....	86
議案第13号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 .....	87

議案第14号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	87
議案第15号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	89
議案第16号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	89
議案第17号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	97
議案第18号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	98
議案第19号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	98
議案第20号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	98
議案第21号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	99
議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	100
諸般の報告	101
散会の宣告	101

#### 第 4 号 (3月13日)

開議、散会の日時	103
出席議員	103
欠席議員	103
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	103
事務局出席者	103
議事日程	104
開議の宣告	105
議案第11号～議案第15号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	105
議案の訂正の申出について	108
散会の宣告	109

#### 第 5 号 (3月17日)

開議、散会の日時	111
出席議員	111
欠席議員	111
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	111
事務局出席者	111
議事日程	112
開議の宣告	113
議案の撤回の申出について	113
散会の宣告	113

#### 第 6 号 (3月19日)

開議、閉会の日時	115
出席議員	115

欠席議員 .....	115
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名 .....	115
事務局出席者 .....	115
議事日程 .....	116
開議の宣告 .....	117
議案第5号～議案第9号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	117
議案第16号～議案第21号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	123
意見案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	129
意見案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	130
議員派遣の件 .....	133
閉会の宣告 .....	134
署名議員 .....	134

平成26年第2回定例会会議録  
(会期日程表)

開会 平成26年3月7日  
会期13日間  
閉会 平成26年3月19日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月7日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の報告・議長諸般の報告・村長行政報告・平成26年度村長所信表明・議案提案説明 選挙第1号大宜味村選挙管理委員及び補充員の選挙 請願第1号「結の浜」への大宜味村立小学校統合・中学校移転の中止を求めることに関する請願書、総務常任委員長報告、質疑、討論、表決
3月8日	土	休 会		
3月9日	日	休 会		中学校卒業式
3月10日	月	休 会		議案調査
3月11日	火	本会議	午前10時	一般質問
3月12日	水	本会議	午前10時	同意第1号質疑・委員会付託省略 (即決) 議案第5号～第10号質疑・総務常任委員会付託 議案第11号～第21号質疑・予算審査特別委員会付託 議案第22号質疑・委員会付託省略 (即決)
3月13日	木	委員会	午前10時	議案第11号～第15号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午後2時	議案第11号～第15号予算審査特別委員会委員長報告、 質疑、討論、表決
3月14日	金	委員会	午前10時	議案第5号～第10号総務常任委員会 (説明～採決)
3月15日	土	休 会		
3月16日	日	休 会		
3月17日	月	委員会	午前10時	議案第16号～第21号予算審査特別委員会 (説明～検討)
			午後2時	現地調査
3月18日	火	委員会	午前10時	議案第16号～第21号予算審査特別委員会 (説明～検討)
3月19日	水	本会議	午後2時	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議員派遣の件 (閉会)

会期日数 13日間 本会議日数 5日間 委員会日数 4日間 休会日数 5日間

## 陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
1	平成26年2月3日	これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書	日本青年団協議会 会長 立道 斉	議員配布
2	平成26年2月25日	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書	国家公務員労働組合沖縄県協議会 議長 山田 貞光	議員配布
3	平成26年2月25日	住民の安全・安心を支える「国の出先機関の原則廃止」に関する要請書	国家公務員労働組合沖縄県協議会 議長 山田 貞光	議員配布

# 平成26年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成26年3月7日

## 1. 開会、散会の日時

開 会 (平成26年3月7日 午前10時00分)

散 会 (平成26年3月7日 午後12時53分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	平 良 英 勝	8 番議員	具 志 堅 朝 秀
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	金 城 勇

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	建設環境課長	大 嶺 実
副 村 長	山 城 清 臣	会 計 課 長	宮 城 博 俊
総務課長兼 村史編纂室長	島 袋 幸 俊	教 育 長	友 寄 景 善
財 務 課 長	山 城 文 子	教 育 課 長	新 城 寛
住民福祉課長	大 城 武	選 挙 管 理 委員会書記長	島 袋 幸 俊
企画観光課長	山 城 均	農 業 委 員 会 局 長	宮 城 久 美 子
産業振興課長	宮 城 豊	監 査 事 務 局 長	神 里 富 松

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5		平成26年度村長所信表明	
6	同 第 1 意 号	教育委員会委員の任命について	提案説明
7	議 第 5 案 号	国頭地区行政事務組合規約の一部変更に関する協議について	提案説明
8	議 第 6 案 号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	提案説明
9	議 第 7 案 号	大宜味村農村活性化センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例	提案説明
10	議 第 8 案 号	村営住宅短期貸付条例の一部を改正する条例	提案説明
11	議 第 9 案 号	大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例	提案説明
12	議 第 10 案 号	大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
13	議 第 11 案 号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）	提案説明
14	議 第 12 案 号	平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	提案説明
15	議 第 13 案 号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）	提案説明
16	議 第 14 案 号	平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	提案説明
17	議 第 15 案 号	平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	提案説明
18	議 第 16 案 号	平成26年度大宜味村一般会計予算	提案説明
19	議 第 17 案 号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	議案 第18号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	提案説明
21	議案 第19号	平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	提案説明
22	議案 第20号	平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	提案説明
23	議案 第21号	平成26年度大宜味村工業用水道事業会計予算	提案説明
24	選挙 第1号	大宜味村選挙管理委員及び補充員の選挙	
25	請願 第1号	「結の浜」への大宜味村立小学校統合・中学校移転の中止を 求めることに関する請願書	委員長報告 質疑～表決

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。  
ただいまから平成26年第2回大宜味村議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 宮城辰徳議員及び6番 前田 孝議員を指名します。
- 

### ◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの13日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日から3月19日までの13日間に決定しました。
- 

### ◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。  
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。  
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、議員配布としましたから報告します。  
次に地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分についての報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。  
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しください。  
これで諸般の報告を終わります。
- 

### ◎行政報告

- 議長（金城 勇） 日程第4 行政報告を行います。  
村長から行政報告申し出がありました。これを許します。村長。  
(島袋義久村長 登壇)
- 村長（島袋義久） おはようございます。本日は、平成26年第2回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員おそろいで開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

行政報告の前に、今回の差しかえ等がありましたので、大変御迷惑をおかけしまして心からおわび申し上げます。今後、そういうことをしっかり気をつけていきたいと思っておりますので、よろしく御了解をお願いいたします。

行政報告につきましては、平成25年12月から平成26年2月までの行政報告を別紙以降、載せてございますので、その報告書をごらんいただけたらと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

なお、4枚目には平成25年度の入札結果報告について、平成25年4月1日から平成26年2月28日までに行われた入札結果を添えてございますので、よろしくお目通しいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

これで行政報告を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで行政報告を終わります。

---

#### ◎平成26年度村長所信表明

○ 議長（金城 勇） 日程第5 平成26年度村長所信表明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） それでは平成26年度の施政方針を述べさせていただきますと思います。

はじめに。

平成26年第2回大宜味村議会定例会の開会にあたり、所信の一端を申し述べます。大変厳しい財政状況にありますが、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

大宜味村第4次総合計画（H18～H27）の基本理念「健康長寿のいきいき輝く文化の村」の創造を目指し、4つの基本目標を掲げ様々な政策課題や住民サービスと地域振興施策に取り組み、職員一人一人の知恵と行動力によって、各分野における成果を実感しております。

東日本大震災からまもなく3年が経過しようとしておりますが、本村出身で東北の地におきまして、牡蠣養殖の栽培方法を確立しました宮城新昌氏の功績を讃えて建立されました記念碑も被害に遭遇し、本村では、記念碑の再建に向け、平成24年12月に顕彰碑建立再建大宜味村実行委員会を発足させました。村内外から多くの協力を得まして、平成25年10月に本村と石巻市との絆を示す説明板と共に記念碑が、新たに建立されました。再建された記念碑は復興の礎となり、両地域の絆と共に復興への大きな足がかりになるものと確信しております。

一昨年の大型台風の襲来により、村内各地で甚大な土砂災害が発生し、長期間の交通規制により村民生活に大変なご不便をおかけしているところではありますが、この度、村管理の災害箇所全工区におきましては、復旧工事を完了し、供用することができました。しかし、国道58号及び県事業の根路銘災害関連緊急治山工事がまだ、復旧過程にあります。その間、村民や道路利用者には、大変ご迷惑をお掛けしますが、今後とも皆様のご理解とご協力を得まして、関係機関との連携により一日も早い復旧を目指してまいります。

「安心・安全な村づくり」は生活の基盤であり、今後起こりうる様々な災害に対し、あらゆる事態を想定し、村民の生命、財産を守るため、関係機関とも連携し、危機発生時の初動体制の確立など、本村の防災対策を強化してまいります。

私は、政治の原点は平和であるという考えを持ち続けております。今後とも村民と心をひとつにし、基地の国外・県外移設、基地の撤去・整理縮小を訴えてまいりたいと思っております。

結の浜には、大宜味村企業支援施設が完成し、大宜味村のミネラル豊富な湧水を活用したミネラルウォーターの製造、豆苗の生産また、水耕栽培を主としまして葉野菜の生産を行う各企業が、大宜味ブランドの名の下操業を開始し、雇用の拡大に期待するものであります。企業誘致につきましては過疎対策として大きな効果が期待されるものであり、今後とも鋭意努力してまいります。

また、本年度も児童生徒の学業面やスポーツ面での数々の活躍はもとより、青年層の活躍もありました。野球・バスケットボールの郡大会での優勝と県民大会での活躍は村民の大きな喜びであります。村民の活躍は村を活性化させる大きな要因であり、村政の主役は村民である事を肝に銘じ村政運営に取り組んでまいります。

村政を取り巻く情勢。

本村におきましては、若年層の求人と求職の関係による就業意識課題で依然として厳しい状況にありますことから、引き続き雇用を生み出す産業振興は大きな課題となっております。

市町村の自由裁量が拡大する制度と期待しました沖縄振興推進特別交付金（一括交付金）が創設され3年目を迎えますが、制度制約があり年度間の事業費の変動が生じる不安があります。しかし交付金の活用により、従来補助事業では対応が困難でありました事業を実施することが可能となりました。

「奄美・琉球」が、国際的希少種の生息・生育地で多くの固有種が観られることなど、顕著で普遍的な価値がある地域としまして、平成25年12月26日、奄美大島、徳之島、沖縄本島北部（国頭村、大宜味村、東村）、西表島が世界自然遺産候補区域に選定されました。今後、世界遺産登録に向け、登録基準である法的保護措置となる国立公園の指定に向けた三村地域での同意への具体的な取り組みが求められます。人類共通のかけがえのない財産として、将来の世代に引き継いで行くべき宝物として、世界自然遺産登録に向け、地域一帯となる取り組みが重要となります。

平成26年度予算編成について。

平成26年度は第4次総合計画の目標年次まで2年となり、これまで以上に計画性と将来を見込んだ予算編成が重要となっております。そのためにもPDCAサイクルの機能を理解し「C（評価）」→「A（改善）」について、担当職員のみならず職員全体の連携におきまして、行政サービスの向上を図って行くことが重要と考えております。

また国の政策における沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）や、沖縄北部連携促進特別振興事業、過疎地域自立促進計画等と照らし合わせながら補助効率の高い制度を積極的に活用した事業展開を推し進め住民ニーズと政策課題から必要性和重要性を考えながらの予算編成を行っております。

平成26年度一般会計予算の概要は、総額約40億7千万円で前年度に比べ10億9千3百万円増加しており、前年度比36.7%の伸びとなっております。

特別会計予算は総額約8億2千9百万円となっており、その内訳については、国民健康保険特別会計予算は総額約6億2千5百万円で対前年度比5.6%増、簡易水道事業特別会計予算総額約1億5千3百万円で対前年度比16.6%減、公共下水道事業特別会計予算総額約1千6百万円で対前年度比17%増、後期高齢者医療特別会計予算総額約3千5百万円で対前年度比6.5%減となっております。

次に、「健康長寿のいきいき輝く文化の村」の実現のため平成26年度の基本的な施策の展開につきまして、ご説明申し上げます。

#### 1. 三大プロジェクトの取り組み。

本村の将来像「健康長寿のいきいき輝く文化の村」を実現するため第四次総合計画基本構想で①塩屋

湾外海水面埋立地（結の浜）利用計画 ②長寿と癒しの森整備計画 ③大宜味型体験滞在型交流プログラムの構築を重点的に推進する事業としまして設定され推進してまいりましたが、今年度も継続して重点施策として推進してまいります。

結の浜につきましては、大宜味村立学校適正化基本計画に基づき、結の浜への4小学校の統合・中学校の移転新設事業を計画しておりますが、「小中連携教育を推進する学校」、「安心・安全な学校」を建設コンセプトとして、将来の大宜味村を担う子どもたちを見守り・育てる学校づくりを推進してまいります。宅地分譲につきましては、これまで計17件の分譲を行ってまいりましたが、25年度に7件の分譲と良い兆しが見えております。今後とも、定住促進を図り早期の分譲・住宅建築の促進に努めてまいります。

低地である結の浜は、津波に対する減災の視点も求められます。護岸緑地をはじめ、緑地全体におきまして津波の減衰等多重防御機能が求められます。また各種災害におきまして、復旧支援機能や避難地としての位置づけも想定されることから、これらに対応可能な整備を進めてまいりたいと思います。

次に、長寿と癒しの森整備計画につきましては、「村民の森整備計画」から長年、構想として継続されてきました。しかし、現在これらの計画は進展していない状況にあります。「長寿と癒しの森」が目指す基本的な考えに基づき、民間活力の導入や各事業エリアに係る事業主体の実施計画を立て推進できるよう施策を講じてまいります。

三点目に、大宜味型体験滞在型交流プログラムの構築につきましては、体験プログラムの実践をとおして受け入れ事業を展開しているところであります。主要事業としての民泊事業が平成23年度7,900人、平成24年9,500人と増加傾向にあり、受入体制が確立されつつあります。また、やんばる交流推進連絡協議会では三村観光産業のスキームづくり、ブラッシュアップを図り広域的やんばる三村観光総合窓口の一元化に向け事業展開を進めております。その展開により、さらに大宜味型体験滞在・交流プログラムの構築がなされ実践につながるものと考えております。

## 2. 行財政運営の基本施策。

### （1）職員の資質の向上。

厳しい財政状況と複雑多様化する行政サービスに対応するため、職員の資質の向上が必要であります。昨年度に引き続き、国、県、広域圏への実務研修派遣を実施するとともに全国市町村アカデミーでの実務研修や自治研修所での研修も実施してまいります。

### （2）行政改革の推進。

地方分権の新たな時代に応えるために、「第四次大宜味村行政改革大綱」実施計画に基づき推進するとともに平成22年度に実施した機構改革を検証し、機構の見直しを検討してまいります。

### （3）財政運営。

依然自主財源が脆弱で財政的に非常に厳しい状況にあり、歳出における一般財源の割合の縮小を図ってまいります。

歳入におきましては、自主財源の確保、中でも村税は最も重要なものであり公平な税業務に努め、引き続き歳入拡大に努めてまいります。国民健康保険財政につきましても、収納率の向上に努めてまいります。

限られた財源の中で住民の要望に応えるため、補助金等の歳入の伴わない歳出予算の計上は、すべての事務事業の緊急性、優先度、行政効果、経済効果などの検討をしてまいります。

#### (4) 公共施設等の跡利用計画。

公共用地は村民の貴重な財産であると共に、大宜味村の政策を進めていくうえでも欠かせないものがあります。施設廃止後における効率的・効果的な跡地の活用は広く村民の望むところであります。未利用の公共施設や統廃合後の学校の跡地及び施設等の活用方策等につきまして、総合的に調査検討を行うための検討委員会を設置してまいります。

### 3. 豊かで住みよい村づくり。

#### (1) 農業の振興。

農業振興は、本村における重要な施策と位置づけております。

「人・農地プラン」の作成によって地域の担い手になる生産者を認定し、その生産者へ農地の集積や支援事業を集中的に行い規模拡大による生産性の向上によって農家所得の向上を図ります。また、今まで20%の補助を行っていた堆肥の補助対象者を農業委員会に認定された農業者のみとし、村内で生産されております「みのり」に関しては50%の補助を行い、農家のより一層の生産意欲の向上と作物の安定生産に向けた支援を行ってまいります。

農家の高齢化と担い手不足の問題につきましては、新規就農者の積極的支援を行うため、青年就農給付金給付事業や初期投資支援事業を活用し今後の地域農業のリーダーとなる人材の地域への定着を図ってまいります。

昨年発足した村花卉振興協議会を活用しキク農家への花ロボット（選別機）の導入による省力化や生産性向上の推進を図ってまいります。また、喜如嘉地区や大保地区が盛んなオクラレルカやフトイ等の切葉の拠点産地への認定へ向けて取り組んでまいります。

シークワサーの振興につきましては、産地振興協議会を生産者主体による組織改革を行い、安定生産、集出荷、安定価格、販売促進を生産者主導による産地育成活動を支援してまいります。

カンキツグリーンング病対策につきましては、平成21年度から続いているカンキツグリーンング病侵入警戒調査事業を引き続き県から受託し、無病地域の維持及び拡大に向けて努力してまいります。

村特産品加工施設の運営につきましては、加工場の機能高度化の推進を図り、更なる商品開発と販路開拓の支援をしてまいります。

近年増加している有害鳥獣対策は、緊急に取り組まなければならない課題であります。23年度に村鳥獣被害防止対策協議会が設立され、イノシシ柵の設置や被害状況確認、捕獲活動を行ってまいりました。引き続き関係機関や実施隊と連携し農作物の被害減少に努めてまいります。

産業用廃プラスチックの処理費用支援につきましては、適正処理対策協議会を通し、農業者および漁業者への処理費用の支援を行い、農村環境改善と農家及び漁民の負担軽減を図ってまいります。

耕作放棄地につきましては、これまでの5年間で27ヘクタールを解消することができました。この耕作放棄地を利用した新規作物の日本そばは県内外からも注目されるまでになり、本村の特産品としての期待度が増しております。引き続き農地中間管理機構や農業委員会と連携して耕作放棄地の解消に取り組んでまいります。

農道や灌漑施設等の農業基盤整備につきましては、引き続き推進するとともに、新たに土地改良区の再整備に向けて地域及び地権者との協議を進めてまいります。特に農業用水の確保に関しましては、農業用タンクの設置を目指し農家の小雨期における不安の解消に努めてまいります。

今後とも国・県・その他関係機関と連携協力し「意欲ある頑張る農家」を積極的に支援し、元気な農

村づくりを勧めてまいります。

#### (2) 林業の振興。

林業振興につきましては、県の計画であります「やんばる型森林業推進事業計画」及び「大宜味村森林整備計画」に基づき、近隣市町村と連携をとりながら、自然に配慮した森林業の取組を行ってまいります。

#### (3) 畜産の振興。

畜産業の振興につきましては、口蹄疫や鳥インフルエンザ等への防疫体制の強化を図り、経営の安定向上の支援を行ってまいります。

また、異臭や家畜排泄物の適正処理の指導を県と連携し、周辺環境の改善に努めてまいります。

#### (4) 水産業の振興。

平成23年度から着手しております漁村地域整備交付金を活用し、用地舗装・水飲み場及び休憩所等の工事を行い、漁民の就労改善及び漁港の環境整備に努めてまいります。

#### (5) 商工業の振興。

商工業の振興につきましては、商工会と綿密な関係を構築しながら村内企業の安定経営、育成を図ります。本年度は、沖縄県の緊急雇用対策事業を活用し、企業の雇用を助成し地域の産業・雇用振興を図ってまいります。また、企業誘致につきましては過疎対策として大きな効果が期待されるものであり、杣山地区への企業誘致の展開を図ってまいります。

大宜味村農村活性化センターの運営管理につきましては、指定管理者制度等への移行を視野に入れながら、施設の有効活用を図り、健全運営のできるよう努めてまいります。

国の重要無形文化財に指定されております喜如嘉の芭蕉布を世界に誇れる伝統工芸の村として、一括交付金を活用し、芭蕉布の里づくりの基本構想を策定してまいります。

#### (6) 観光の振興。

先祖から受け継いできました地域資源を活用して、人々が憩い、働き、学ぶことができる「暮らしの場」を創造し、体験滞在型・交流プログラムの実現を図る必要があります。自然文化などの地域資源を活かし、世界自然遺産地域に期待される環境保全型のエコツーリズムプログラムを作成し提供するためにも、これを可能にする推進体制の整備、推進主体として、ガイド兼コーディネーターの育成に重点を置き推進してまいります。

観光客を受入れる整備としまして、一括交付金を活用し、自然観光資源のター滝周辺の駐車場整備、さらに大保ダムの湖面を利用したエコツーリズムの推進を図るためカヌーの栈橋整備をしてまいります。

### 4. 健康ユイマールの村づくり。

#### (1) 健康福祉の村づくりの推進。

高齢化社会が進む本村におきまして、子ども、高齢者、障がい者や村民誰もが安心して暮らし、健康で、互いに助け合い、支えあうユイマール社会の実現を目指してまいります。

健康管理の問題は、長寿の里が危惧される大きな課題であり、健康長寿で元気な村民を引き継いで行くため、特定検診の受診率向上や特定保健指導を積極的に実施してまいります。平成25年度の受診率（速報値）58.8%で目標値の60%には届かないものの、県内5位の受診率でありました。また保健指導実施率は、64.6%で県内8位と対前年度比を大きく向上させることができました。

中高年の就労問題につきましては、本村における大きな課題であり、関係機関と連携を取りながら就

労相談などの支援体制を構築してまいります。

(2) 児童・母子父子福祉の充実。

子どもがのびのびと育つよう、子育て支援、生活支援等の推進と保育の安心・安全の確保と子供の個々の発達に応じ充実した保育を推進してまいります。

(3) 障がい者及び高齢者福祉の充実。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して主体的に生活していくためには、その基本的な生活を支える適切なサービスが必要であります。障がいのある人が社会活動への参加ができるよう相談支援員の強化を図り自立支援サービスを行ってまいります。

高齢者をとりまく社会環境はますます複雑化、困難化を深めております。人間としての尊厳を持ち、健康で安心して在宅生活ができるよう、地域包括支援センターの強化を図り地域支援事業・介護予防業等を推進してまいります。

これまで、要支援者台帳づくりやマップ作り等地域における自主防災組織の強化に取り組んでまいりました。昨年度は地域支え合い体制づくり事業を取り入れ、高齢者福祉に取り組んでまいりました。今年度も引き続きこれらの事業を推進してまいります。

5. 心豊かな文化の薫り高い村づくり。

(1) 学校教育の振興。

少子化の進行に伴い、児童生徒数の減少の傾向は顕著であり教育環境を取りまく環境が劣悪になりつつある中、小学校統合・中学校移転整備を図る観点から、学校規模の適正化に向けた様々な取組を展開しております。

本村における、大宜味村第四次総合計画後期基本計画で検討課題とされております小学校の統廃合及び中学校の移転につきましては、大宜味村立学校適正化総合基本計画を基に平成28年度の開校をめざし、平成26年度より結の浜中央付近での本格的な工事に着手し、より良い学校環境づくりを行ってまいります。

昨年度から続いています一括交付金を活用した学校支援員配置事業を継続し児童生徒の基礎学力の向上に努めてまいります。また、不登校等の問題に対し地域支援員配置事業による心の教育も継続し、児童生徒や家庭のサポートも充実させてまいります。

その他、情報社会に対応しうる資質の教育を図るため各学校へのデジタル黒板設置を行ったことで次のステップ、デジタル黒板を利用した授業の推進を図ってまいります。

(2) 生涯学習の振興。

一括交付金を活用した生涯学習支援事業で、生涯学習支援員を継続配置し、各社会教育団体の生涯学習活動及び青少年の学校外活動における学習機会を「わんぱく体験団」の事業との連携により、心豊かでたくましい児童生徒の育成ができる事業に取り組んでまいります。

また、昨年地域住民対象に行ったパソコン教室などシニア世代への事業、大人向けの講座も計画してまいります。

(3) 地域文化の振興。

一括交付金を活用し、沖縄本島最北端の築城である根謝銘城跡の調査を進めるための基本計画策定と、地域資源文化財を活かした貴重な歴史民俗資料の整備やおおぎみの昔話等の絵本化を実施し文化資源を活かした村おこしを推進してまいります。

#### (4) 村史編纂について。

一括交付金を活用し、新村史編纂基本計画に基づき、「大宜味の戦争証言集」の編集を行い、引き続き「人と自然」、「移民・出稼ぎ」、「民俗・ことば」、「写真集」、「通史」等の発行計画に基づき資料収集をおこなってまいります。併せて、基本計画の再検討を行ってまいります。

#### 6. 安心・安全な村づくり。

##### (1) インフラの整備。

本年度におきましても、長寿命化計画に基づき道路橋の予防的な修繕及び架替えを行ってまいります。さらに道路の総点検結果を踏まえ、修繕計画の作成、修繕事業の実施に繋げ事前防災、減災対策の強化を図ってまいります。

村内8箇所普通河川の点検を実施してまいりました結果、護岸の老朽化の進行や雑木が多く、治水安全度低下の状況にありますことを踏まえ、山原らしい癒やされる河川の再生と治水安全度の向上また、観光にリンクした河川とその周辺の整備を行う為、環境調査と推進計画を策定してまいります。

##### (2) 消防・防災の推進。

3・11東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年度に沖縄県防災計画が修正されました。それに準じ、大宜味村地域防災計画を見直ししてきました。「自分たちの地域は自分たちで守る」という認識の下、地域住民が主体的に防災活動を行うため、自主防災組織の育成支援を行うとともに、防災マップにつきましては、村民が自ら作成していくことを基本に、各区と連携し進めてまいります。また、防災設備整備の検討と、正確な情報を迅速に伝達するため、防災無線を整備してまいります。

一括交付金を活用し、結の浜の避難路、消火栓等の調査を行い整備計画を策定してまいります。

##### (3) 情報通信の整備。

北部広域ネットワーク協議会と連携し、情報通信の高速化とインターネットの民間普及を推進してまいります。

おわりに。

以上、平成26年度の村政運営にあたりましての私の基本的な姿勢と主要施策の一端を申し述べさせて頂きました。これまで様々な振興事業や補助事業が導入され、インフラ整備におきましては、整備の実感ができるようになりましたが、まだ多くの施策に課題があります。地域主権の先行モデル構築が期待される一括交付金と北部地域が連携し、課題解決を図ることができる北部連携促進特別振興事業を有効に活用し、諸課題の解決に取り組んでまいります。

各施策につきまして申し上げさせていただきましたが、村民が「健康長寿のいきいき輝く文化の村」を実感できるよう誠心誠意取り組んでまいりますので、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、平成26年度の施政方針といたします。

平成26年3月7日

大宜味村長 島袋義久

なお、資料といたしまして、村主要事業の計画を添付してございますので、御参照いただければと思います。よろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで平成26年度村長所信表明を終わります。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

(午前10時45分)

- 
- 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時53分)

---

◎同意第1号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第6 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長（島袋義久） 同意第1号 教育委員会委員の任命について  
大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

平成26年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

住 所 大宜味村字田嘉里171番地の2

氏 名 池 原 弘 昭

昭和22年7月29日生

提案理由

委員の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求める。

なお、履歴書を添えてございますので御参照いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎議案第5号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第7 議案第5号 国頭地区行政事務組合格約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長（島袋義久） 議案第5号 国頭地区行政事務組合格約の一部変更に関する協議について  
上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

国頭地区行政事務組合格約の一部を改正する規約

国頭地区行政事務組合格約（昭和55年沖縄県指令総第200号）の一部を次のように改正する。

第5条中「大宜味村」を「東村」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

#### 提案理由

大宜味分遣所の移転に伴う規約の一部変更協議について、地方自治法第290条に基づく議会の議決が必要でありこの案を提出する。

以上、提案説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第8 議案第6号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第6号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

#### 提案理由

国の示す市町村国民健康保険税条例（準則）と大宜味村国民健康保険税条例との整合性を図るためこの案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（大城 武住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（大城 武） 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これまで長年にわたり、国の示す市町村国民健康保険税条例（準則）に基づき改正を行ってまいりましたが、条文の並び等に相違のあるものとか、村に該当しない場合においては追加を行わないことや、条文番号に枝番をつけて改正してきた等の経緯があり、今回、国の示す準則と整合性を図るためこの改正となっております。なお、村条例の内容については変わるものではありません。

なお、施行期日を公布の日としております。

資料として、新旧対照表を添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第9 議案第7号 大宜味村農村活性化センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第7号 大宜味村農村活性化センターの設置及び管理条例の一部を改正す

る条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

使用料金の改定を行うことと、条文の整理を行う為、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。どうも失礼しました。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（山城 均企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（山城 均） それでは議案第7号 大宜味村農村活性化センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例について御説明します。

第3条第2項中「、大宜味村社会福祉協議会に」を削ることにより、他の組織への管理委託を可能にしております。

別表2につきましては、廃止されたグリーンハウスを削除し、屋内の主要施設に新たに販売所と倉庫を追加して整備しております。活性化センターの適正かつ効果的な運営を図るために、運営費用の見直しが急務となりました。料金の改定につきましては、施設全体にかかる機械警備委託料、浄化槽管理費、電気施設、空調設備管理等の経費は管理費また共益費にとらえ、入居者の皆さんにもそれ相応の費用負担が必要と考え、応分の負担をしていただくため村が年間管理する部分と入居者の使用分における面積案分を行いました。その負担分としまして、算出されました費用が月額1平米当たり120円の増額となっております。屋外の農産物直売所につきましても同様の判断と野外直売所とのバランスをとり60円の増額となっております。施設の健全運営に近づけるための料金改定となっております。

なお、入居申し込み前に料金改定予定の事前説明会と入居者確定後に予定額の説明会を行い、入居予定者の理解を得てまいりました。

御審議のほど、よろしくお願い致します。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第10 議案第8号 村営住宅短期貸付条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第8号 村営住宅短期貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

入居者の費用負担義務を明確にし、村営住宅を適正に管理運営するため、条例を整備する必要があり、

この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） 議案第8号について、内容を説明いたします。

第10条第1項の使用料を月額「1万円」から「1万1,000円」に改めています。同条第3項の月の途中で入居退去した場合も日割りとせず、一月分納付することに改めています。

第12条以降1条ずつ繰り下げ、第12条に（共益費）を新たに設けています。1項で共益費は、使用料に含まれていることを、2項では第14条の共同施設の維持管理するための経費に充てることをうたっています。

本則の改正に伴って様式の改正も行っております。

附則で、平成26年4月1日から施行することとしています。

説明を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第11 議案第9号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第9号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

#### 提案理由

大宜味村立4小学校の統合新設・中学校の移転に関し、名称並びに位置を明確にし、事業の円滑化を図る必要がありこの案を提出する。

なお、内容につきましては、教育委員会教育課長から説明させますのでよろしく願いします。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

（新城 寛教育課長 登壇）

○ 教育課長（新城 寛） 議案第9号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正については、大宜味村立学校設置条例（昭和47年条例第33号）の一部を次のように改正するものであります。

別表を次のように改める。

4小学校の統合新設に伴う別表第1（第2条関係）、小学校の名称及び位置の改正です。

喜如嘉小学校、大宜味小学校、塩屋小学校、津波小学校を統合し、大宜味村統合小学校に改める。学校名称につきましては、今回、仮称で提案させていただきます。今後、正式名称が決定し次第、再度名

称の変更を行います。また位置については、現在事業を行っている結の浜埋立地の大宜味村字塩屋1306番6に改正。

次に別表第2（第3条関係）、中学校の位置の改正です。「津波95番地」を「塩屋1306番6」に改める改正です。

附則には、平成28年4月1日施行を記しています。

大宜味村立学校については、平成28年4月開校に向け、教育委員会ではこれまで説明会の開催や開校に向けた関連事業を進めてまいりました。村立4小学校の統合新設、中学校の移転に関し、名称並びに位置を明確にし、平成26年度以降の事業実施の円滑化を図るため提案するものであります。

なお、議案説明資料44ページの新旧対照表を御参照ください。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第12 議案第10号 大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第10号 大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第3次一括法）が平成25年6月14日に公布されたことに伴い、社会教育法第15条及び第18条が改正され、文部科学省で定める基準を参酌し、条例で社会教育委員の任命基準を定める必要がありこの案を提出する。

なお、内容につきましては、教育委員会教育課長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

（新城 寛教育課長 登壇）

○ 教育課長（新城 寛） 議案第10号 大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

改正については、地域主権改革として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、公布の日より第1次一括法が平成23年、第2次一括法が平成25年、今回の改正は第3次一括法が平成25年6月に成立、74法律を一括改正する中の社会教育法社会教育委員資格について、社会教育法の第15条及び第18条の改正に伴い、大宜味村社会教育委員に関する条例（昭和47年条例第35号）の一部を次のように改正するものであります。

第1条中「法律第207号」の次に「。以下「法」という」を加える。

第3条第1項中「とする」を「とし」に改め、その次に「、法第15条第2項に規定する者のうちから教育委員会が委嘱する」を加え、同条第2項を削る。

第5条中「委員に」を「委員が」に改め、その次に「法第15条第2項に規定する者に該当しなくなった場合又は」を加える。

附則には、平成26年4月1日施行を記しています。

なお、議案説明資料の47ページの新旧対照表を御参照ください。御審議のほど、よろしくお願ひします。

申しわけございません。議案説明資料は46ページの新旧対照表であります。よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第13 議案第11号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第11号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）

平成25年度大宜味村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,125万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4,832万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰り越しして使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成26年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

議案第11号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）の概要を説明いたします。

今回の予算の補正は、7,125万8,000円の減額補正であります。

歳入について、主な款で概要を説明いたします。

1 款村税530万円の増額。

13 款国庫支出金957万円の減額。

14 款、これは県支出金でありますけれども、6,027万6,000円の減額で、主に沖縄振興特別推進交付金5,224万円の減額等でございます。

15 款財産収入1,022万9,000円の増額でありますけれども、結の浜の宅地分譲売払用地代の増額でござ

います。

それから17款繰入金460万円の減額でありますけれども、財政形成基金取崩金の減額でございます。次に20款村債1,650万円の減額でございます。これは過疎対策事業費等の減額によるものでございます。

続きまして、歳出の概要を説明いたします。

2款総務費940万円の減額でございます。

3款民生費4,375万円の減額でございますけれども、主に社会福祉総務費委託料3,820万7,000円の減額でございます。

6款農林水産業費1,123万4,000円の減額でありますけれども、これは工事請負費553万円の減額等でございます。

7款商工費2,860万3,000円の減額でございます。

8款土木費1,428万6,000円の減額でありますけれども、主に土木総務費198万円の減額等でございます。

10款教育費808万円の減額でありますけれども、主に教育総務費117万9,000円の減額等でございます。

12款公債費687万6,000円の減額でございます。

13款諸支出金が1,108万2,000円の減額でございます。主に財産形成基金費の積立金884万2,000円の増額等でございます。

14款予備費が4,166万5,000円の増額であります。

以上が歳出の主な概要でございます。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長等から説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎議案第12号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第14 議案第12号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第12号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）平成25年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,788万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,578万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させていただきますのでよろしく願いします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

議案第12号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。  
補正額は1,788万6,000円の増額補正であります。

歳入の主な概要を説明いたします。

4款国庫支出金102万4,000円の減額。

7款県支出金95万5,000円の減額。

9款共同事業交付金2,063万3,000円の増額が主でございます。

11款繰入金81万3,000円の減。

13款諸収入4万5,000円の増。

以上が歳入の主な概要でございます。

続きまして歳出の主な概要を説明いたします。

2款保険給付費1,100万円の増額でございます。

12款予備費688万6,000円の増額でございます。

以上が歳出の主な概要でございます。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎議案第13号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第15 議案第13号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第13号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成25年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成26年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

議案第13号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の概要を説明いたします。  
歳入の変更はございません。

歳出の款の変更で、1款を47万7,000円減額して、4款予備費を47万7,000円の増額でございます。  
以上でございます。

なお、詳細については、委員会で課長等から説明させますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第16 議案第14号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第14号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）平成25年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,516万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

議案第14号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要を説明いたします。

歳入は、3款繰入金46万3,000円の減額。

歳出は、1款公共下水道事業総務費46万3,000円の減額でございます。

なお、詳細については、委員会で課長等から説明させますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第17 議案第15号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 議案第15号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
平成25年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ115万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,633万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひします。

- 議長(金城 勇) 副村長。  
(山城清臣副村長 登壇)

- 副村長(山城清臣) 説明いたします。

議案第15号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の概要について説明をいたします。

補正額は115万円の減額でございます。

歳入の主な概要については、4款繰入金の100万7,000円の減額。

6款諸収入の14万3,000円の減額。

以上が歳入の主な概要でございます。

歳出の概要について説明いたします。

1款総務費14万9,000円の減額。

2款後期高齢者医療広域連合納付金100万7,000円の減額。

3款諸支出金14万3,000円の減額。

4款予備費14万9,000円の増額でございます。

以上が歳出の主な概要でございます。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきますのでよろしく御審議お願いいたします。

- 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明

- 議長(金城 勇) 日程第18 議案第16号 平成26年度大宜味村一般会計予算を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 議案第16号 平成26年度大宜味村一般会計予算  
平成26年度大宜味村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億7,037万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。  
(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

○ 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

○ 副村長(山城清臣) 説明いたします。

議案第16号 平成26年度一般会計予算の概要を説明いたします。

予算総額は40億7,037万1,000円で、対前年度予算額29億7,705万2,000円に対し、10億9,331万9,000円の増額で、対前年度比36.7%の増額となっております。平成26年度も沖縄振興特別推進交付金事業を当初から計上しております。

歳入について、主な款で御説明をいたします。

1款村税ですけれども、6億7,090万3,000円で対前年度377万8,000円の減額となっております。

6款地方消費税2,754万5,000円で、これは対前年度456万円の増額でございます。

9款地方交付税ですが、9億6,500万円で対前年度2,250万円の減額となっております。

13款国庫支出金でございますけれども、6億4,015万3,000円で3億4,137万9,000円の増額となっております。これは教育費国庫負担金1億9,383万7,000円の増額等々でございます。

14款県支出金ですけれども、4億5,485万8,000円で対前年度3,008万5,000円の減額となっております。

15款財産収入ですけれども、1,797万4,000円で対前年度97万5,000円の増額となっております。主に財産貸付収入の増額等でございます。

18款繰越金ですけれども、5,000万円で対前年度2,000万円の増額となっております。

20款村債ですけれども、9億1,320万円で対前年度7億650万円の増額となっております。主に過疎対策事業費の増額と総務費の増額でございます。

以上が歳入の主な概要でございます。

続きまして、歳出について主な款で説明いたします。

1 款議会費ですけれども、6,358万1,000円で対前年度78万5,000円の増額となっております。

2 款総務費 5 億1,756万3,000円で対前年度7,464万8,000円の増額となっております。

3 款民生費 6 億919万5,000円で対前年度3,527万7,000円の減額となっております。

次に 6 款農林水産業費ですけれども、2 億3,889万4,000円で対前年度3,192万5,000円の減額となっております。この 6 款の中にシークワサー産地振興協議会の補助金が費目存置となっておりますけれども、村長の施政方針にもありましたけれども、現在、このシークワサー産地振興協議会の強化を図るために、生産者並びに J A 等を含めた方々と、いわゆる加工業者含めていろんな協議をしているところでございます。一応、4 月に準備会、それから 5 月に設立を目指して、今、生産者協議会の上、生産者の皆さん方とたびたび協議会を持っているところでございます。そのために、具体的に予算については詰めた後で 6 月後の補正で対応できればということ考えているところでございます。なお、これについても委員会で細かく説明する予定でございます。

7 款商工費ですけれども、1 億7,493万4,000円で対前年度 4 万円の増額でございます。

それから 8 款土木費 2 億4,346万4,000円ですけれども、3,177万9,000円の減額となっております。

一番大きいのが 10 款教育費ですけれども、13 億7,786万7,000円で対前年度 10 億9,485万2,000円の増額となっております。これは学校建設費の増額等々でございます。

12 款公債費ですけれども、2 億7,029万8,000円で対前年度 40 万8,000円の減額で、利子の減額となっております。

さらに 14 款予備費 2,000 万円で対前年度同額でございます。

なお、7 ページに第 2 表債務負担行為を、8 ページには起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法等を掲げた第 3 表地方債を記載しておりますので御参照ください。

また 9 ページから 171 ページにわたり、事項別明細書。172 ページに債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書。173 ページに地方債の現在高調書を。174 ページには給与費明細書を載せておりますので御参照ください。

なお、詳細については、委員会で課長等から説明をさせますのでよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第 17 号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第 19 議案第 17 号 平成 26 年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第 17 号 平成 26 年度大宜味村国民健康保険特別会計予算  
平成 26 年度大宜味村の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億2,516万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

○ 副村長(山城清臣) 説明いたします。

議案第17号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の概要でございます。

歳入歳出総額は、6億2,516万3,000円で対前年度3,341万6,000円の増額であります。

歳入について主な款で説明をいたします。

1款国民健康保険税は、6,340万2,000円で対前年度174万8,000円の増額となっております。

4款国庫支出金は、2億1,649万6,000円で対前年度1,409万9,000円の増額で、療養給付費負担金の増額が主なものでございます。

6款前期高齢者交付金は、5,166万3,000円で対前年度553万円の減額でございます。

7款県支出金3,565万8,000円で対前年度58万1,000円の増額となっております。

9款共同事業交付金は、1億1,403万1,000円で対前年度1,872万1,000円の減額でございます。

次に歳出について説明をいたします。

1款総務費452万7,000円、対前年度83万5,000円の増額。

2款保険給付費4億73万3,000円で対前年度3,625万6,000円の増額でございます。主なものとしては、退職被保険者等医療給付金の増額でございます。

3款後期高齢者支援金は、6,731万円で対前年度284万8,000円の増額でございます。

6款介護納付金3,835万9,000円で対前年度141万7,000円の増額であります。

7款共同事業拠出金は、9,997万2,000円で対前年度797万7,000円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させますのでよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第18号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第20 議案第18号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第18号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算  
平成26年度大宜味村の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,289万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700万円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

議案第18号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の概要について説明をいたします。

予算総額は、1億5,289万3,000円で対前年度3,032万4,000円の減額で16.6%の減の予算でございます。歳入について、款の主な事項で説明したいと思っております。

1 款使用料及び手数料は、7,213万円で対前年度1,200万9,000円の増額となっております。これは平成26年4月1日の消費税の改正と、平成26年6月1日からの水道料金改定に伴っております。

2 款国庫支出金は、水道施設補助事業の計画がないために対前年度と同額でございます。

3 款繰入金、一般会計からの繰入金は7,275万9,000円で対前年度4,633万2,000円の減額となっております。

4 款繰越金は、100万円で対前年度300万円の減額でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

1 款簡易水道総務費は、7,174万8,000円で対前年度3,807万2,000円の減額となっております。減額の

主な要因として、前年度計画していた一括交付金事業費、ろ過池の砂等入れかえ4池が実現できなかったものによります。

2款簡易水道事業費は、水道施設単独事業の計画のため、対前年度705万5,000円の増額となっております。

3款公債費7,358万円で対前年度69万3,000円の増額でございます。

以上が歳出の主な概要でございます。

なお、14ページ以降に地方債の現在高調書等を添付しておりますので、御参照ください。

詳細については、委員会で担当課長から説明させますのでよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第21 議案第19号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第19号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算  
平成26年度大宜味村の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,600万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

議案第19号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の概要について説明をいたします。

予算総額は、1,600万9,000円で対前年度233万1,000円の増額で17%増額でございます。

歳入について、款の主な事項で説明したいと思います。

1款使用料及び手数料は、284万5,000円で対前年度231万6,000円の増額でございます。

3款繰入金、一般会計の繰入金1,235万9,000円で対前年度並みでございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

1款公共下水道事業総務費782万5,000円で対前年度79万1,000円の増額でございます。

3款公債費767万6,000円で対前年度154万円の増額でございます。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させますのでよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎議案第20号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第22 議案第20号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第20号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算  
平成26年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,497万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひします。

- 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

- 副村長（山城清臣） 説明いたします。

議案第20号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の概要について説明いたします。

予算総額は、3,497万8,000円で対前年度243万2,000円の減額。率にして6.5%の減額でございます。

歳入の概要については、1款後期高齢者医療保険料1,643万円で、主に特別徴収保険料によるものでございます。

4款繰入金1,817万8,000円で、主に保険基盤安定繰入金としてでございます。

続きまして歳出について、2款後期高齢者医療広域連合納付金として、3,445万8,000円を計上しております。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させますのでよろしく御審議のほどお願ひを申し上げます。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎議案第21号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第23 議案第21号 平成26年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第21号 平成26年度大宜味村工業用水道事業会計予算  
（総則）

第1条 平成26年度大宜味村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

（1）給水事業所数 1戸

- (2) 年間総給水量 7,300立方メートル
  - (3) 一日平均給水量 20立方メートル
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 工業用水道事業収益 504万1,000円
- 第1項 営業収益 29万4,000円
- 第2項 営業外収益 474万5,000円
- 第3項 特別利益 2,000円

支出

- 第1款 工業用水道事業費用 361万4,000円
- 第1項 営業費用 350万2,000円
- 第2項 営業外費用 4,000円
- 第3項 予備費 10万8,000円

次のページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出額は、次のとおりと定める。

収入

- 第2款 資本的収入 5,000円
- 第1項 企業債 1,000円
- 第2項 支出金 2,000円
- 第3項 諸資本収入 2,000円

支出

- 第2款 資本的支出 5,000円
- 第1項 建設改良費 3,000円
- 第2項 企業債償還金 1,000円
- 第3項 予備費 1,000円

(他会計からの補助金及び負担金)

第5条 一般会計からこの会計への負担金は、300万円である。

平成26年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

以上で提案説明は終わりますが、なお、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させますのでよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

○ 議長(金城 勇) 休憩します。

(午後12時00分)

- 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 12 時 10 分）

---

◎選挙第 1 号の選挙

- 議長（金城 勇） 日程第 24 選挙第 1 号 大宜味村選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には平良 聡氏、金城良一氏、知念 章氏、金城清隆氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました平良 聡氏、金城良一氏、知念 章氏、金城清隆氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に補充員に我那覇宗徳氏、佐久川紀彦氏、金城スナオ氏、宮城広実氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました我那覇宗徳氏、佐久川紀彦氏、金城スナオ氏、宮城広実氏、以上の方が補充員に当選されました。

次に補充員の順序について、お諮りいたします。補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定しました。

---

◎請願第 1 号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第 25 請願第 1 号 「結の浜」 への大宜味村立小学校統合・中学校移転の

中止を求めることに関する請願書を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 27 号

平成26年 2月28日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

総務常任委員会

委員長 新 城 一 智

### 請願審査報告書

本委員会に付託された請願書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

#### 記

受理 番号	付 託 年月日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措 置
1	平成26年 2月4日	「結の浜」への大宜味村立小学校 統合・中学校移転の中止を求める ことに関する請願書	不 採 択		

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（新城一智） 報告する前に、総務委員会所属議員のほかの議員の方々は、この請願に対しての意見というか、情報の収集並びにいろんな形での意見交換ができていない部分で、まず総務委員会における審査を議事録として作成しましたので、聞き取りにくい点、また読み取りにくい点もあろうかと思いますが、ちょっと長くなりますけれども、議事録も紹介しながら報告したいと思います。では、報告いたします。

ただいま議題となりました請願第1号「結の浜」への大宜味村立小学校統合・中学校移転の中止を求めることに関する請願書について、審査の経過と結果を報告します。

2月4日臨時会において、幅広く意見の聴取、又は防災計画の見直しの内容についても精査するということで、閉会中の継続審査としておりました。

2月17日午前10時から総務常任委員会を開催し、村長、副村長、総務課長の出席を求め、防災計画の見直しなど、現時点で完全に完成はしていないが、原案を防災会議委員に提供し、委員に意見を求めているところであるなか、説明を受けました。

その内容は、今回の修正の大きなものとして、災害時の時間的経過、災害予防計画、災害応急計画、災害復興計画など多数の項目で共通点が多いことから全体構成をまとめることで見直しを行っており、その中で、普段からどうすればいいのか、起こる前に応急対策としてどういうのがあるかなどの見直し、県の津波被害想定検討委員会の津波浸水予想図の追加、県に準じた備蓄計画の追加、津波時の避難場

所として、上原、押川、江洲の公民館及び大保ダムの地域防災センターの指定、風水害の応急対策計画の基本的な考え方で時間経過の災害が起こりそうである、災害が起こったなどの項目別に分けた整理、災害に強い人づくりということで動員の計画など、さらに、避難経路図を各地域において自分たちでマップに確認しながら作成させる方法を取り入れ、その中で避難路の整備、対策など検討課題が出てくるのでは、との説明でありました。

また、学校とかが避難場所で指定されていたが、に対して、全公民館、学校が指定されています。津波に関しては上原、押川、江洲の公民館と大保ダムの地域防災センターを新たに記述していますとの回答でした。

統合すると4校なくなって1校しか残らない、津波の場合はアクセスが無理、村の人口の約8割方は沿岸地域に住んでいる。それだけの規模では収容は難しいのでは、に対し、一心福祉会など民間との協定をやっていききたいとの回答でした。

地域防災組織のあり方など、防災について各地域で説明される考えはあるか、また、自主防災組織を17区字全部設立させるようにやった方がいいが、に対し、災害に強い人づくり、自主防災組織の結成とか実施に向けて全地域に出来ることを進めていきたい、との回答でした。

大宜味村はほとんどが土砂崩れの危険地域として指定されている、そういうところの対策も盛り込まないといけないが、に対し、災害に強い村の環境づくりという形で計画の中に入れていく、との回答でした。

小学校移転を早めるためにこの防災計画を進めているような感じがする、移転計画と全く関係ないか、に対し、そういうことはない、県が平成25年に沖縄県地域防災計画を見直しており指導もあります。ほとんどの市町村が今年度やるのでは、との回答でした。

計画は、いつ上げる予定か、に対し、いま見直して3月いっぱい、との回答でした。

結の浜の全体の風評的なものを払拭するため、ある程度こうしますという形はないものか、に対し、この結の浜の防災をどうするかについて、当然学校も賃貸工場、団地、分譲した方々にしっかりした避難経路、津波が来たときにどうするか議論はしております。具体的にもっと決めていきますけど、26年度の一括交付金を活用して、具体的な避難路の調査設計等やっていきます。さらに、同じように交付金活用で実施までしていく考えをもっております。既に、山のほうについて地権者の動向調査などはやっております。どのような経路が一番良いのか案もあります。国道58号を横断して山に行く距離とか調査済みであります。どれだけ距離があっても、通常の逃げる際の時間、身障者など弱者の方の速度計算など、県のデータを元に調査は終わっております、との回答でした。

国道をまたぐとかが心配だが、に対し、台風時に国道、県道が遮断機で遮断されることがあります。遮断機で遮断する方法もありますとの回答でした。

計算上は簡単にできるはずだけど、実際、現場であったときはどういう風に対応できるか、瞬時にこういうことができるか、できないか、それが一番大事と思うが、に対し、訓練を重ねるしかない、どう対策取ったかというのが大事、との回答でした。

宮城県でチリ津波を教訓に防波堤を10メートル上げてこれで大丈夫と思っていたが3.11の時にこれを越えてきた。どの位の波がくるかわからないが、に対し、埋立地の村道から、500メートルほど離れた所が山です、対策はこの山を活用する、との回答でした。

津波があっても被害がある、津波が引いたからすぐ学校が使えるわけでもない、どのくらい年数掛かっ

て学校開始してくれるかわからない、危険性を回避するのが自治体の責任ですから、高台に建設する考え方もってないですか、に対し、一昨年の台風で道路が一年あまりも復旧できなかったのもある、学校の選定についてはいろんな意見があると思う、自然災害も加え、人里離れたところの学校も恐ろしい、いろいろ事件もあります、それと父兄が日常的に行きやすい場所、社会の目というのものもあるものですから、教育委員会で議論されてきた結果としてあるわけで、おっしゃるとおり高台というのも一つの意見でしょう、との回答でした。

防災計画は3月末までに終わるということですか、に対し、県との協議の進み具合だと思いますが、やっていきたい、との回答でした。

避難経路のマップ作成のタイミングは、に対し、次年度に地域で説明しながら総務課の担当も一緒にやりながら独自で作ってもらいたい、との回答でした。

マップは全世帯配るということですか、に対し、全世帯配る予定ですと、との答弁でした。

あちこち避難路が必要になってくる、村の対応としてこれに準じて手がやれるような体制づくりというのは、とって煮詰めているか、に対し、全部役場がやるのではなく、手助けできるものは手助けして、区民独自の力で出来るものはやってもらいたい、予算も伴うことから、出来る限りは一緒にやっていきたい、との回答でした。

避難訓練について、現状の学校で、に対し、学校がどれくらいの頻度でやっているかというのはデータを持ってないので、村全体としては去年も県が実施するのに合わせて2回は行っている、出来る限り数多くやっていきたい、との回答でした。

去年、訓練したときに、各区から問題点とか出てきたと思うが、その対応とかはどうしたか、に対し、避難路に関してのことが一番多いです、弱者の問題が結構ありました、土の道では車いすが厳しいとか、喜如嘉区には材料費を役場で捻出して、対応は区でやってもらいました、根路銘区には、自主防災組織に対して手当としてあげました。避難路について協力願という形で行政もいくつか受けて進めています、との回答でした。

村長、副村長、総務課長、議長も3、11の被災地を目のあたりに見てきている、そういったものも教訓に入れて村の防災計画を十分吟味して作成して頂きたい、に対し、自然災害ですから想定できないような部分もでてきております、そういうのも含めて総合的にどうした方が良いか、県の防災計画にあわせた形の見直しということもあって、必ず高台が安全、低地が危険、そのあたりとらわれることなく総合的に考えて計画にしていきたい、との回答でした。

次回委員会開催の日程を調整し、午前11時10分に散会いたしました。

2月24日午前10時から総務常任委員会を開催し、これまでに調査した結果を述べていただき、討論を行いました。

まず、この請願に対する反対討論は、高台に移転するとき用地の確保、整備、建物の建設にだいぶ時間がかかるのでは、そのために津波校、塩屋校が危険にさらされないか、さらに、避難路の整備及び国道58号を越すときに遮断機をつける案、教育委員会において避難訓練の回数を増やしていく、防災の教育をする、確実に実行していくのであれば結の浜に学校を造っていくのもいいのでは、とのことであります。

次に、この請願に対する賛成討論は、行政の責務というのは住民に対して安心・安全を保障するというのが最も最優先されるべき事項である、小学校移転をしようとしておるが、津波、塩屋、大宜味の海

抜はなんら変わらない、当分の間、高台用地取得している間、標高の中で一番ベターだと思われる喜如嘉小学校に統合しておいて、やった方が将来的にも、財政的にも、災害が起こったあとの関連からもいいのでは、なぜ高台かという学校用地、体育館は災害があった場合の住民の避難施設として提供される場です、そこが、災害が起こった場合に住民はどこに避難すればいいか、さらに、学校がいつまでに再開ができるかという懸念をもっている。高台にあれば何の心配もない、保護者も安心して仕事もできる、東日本大震災の教訓を生かさなければならぬ。お互い議会も住民に対しては安心・安全を保障する義務を負っているとのことでした。

また、琉球列島の大震災が一番危険じゃないかという静岡大学の先生も言っている琉球海溝というのも結の浜の向かい側に一番近いところにあり、地域防災計画でも津波危険想定区域に指定されているこの危険区域にあえて学校を造り児童生徒を危険にさらすようなことはしないでほしい、時間をかけて慌てないで検討すべき、とのことでありました。

採決の結果、可否同数のため委員長採決により請願第1号はお手元に配布してあります審査報告書のとおり不採択とすることに決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから請願第1号「結の浜」への大宜味村立小学校統合・中学校移転の中止を求めることに関する請願書について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから請願第1号「結の浜」への大宜味村立小学校統合・中学校移転の中止を求めることに関する請願書の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番 具志堅朝秀議員。

○ 8番（具志堅朝秀） それでは、私はこの請願に対して、内容に関しては理解しなければいけない点が多々あると思っておりますが、小学校統合及び中学校移転の中止に対しては、私は反対の立場で理由を述べたいと思います。

その理由として、先ほど委員長報告にもあったとおりであります。もし高台に移転した場合にですね、用地選定、確保及び整地、そして建物を造るのにどれぐらい時間が掛かるかっていう見通しが、ちょっと自分には見えてこない。そしてその間に、津波に対してですけれども、津波及び塩屋小学校は危険なままにずっとさらされないかどうか懸念しております。

また中学校移転に関してはですね、中学校は現在、老朽化のためにコンクリートが剥がれ落ちる等の危険が生じております。それをそのまま放置することはできないのではないかという考えもあります。

次に、もし結の浜に建てた場合の話ですけれども、背後に山があることから避難路の整備が急務だと思っております。その避難路の整備に関しては、26年度予算に計上されております。そして国道58号を横断する場合に、先ほども委員長報告にありましてとおり、遮断機をつける等の案がいま出ております。これを是非実行して頂きたいと思っております。

また教育委員会におきましては、避難訓練を数回増やす。また防災教育を重視していくことの見解がありました。そういうことを踏まえてですね、結の浜に造っても差し支えないのではないかと私の

考えであります。

以上、私のこの件に関する反対の意見を申し上げましたけども、議員の皆さんのご賛同よろしく願います。

○ 議長（金城 勇） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 私は、この請願第1号について、賛成の立場から討論をいたします。

先ほど委員長報告にありましたような内容になりますけれども、行政の責務というのは、住民に対して安心・安全を保障するというのが最も優先されるべき事項であります。そして本日の村長の所信表明の中でも安心・安全な村づくりは生活の基盤であるということで今日の所信表明でもおっしゃっておられるわけであります。学校施設というのは、やっぱり災害が起こった場合にですね、避難場所。それが最も学校施設が優先されるわけなんです。もし結の浜での学校での災害が起こった場合に、避難場所をどうするか。大宜味村の約8割方が海岸線に生活してる住民なんです。当局の説明でも委員長報告にもありましたけど、高台のある上原とか、そういう公民館を活用していくというような話もありましたけども、それだけで絶対、手狭でできる問題じゃないと考えております。先ほど反対討論の中でもありましたけれども、避難路ができるからということでもありますけど、それも結構なんです。しかし、その学校が災害を受けた場合にいつ使えるようになるかですよ。長い間かかるかもしれないですよ。この学校が避難施設として本当に活用できるかということ、国道も全部使えなくなって、交通関係も全然通れなくなるわけですよ。災害を受けた住民はどこに避難すればいいのか。みんな野宿するんでしょうかね。ですから、そういった面いろいろ考えてですね、いま現在、4小学校のうちで一番標高の高い喜如嘉小学校を活用していただいてですね、高台の用地を確保し、そして住民に安心・安全をやっぱり届けるという考え方にやっぱり立たなければ、我々議会としても責務を果たせないんじゃないかと。そういうことを考えておるところであります。高台に学校を建設しますとですね、保護者の皆さんはほとんど、働いてる方々が大勢ですので、地震、津波起こっても、本当に保護者は安心して仕事にも励めるんじゃないかという観点が考えられるわけであります。

いろいろ申し上げたいんですが、委員長報告の中にも賛成討論のものが書かれていますから、そういう内容を一つ熟慮いただいてですね、議員各位の賢明なる判断をお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。ありがとうございました。

○ 議長（金城 勇） ほかに討論ありませんか。

5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 私は、今回の請願書に対する、反対の立場から意見を申し上げます。

結の浜への大宜味村立小学校統合・中学校移転の中止を求めることに関する請願書について、反対の立場から意見を申し上げます。

学校の位置の選定には、いろいろな要因が考えられると思います。通学、通勤、容易かつ安全であること。つまり通学生徒の分布等を考慮し、利便性に優れているか。緊急時、例えば児童生徒たちの体調不良等が発生した場合の対応が容易であるかどうか。村民の利便性や生涯学習の場として相応しいか。アクセスはどうか。利便性はあるか。近隣地域に、環境に負荷の多い県の施設はないか。安心、安全対策が容易にとれるかなど、いろいろな要因があると思いますが、これらの要因のうち、大事なことは児童生徒の安心・安全の確保であることはいまでもありません。安心・安全に自然災害や防犯上の問題、

県の施設の有無などが考えられます。自然災害や防犯対策を考える場合においては、有効な対策がとれるかが大事だと考えます。学校予定地の結の浜は、国道を挟んで、背後に30メートルの山があり、しかも登り口で距離的にも最短距離30メートルと至近距離であります。そのため津波の襲来に対しても有効な対策が可能であると考えます。また国道の横断も危惧する声もあるようですが、それは委員長報告でもあったように、遮断機等で十分対応が可能と説明を受けております。私たちは一昨年台風において、村道をはじめ、農道等、二十数カ所の山崩れを経験しました。過去には山崩れのため、多数の村民が犠牲になりました。これは本村の地理的な特性であり、津波に対しては有効な場所であっても、台風などに必ずしも有効ではないことを証明しています。現在でも復旧してない箇所もあります。

またつい最近の出来事として、県内、しかも北部管内で児童誘拐未遂事件もありました。幸いに大事に至りませんでした。近くに住宅があり、住民の目が防犯の役割を果たしたものだと思います。このように学校の位置については、津波の襲来予測のみではなく、自然災害や防犯、通学利便性、ご父兄や村民の利便性など、総合的に判断すべきである。

結の浜は村の重要な財産として分譲を進めているところでもあります。本村の村作りの核として期待される場所でもあります。繰り返しますが、結の浜は至近距離の裏手に山があり、他地域の埋立て地とは立地条件が違います。たとえ津波の襲来が予測されたとしても十分な対策を講ずることが可能と考えます。

結の浜の児童生徒及び結の浜の住民の安全・安心を確保できる位置であると申し上げまして、請願書に対する反対、総務委員会の採決に賛成であることを申し上げます。よろしくをお願いします。

○ 議長（金城 勇） ほかに討論ありませんか。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 私は、この請願書に対する賛成の立場で討論を行います。

東日本大震災以降、被災地等では高台移転が相次ぐ中、また内閣府では既存の学校を高台に移すべきと提言がなされてるときに、結の浜に学校移設を計画するのは津波防災上、考えられないことである。結の浜は、沖縄県津波被害想定委員会で津波浸水予想図を公表し、浸水深を2メートルから5メートルとしている。防災地質学の権威である加藤祐三琉球大学名誉教授も外海を埋めた最も危険な地域であると指摘している。平成25年10月に日本地震学会で発表された静岡大学の生田先生も南海トラフ地震よりも琉球列島でマグニチュード9クラスの地震が起きるおそれがあると指摘されている。このように各専門家や沖縄県も危険地域としている結の浜は、大宜味村地域防災計画で津波危険想定区域に指定されている。みずから策定した危険区域にあえて学校を造り、児童生徒を危険にさらすことがないよう移転場の再考をすべきである。先ほどの反対討論の中で、学校の高台移転するときに津波小、塩屋小が危険にさらされないかという意見がありましたが、これは高台に学校を造るには時間的に何年かかるかわかりませんが、もし結の浜にこの学校を造った場合には一生子どもたちを危険にさらすこととなります。そして、裏手にはすぐ避難路を教育委員会が計画されているわけですが、その避難路に関してもこの避難路のすぐ裏は山手ということで、安心ということも言っておられますが、一番崖崩れの危険もあるところでもあります。こういった避難路も崖崩れで崩れた場合にはどこに避難するのか。それよりは高台に学校を移転して、いつでも安心して安全に学校教育が受けられる高台のほうがより安心で、安全で暮らせることになると思います。

こういうことから本請願に対する各議員の良識ある賛同をお願い申し上げまして、賛成の立場として

の討論を終わります。

○ 議長（金城 勇） ほかに討論ありませんか。

7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 私は、今回の請願に対して反対の立場で意見を申し上げます。

請願書には、文部科学省の東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会が、津波が到達しない安全な高台などに学校施設を建設する対策や、学校があらかじめ避難場所として必要な食料を備えていくという発想の転換が必要であると述べていますが、その提言を調べてみますと、その後に、1つ、近隣の高台や裏山など、安全な場所へ速やかに避難できるように避難経路を整備する。1つ、浸水被害が下層までにとどまる学校施設において、上層階へ速やかに避難できるよう、屋外避難階段を設置したり、屋上を緊急的な避難場所となるようにする。1つ、上層部が安全で緊急的な避難場所となるよう、建物を高層化する。1つ、児童生徒の通学に配慮する必要がある、学校は地域コミュニティーの拠点であり、学校と地域は密接な関係にあることから対策を考える場合は学校と地域との関係を十分考慮する必要があるとも述べています。

今回、津波被害ばかりが争点に上げられていますが、自然災害は津波だけではありません。沖縄においては、台風や崖崩れ、土砂災害など、津波以外の災害が数多くあります。高台に移転した場合の被害こそ甚大であると考えます。一昨年台風では、大宜味村でも崖崩れで通行不能になった箇所がいくつもありました。もし、高台に学校を建設した場合、それが毎年のように懸念され、災害時に子供を迎えに行くことも難しくなり、通学にも不便を来すのは明らかです。

また最近では、やんばるでも不審者情報の声が聞こえます。学校に不審者が侵入した場合、地域住民の目の届かない高台に学校があるとしたらすぐに対処することは非常に厳しく、大変危険です。学校は子供たちの毎日の生活の場所であり、憩いの場所です。日常の学校生活が何より大切であると思います。あらゆる危険から子供たちを守るには学校は死角が生じない見通しのよい場所にあるべきです。地域住民の目の届く場所にあれば、子供たちは安心して学校生活を送り、守られていると感じることだと思います。学校は地域のよりどころです。学校を中心に人が集まる村創りを行うことも大変重要です。その上、津波や台風などの自然災害や防犯から子供たちを守ることを最優先にした学校を建設することが大切だと思います。

学校の建設と統合については、いろいろな意見があるのは承知ですが、私が聞いた多くの保護者は子供たちのために早く統合してほしい。老朽化してる中学校の移転を進めてほしいと思っています。児童の学力向上や日常の活動とともに、あらゆる被害に強い学校建設を進めていただきたいと思っています。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで討論を終わります。

これから請願第1号 「結の浜」 への大宜味村立小学校統合・中学校移転の中止を求めることに関する請願書を採決します。

○ 議長（金城 勇） 9番、退場。

（9番 平良嗣男議員 午後12時52分退場）

○ 議長（金城 勇） 3番、退場。

(3番 平良英勝議員 午後12時52分退場)

- 議長(金城 勇) 本請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、本請願について採決します。

請願第1号 「結の浜」への大宜味村立小学校統合・中学校移転の中止を求めることに関する請願書を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手少数)

- 議長(金城 勇) 挙手少数です。

したがって請願第1号 「結の浜」への大宜味村立小学校統合・中学校移転の中止を求めることに関する請願書は、不採択とすることに決定しました。

---

#### ◎休会について

- 議長(金城 勇) お諮りします。議案調査のため3月10日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって3月10日は休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

- 議長(金城 勇) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午後12時53分)



# 平成26年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成26年3月11日

## 1. 開議、散会の日時

開 議 (平成26年3月11日 午前10時00分)

散 会 (平成26年3月11日 午後2時58分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 大 嶺 実

副 村 長 山 城 清 臣 会 計 課 長 宮 城 博 俊

総務課長兼  
村史編纂室長 島 袋 幸 俊 教 育 長 友 寄 景 善

財 務 課 長 山 城 文 子 教 育 課 長 新 城 寛

住民福祉課長 大 城 武 選 挙 管 理  
委員会書記長 島 袋 幸 俊

企画観光課長 山 城 均 農 業 委 員 会  
局 長 宮 城 久 美 子

産業振興課長 宮 城 豊 監 査 事 務 局 長 神 里 富 松

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

---

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

- 議長（金城 勇） 日程第1 一般質問を行います。  
通告順により、発言を許します。
- 

◇ 安里重和議員

- 議長（金城 勇） やんばる国立公園化について、安里重和議員。  
7番 安里重和議員。
- 7番（安里重和） おはようございます。それではやんばる国立公園化について一般質問を行います。

平成23年12月定例議会における3つの質問、①やんばる地域の国立公園に関する検討委員会の検討内容の村広報誌などでの情報発信について、②国立公園化に対する村民への説明責任について、③大宜味村では、どこの地域が指定されようとしているのか、面積はどの程度なのかについての質問に、村長はそれぞれ「環境省ややんばる野生保護センターなどから依頼があったときに広報紙などに掲載していきたいと思っている」「村民への説明は、事業主体である環境省がやるべきであり、要請があれば協力していく」「造林をするにも地元の意見も重視していくものと思われる」と答えています。

ところで、平成25年7月の「やんばるニュースレター」で環境省は「ことし1月、奄美・琉球を暫定リストに記載するために必要な書類をユネスコ世界遺産センターに提出しました。現時点では具体的な地域名や島を絞ったものではなく、今後、専門家の先生方に助言いただきながら科学的観点から、具体的な候補地域を選定していく予定です。そして候補地については、それぞれの地域が国立公園の指定などの課題などをクリアした後、最終的に国、県、村が一緒になって奄美・琉球として世界自然遺産に推薦することになります。これらの動きについて期待を寄せる方、また不安を感じる方など、さまざまな方々がいることだと思います。地域の活性化として、自然資源の保全が両立し、相乗効果が出るような自然を生かした地域づくりの一つとして、地元の方々と一緒に話し合い、知恵を出し合いながら進めていきたいと思っています」と広報しています。そして平成25年12月27日、環境省は対象地域を鹿児島県の奄美大島と徳之島、沖縄県の西表島と沖縄島北部やんばる三村（大宜味村・東村・国頭村）の4島と決めています。最短で2016年の夏、世界遺産検討委員会での登録を目指しています。登録されれば、日本国内での5番目の自然遺産となります。

大宜味村は、平成18年「大宜味型体験滞在・交流プログラム策定事業報告書」の中で、基本目標として“地域資源を守り・育て、持続的に活用していく”と報告しています。これらのことから、村は、事業主体であるといっても過言ではないと思います。大宜味村は私たちの地元です。地元は、地元の人が一番知っていることだと思います。

環境省が目指す「地域の活性化と自然資源の保全が両立し、相乗効果が出るような、自然を生かした

地域づくりの一つ」としての世界自然遺産という考え方は、大宜味村の基本目標にも合致します。既に大宜味村では、辺土名高校の環境科、喜如嘉小学校の野鳥観察、塩屋小学校のチョウの調査など、内外から高い評価を受けている子供たちの活動、大宜味の自然保護活動とツアーガイドを展開する「大宜味椿の会」、野鳥観察を通して自然の大切さを教える「野鳥の会」、民泊を通して大宜味の生活を体験させる「大宜味まるごとツーリズム協会」、そのほかに大宜味村教育委員会主催のわんぱく探検隊のプログラムなど、「地域の活性化と自然資源の保全が両立し、相乗効果が出るような自然を生かした地域づくりの一つ」になる活動が数多くあります。今の子供たちの活動が、将来の自然遺産の保全活動につながることも夢ではありません。ひいては、それが地元での職業になれば、持続可能な地域づくりに大きく貢献します。そのためには、環境省の強力要請を待つのではなく、村民への早急に情報を発信し、説明を行い、コンサルタントだけに任せるのではなく、村内で官民共同のプロジェクトチームなどを立ち上げ、実現可能な独自の具体的な計画を作成し、環境省や沖縄県に提案するべきだと思います。また、やんばる三村が協力して対処しなければならない事項が多々出てくることは予測できます。そのためにも三村が常に情報交換し、可能な限り足並みをそろえ環境省と協議すべきだと思います。

2014年1月4日、琉球新報に県は2021年度入域観光客数1,000万人の達成に向け、工程表の作成に着手すると報じられています。

再度申し上げますが、大宜味型体験滞在・交流プログラムは観光産業です。観光産業を考える地域は、観光客数をいかにしてふやすかを常に考えます。国立公園、ましてや世界自然遺産となれば、観光客はおのずと増加するのは明らかです。しかし、観光客がふえただけでは経済効果は上がりません。

環境省は、やんばる地域の国立公園に関する基本的な考え方として、指定プロセスにおける地域の意思の尊重で、調整などについては、農林、河川、地域振興等の広範囲の分野に地域行政との連携が必要であり、関係各村や広域行政を担う沖縄県と連携して実施します。また、これらの調整にかかる資料や会議予定などについては、広範な関係者間の情報共有のため、可能な限り公開することを旨としますとうたっています。そのためには、現在の大宜味村行政を担っている役場と村議会が国立公園化ましてや世界自然遺産登録に積極的なかわりが必要であり、責任だと思います。

以上を踏まえて、以下の5点を質問いたします。

- ①国立公園化または世界自然遺産について、村民への早目の情報発信を。
- ②村は、国立公園化を推奨推進するのか。
- ③推奨した場合、村は官民のプロジェクトチームを結成するのか。
- ④村は、国立公園ましてや世界遺産となったときは、具体的に経済効果が生まれてくる事業計画などを考えているのか。
- ⑤これまでに、県や環境省との協議や打ち合わせた内容や、村内の地域が選定されていたらご報告願います。よろしく願います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの安里議員の、5点ございしますが、御質問にお答えをいたします。

議員が述べておりますとおり、平成25年1月に環境省は、ユネスコ世界遺産センターへ本村を含む、奄美・琉球を世界自然遺産暫定リスト記載のための必要書類を提出しております。その後、平成25年12月には、奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会により、奄美島、徳之島、沖縄本島北部（国頭村、

大宜味村、東村)、西表島が世界自然遺産候補区域に選定され、改めて世界遺産暫定リスト記載のための必要書類を提出しているところでもあります。

御質問の①の村民への早目の情報発信をにつきましては、現在、やんばる野生生物保護センターのやんばるニュースレターにより情報が発信されてまいりましたが、今後は環境省や沖縄県及び国頭村、東村と連携を図り、早期に国立公園化及び世界自然遺産登録に向け推進していくために、関係機関の協力を得ながら、村広報紙などの広告媒体を活用し、広く村民へ国立公園化等に向けて情報を発信してまいります。

②の国立公園化を推奨推進するののかにつきましては、本村は先人たちから受け継いでまいりました豊かな自然、文化を活用していくことを基本方針としておりますことから、今後、顕著で普遍的な価値を持つ、すばらしい自然環境を将来にわたり保護していくことは責務であります。しかしながら、土地利用計画や各種産業との総合的な兼ね合いから、国立公園区域につきまして慎重に整理していかなければならないと考えております。したがって、村民や関係分野の多くの意見を聞き、いただき、国立公園化に向け三村連携を密にし、歩調を合わせて推進していく考えであります。

③の官民のプロジェクトチームを結成するののかにつきましては、前述しましたとおり国立公園化や世界自然遺産につきましては、行政のみではなく、農業や林業などにおける関係者からの意見もあわせて検討しなければならないと考えており、検討委員会等を開催することを予定しております。

④の具体的な経済効果が生まれてくる事業計画等を考えているののかにつきましては、これまで国内におきまして、世界自然遺産地域となりました小笠原諸島などでは、登録されたことにより、国内はもとより、国外からの観光客が大幅にふえているとの情報を得ております。本地域が登録された場合には、本村に流入する観光客の増加はかなりのものと予想されます。現時点では、具体的な経済効果につながる事業計画は考えておりませんが、これまで登録されました地域の取り組みの事例を参考に、地域に経済効果をもたらす事業の検討を行ってまいります。

⑤の県や環境省との協議や打ち合わせた内容や、村内の地域が選定されていましては御報告を願います。つきましては、平成25年12月に奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会にて、沖縄本島北部三村が世界自然遺産候補地に選定されましたことを受け、環境省による、やんばる地域における国立公園区域検討案が策定されており、現在、その区域検討案に基づき、関係事業計画との整合を検討しているところでもあります。先月25日には、世界自然遺産登録に向け、環境省、県及び三村との連絡会議におきまして、外来種対策や保護管理体制、良質かつ持続可能な利用体験の提供、住民の理解と協力等につきましての課題解決に向けまして、関係機関の連携のもと取り組んでいくことを確認しております。国立公園化につきましての具体的な事務は始まったばかりでございます。今後、早急に課題を整理し、村民に周知してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長(金城 勇) 7番 安里重和議員。

○ 7番(安里重和) 村長、答弁どうもありがとうございます。

答弁に伴い、あと2点ほどちょっとお聞きしたいことがあるんです。課長でよろしいですか。お答え願いたいと思います。1点目に、環境省より、これまで各地域のゾーニング計画が報告されていると思われませんが、その資料がありましたら御報告願います。これは現時点での報告でよろしいです。

2点目に、検討委員会を開催するとしたらいつごろになるのかを伺い、私の質問を終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） それではただいまの安里議員の御質問にお答えします。

1 点目につきまして、環境省のほうからは、本年1月にやんばる地域における国立公園区域検討案としてのゾーニング計画が提出されております。その中で、内容としましては、三村地域における特別保護区域、第1種、第2種、第3種特別地域、それから普通地域の5つの候補の区分けがなされておまして、現在、村での検討資料として取り扱っている段階でございます。今後、村民の理解と協力をいただくためにも、役場内部や関連機関との調整を行い、エリア検討案を確認し次第、ゾーニング計画を村民に開示、閲覧できるように努めてまいりたいと思います。

2 点目の検討委員会の開催につきましてでございますが、現在、資料整理を行っております。庁内での準備検討委員会を踏まえまして、村としてのエリア案を確認できました段階であらゆる分野からの意見を仰ぐ委員会としまして、国立公園検討委員会、仮称ですが、を設置しまして、6月以降には委員会を実施できますように取り組んでまいりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） これでやんばる国立公園化についての質問を終わります。

次に、次期村長選挙について、安里重和議員。

7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 続きまして、次期村長選挙について一般質問をさせていただきたいと思います。

これまで3期12年間、大宜味村の発展に尽力されてきた島袋村長の任期も残すところあとわずかになりましたが、村長としての御自身の公約として目指していた大宜味村のむらづくりについて、村長として12年間の総括と、次期村長選への出馬の意思についてお伺いいたします。村長、よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの安里議員の質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、私は3期12年近く村長として、村政を運営してきました。これも役場職員や村民及び議員の皆様の絶大なる御協力のたまものと感謝をしております。さて、私はこれまで第3次総合計画の推進、第4次総合計画を策定し、本村の将来像を健康長寿のいきいき輝く文化の村としての基本理念を掲げ、基本構想を策定してきました。諸施策の実施におきましては、常に村民との対話を重視し展開してきました。この間、結の浜の埋立造成を完成させ、村営住宅の建設、住宅分譲等、定住促進に努めてきました。また村立診療所の整備移転や北部連携事業の活用による賃貸工場の建設と水耕栽培企業の誘致により、雇用の確保につなげてまいりました。農業振興におきましては、特産加工施設の建設、遺伝子検定機の導入による柑橘グリーンング病の早期対処の実現、シークワサーの拠点産地認定、土地改良区の農道やかんがい施設の整備等、多くの事業を展開してきました。人材育成では、人材育成基金を創設し、人材育成事業を展開してきました。子供医療費の無料化は、平成25年度から義務教育終了まで延長し、子育て支援を実施してきました。健康長寿の復活につきましては、健康管理における特定健診の受診率や保健指導受診率を大幅に向上させることができました。さらに新エネルギービジョンを策定し、ブロードバンドの整備や再生可能エネルギーの風力発電建設と実証実験につなげました。インフラ整備においては、一定程度の整備ができたものだと実感しております。一方、まだ道半ばの施設もありますが、任期までの間、しっかりと取り組んでまいります。今後とも御協力、アドバイス等をいただ

ければ幸いに存じます。

先ほどと重なりますが、任期期間しっかり取り組むことを申し上げましたが、次期村長選につきましては、今のところ出馬する意思はございません。以上です。

○ 議長（金城 勇） 7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 御答弁本当にありがとうございました。非常に厳しい財政状況の中で、多くの課題を抱え、村政運営をされてきたことは敬意をあらわします。大変御苦労さまでした。村長の任期満了まで、残り約半年間、最後まで村政運営について御尽力いただきたいと思っております。

最後にもう1点、村長の意志を継ぐ後継者がいましたらお聞かせ願いたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） そういうことは、これまで考えていませんでした。今後の課題になるかと思いますが、今のところありません。

○ 議長（金城 勇） 以上で安里重和議員の質問を終わります。

---

◇ 前田 孝 議員

○ 議長（金城 勇） 次に障がい者の正職員への採用について、前田 孝議員。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは障がい者の正職員の採用についてお伺いをいたします。

この件につきましては、平成23年6月にも質問をいたしております。平成25年、去年の4月1日から障がい者の法定雇用率が地方公共団体の場合は2.1%から2.3%へと引き上げられております。平成23年6月の、私の質問に対しての村長の答弁は、平成23年度と平成24年度は臨時採用で義務を満たされているが、今後は正規に採用できるようにしたいということでありました。平成26年度の障がい者の採用についてはどのようになっているのかお伺いをいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの前田 孝議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、障がい者の雇用の促進に関する法律の改正により、地方公共団体が2.3%に、教育委員会が2.2%に引き上げられています。これまで本村では、平成23年度、平成24年度は光をそそぐ交付金を活用し、消費者行政相談補助賃金として指名、採用してきました。平成25年度は、農業者戸別所得補償制度規模拡大加算を活用し、1名を雇用し、法定雇用は確保してきました。平成26年度については、正規職員の採用に至っておりませんが、消費者行政相談業務補助賃金雇用としての予算化をしていますので、障がい者を採用していきます。なお、障がい者雇用につきましては、引き続き正規職員採用を視野に入れながら、嘱託員賃金等を含めて継続してまいりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 正職員として採用しないと、臨時とかということで法定雇用率だけ満たせばいいと、恐らくそういうことではいけないと思いますよ、やっぱり。障がい者にも夢と希望を与えるようにやらないといかんじゃないですかね。そこでですね、障がい者にも暮らしやすい地域づくりの動きということは、1981年の障がい者の完全参加と平等をテーマとすると国連の、国際障がい者年ね、御存じ

ですよね。国際障がい者年。それから始まりまして、2006年12月には障がい者の人権保護と社会参加のための基本的ルールとして、国際障がい者の権利条約が国連で制定されて、ここに採択されているわけですが、日本は国内法の整備が大変おくれたということで、平成26年1月20日にやっと障がい者権利条約の批准書を国連に提出して、世界で日本は141番目にしかになっていないんです。日本は先進国で一番おけているということなんです。それでこれは平成24年6月1日現在ですが、県内の自治体では与那国町が5.36%、多良間村が4%、恩納村が3.8%ということで、大変達成率が高い自治体もあるわけなんです。ぜひ正規採用に向けて取り組んでいかないといけないんじゃないかと。健常者も障がい者も人権一緒なんです。夢と希望を与えるのは当然じゃないかなと思うんですが、その中には、障がいにはいろんな級がございますから、庁内のバリアフリー化の問題等も出てくると思うんですがね。年度途中で正規採用というお考えはお持ちになっておられないですか、お伺いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま前田議員から再度御指摘がございましたが、先ほども申し上げましたように、正規職員を採用するという前提を持ちながら、いろいろな環境条件整備をしっかりと整えていかないといけないなという思いはございまして、それも含めながら、そして採用の方法も含めながら、検討して行って、正規の採用職員を視野に入れてということを目指していきたいと思えます。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 村長のお考えはもう、その方向性でやっていきたいということなんです。そういう方向性にするならば、年度途中であっても、早目にそういう採用をしたらいかがですか。平成26年度でやらないと、また平成27年度はどうなるかわかりません。平成23年度にもその話もやっているんですがね。臨時的採用じゃなく、やっぱり正職員としての採用をきちんとやっていただきたいというのが私の考えなんです。どうですか、やっぱり健常者同様、障がい者に対しても夢と希望を与えて、途中からでも採用するという断言できますか。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの御指摘、本当に夢と希望、人格、人権一緒ですからということで正規の職員をとということでございまして、途中からすぐできますかということについては、即答できません。さっき申し上げたような方向をしながら検討を進めていきたいと思えます。

○ 議長（金城 勇） 議員の発言は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 議長ありがとうございます。

村長これはですね、ぜひ積極的に取り組んで、ぜひ実現をしていただきたいと思うんですよ。さっきの質問で、村長は次期村長選には出馬しないようなお話でありましたけれども、ひとつ置き土産としてでも、年度途中でやって、頑張っていたきたいと希望申し上げておきます。

○ 議長（金城 勇） これで障がい者の正職員への採用についての質問を終わります。

次に喜如嘉林道改良工事の再開について、前田 孝議員。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 喜如嘉林道改良工事の再開についてお伺いをいたします。

本林道につきましては、全長2,066メートル、幅員4メートルで計画され、平成19年度から過疎計画

に基づき整備が進められてきたわけなんです、平成23年度当初予算において、村単独事業として残りの800メートル、4,847万5,000円が計上されていたわけなんです、平成23年度の最終補正で残念ながら全額減ということになっております。その時点の補正減の理由としては、環境問題等事情を検討して開通に努力したいという答弁であったんですが、この喜如嘉林道改良工事の再開の見通しについてお伺いをいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの前田 孝議員の御質問にお答えいたします。

まず本事業については、平成23年度で完了予定でありましたが、県において、平成19年度に林道の工事をめぐり、現在でも係争中の事案があり、自然環境を危惧する声が沖縄県下で高まりました。そのことから、沖縄県と協議し、事業を中断せざるを得ない状況になりました。県では、平成23年度から沖縄本島北部地域、やんばる地域、これは国頭村、大宜味村、東村の豊かな森林資源を活用し、自然環境と調和する新たな森林の利用と環境負荷に配慮した持続可能な林業、林産業を組み合わせた森林業の構築を図ることを目的として、策定に向けて作業を行い、平成25年10月から施策方針として打ち出されました。村といたしましては、環境に配慮した必要最小限の整備をする観点から、関係機関と調整を行い、早い時期に再開できるよう努力してまいりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） その中断した理由については、村長が述べられていたように、やっぱり自然保護問題で、国頭村あたりでも保護団体、自然保護団体あたりから訴訟問題が起こって中断したといういきさつを私も知ってはいるんです。しかし、この喜如嘉林道の現状を見ても、ほとんど伐採は行っていないくらいあいているんです。この工事は、土盤整備が主だと思うんです。残り800メートル、この道路はやっぱり開通しないことには、道路の今までやった工事の効果というのものなかなか、その間ではミカンを栽培している方々が大分おまして、助かってはいるんですが、やっぱり抜け道がないといけないわけです。残りの800メートル区間の中には、村のシークワサーの苗圃もあるわけです。苗圃の管理面からも開通したらいいわけですし、そうすると、電気も全部導入できるんだらうと。そういう期待も持っているわけです。聞くところによると、一部の方が何か難色を示しているようなんですが、まずこの方は地権者ではないというお話を聞いているのですが、その辺も一応調整しながら、できるだけ早い時期に進めていただきたいと思うんです。そうすることによって、苗圃の管理も、うまく連携もとれて、私はすごい良い道路になると。そう理解しているんですが、大体何年度ぐらいにできるような予想ということはつきませんか、お伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） ただいまの前田 孝議員の質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘の喜如嘉林道なんです、村長から答弁があったように、そのいきさつで今は中断している状況であります、村といたしましても、議員御指摘の早目に開通したほうがいいんじゃないかという御指摘なんですけれども、県の正式なコメントではありませんが、新たな新設じゃなくて、改良工事等であれば、別に県としては難色を示すようなコメントはしておりませんでした。ですので、村といたしましては、先ほど村長から答弁がありましたように、必要最小限の環境に配慮した整備は必要ではないかと考えておりますので、今年度あたりでも県と協議して、できるだけ単費を抑えて、県の事業がと

れるのであれば計画をして、議員御指摘のように早目の工事の再開を目指したいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 課長、今の答弁のようにひとつ頑張っていたきたいと思います。これは過疎計画の中にある事業なんです。過疎計画は平成27年度まで、27年度で過疎計画は一応終わるわけでしょう。そうしますと、平成27年度中まではどうしても実現しないと、過疎計画はまた見直し、練り直ししていかないといけないんじゃないですか。過疎計画はもう平成27年度までの計画なんですよ、今。ですから平成27年度までにどうしてもやっておかないと、また新たな過疎計画になっていろいろ出てきたら困るんじゃないかなと思うんです。それで今、この問題を提起するんですが、そういうことも念頭に置いて、やっぱり進めてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） ただいま前田議員の過疎計画に基づいて、早目にやったほうがいいということの質問なんですけれども、先ほど来あるように、村といたしましても、特に新たなルートではなくて、改修という観点から見れば、早目の再開を目指したいと思いますので、議員御指摘の平成27年度に関して、村といたしましても前向きにやっていければと思っております。

○ 議長（金城 勇） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

---

◇ 平 良 英 勝 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に小中学校統合後の跡地利用計画は、平良英勝議員。  
3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） では、一般質問をさせていただきます。

小中学校統廃合後の跡地利用計画はどうなっているか。

平成28年4月、学校統廃合まであと残すところ2年ではありますが、5校の跡地利用計画はどうなっているのか。前に一般質問の質疑に今のところ計画はないとのことでしたが、跡地利用検討委員会発足の計画予定はあるのか、村長にお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良英勝議員の御質問にお答えいたします。

公共用地及びその施設は、村民の貴重な財産であるとともに、大宜味村の政策を進めていく上で欠かせないものであります。特に学校は、地域の身近な公共施設として、コミュニティー活動に利用されてきたなどから、地域住民の思いは非常に強いものがあります。統廃合後における効率的、効果的な跡地の活用は広く村民の望むところであり、未利用の公共施設や統廃合後の学校の跡地及び施設等の活用方策等につきまして、総合的に調査検討を行うための大宜味村公共施設跡地等活用方策調査検討委員会の設置要綱を策定し、平成26年4月発足を予定しております。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 村長答弁にありましたが、また施策方針にもうたわれておりますが、公共施設等の利用計画ですね、検討委員会を4月に進めるということですが、この5校の跡地利用ですね、非常に2年という短い期間なんです、この合併した場合の学校の跡地利用ですね、特に喜如嘉小学校を例に挙げますと、喜如嘉小学校は以前にも一般質問を私させてもらいましたが、非常に環境もいいし、

いろいろと今まで喜如嘉小学校の環境、文部科学省のいろいろな受賞もありまして、非常に自然観察に向けての学校、子供たちの取り組みが今まで活発に行われてまいりまして、この自然豊かな跡地をぜひ村としても考慮なさりまして、跡地を有効に使えるように私は望んでいるところであります。実は、喜如嘉の場合は、喜如嘉の例を挙げて今質問していますが、喜如嘉の場合は、村長が方針にもうたわれているとおり、根謝銘城跡の一括交付金を利用した設計を進めるための基本計画を策定して、地域資源、文化財を生かした貴重な歴史民俗資料の整備や大宜味の昔話等の絵本化を実施し、文化資源を生かした村おこしを推進してまいりますとちゃんとうたわれていますので、ぜひ根謝銘城跡を生かした体験型研修センターとか、また福祉関係の施設でもよろしいですが、特に喜如嘉の場合は自然、周囲が田嘉里川2級河川もあります、子供たちの自然体験も非常に有効だと思います。またターブックワの自然観察ですね、この研修センターをぜひ実現してもらいたいと私は願っているところであります。村長はどうお考えなされていますか、よろしくをお願いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま平良英勝議員の質問の中で、多くの提言がございました。その提言も一つの提言として受けとめて、先ほど申し上げました今年度4月に検討委員会を発足していきますので、具体的にはその中で検討していくということになりますので、今、内容をここでこうしますということは申し上げられませんので、御了解をいただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） ぜひですね村長、早目に発足なされまして、あと2年ですから、今から計画なされないとちょっと時期が遅くなりますので、並行に進めていけたらと思います。最後に、この5校の跡地利用をどうなさるか、御答弁もらいまして終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 先ほど申し上げましたように、御質問につきましては、貴重な提言と受けとめながら、4月に発足いたしますので、その中で具体的に検討をしていきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） これで小中学校統合後の跡地利用計画の質問を終わります。

次に結の浜地域の消火栓設置は、平良英勝議員。

3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 結の浜地域の消火栓についてお伺いいたします。

結の浜地域の消火栓が設置されていないが、生命財産を守るために早急な設置が望まれますが、平成26年度予算で設置計画はあるのか、村長にお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良英勝議員の質問にお答えをいたします。

結の浜には村営住宅が設置され、分譲地にも住宅が建設され、徐々に生活者が増加してきました。その他、村立診療所や賃貸工場も稼働し、昼間の人口も増加しています。議員御指摘のとおり、消火栓の整備は必要であります。工場には独自の消火施設が設置されていますが、その他は現在設置されていません。施政方針で安心、安全な村づくり、消防、防災の推進でも述べましたが、一括交付金を活用し、結の浜の避難路とあわせて、消火栓等の調査を行い、整備計画を策定していくこととしています。それに基づいて設置をしていきます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） この件も12月定例に補正予算の議案説明で私、質疑いたしたところであり、この件、消防署員から聞きまして、非常に私もびっくりしていたんですが、消火栓が1つも入っていないと。なぜこれは村の水道を配管する場合にできなかったか。こういったものも無駄な予算がかかりますよね。一緒にした場合は余り予算がかからないと思いますが、また新たに消火栓を設けるということは、非常に経費の無駄遣いだと思っております。この件について、調査はいつごろから始まるか、課長に答弁をもらいたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） ただいまの質問にお答えしていきたいと思っております。

村長の答弁にありましたとおり、一括交付金を活用して整備計画をしていくことですので、県から一括交付金の運用の内示が出次第、委託等を進めていきたいと思っております。それに基づいて調査をして、どういう場所に必要なのか、どこにやったほうが最適なのか、そのあたりも調査して、現在の村営住宅あるいは分譲地を中心にまずは進めていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 総務課長の答弁にありましたが、一括交付金が決まり次第、調査するということですので、ぜひ一括交付金が決まったら早急な対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良英勝議員の質問を終わります。

---

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時51分）

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時59分）

---

◇ 平良 嗣 男 議員

○ 議長（金城 勇） 次に海染江洲原線改良工事について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

海染江洲原線改良工事についてお伺いをいたしたいと思っております。

海染江洲原線が改良工事により、幅員もよくなり喜ばれているものと思っておりますが、幅員が整備されたことにより、江洲橋の欄干の部分が突き出てしまい、大変危険な状況であります。その対策をとる必要があると思うが、どう対処するかお伺いをしたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の御質問にお答えいたします。

議員が御指摘しておりますように、海染江洲原線改良工事区間の江洲橋の親柱の部分が道路線形と橋梁の向きが少しずれていることで、親柱が路肩部分に突き出しています。車道部分には突き出していな

いものの、道路線形に違和感があります。本来なら、工事期間中に設計変更で適正に処理することであり、既に工事が完了していることもあり、安全対策としてカラーコーン等で注意喚起を促し、突き出している親柱から手前にガードレール8メートルを早急に設置を行います。ガードレールを設置することにより、親柱の部分が突き出ている違和感が解消されると思います。状況によっては、スピード減速を促す注意喚起として、橋の手前から20メートル程度既存の路側線及び中央線の内側に平行して、路面ドット標示線も検討していきたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほどの答弁でございましたように、確かにその路線は違和感があつて、あれは本当に死亡事故の起こるような状況であるんです。そのような状況に置いておくと、行政としても大変な責任をとることになる。そのためには先ほどもあつたように、ガードレールをして、注意を促すということは大変必要だと思っております。この海染江洲原線においては、これまで私も一般質問をさせていただきました。これは我が福祉村として、えすの里、やんばるの家がある。その中で職員たちの行き交う道路、安全で安心な道路をやってほしいということで、特に急カーブもあつたわけでありましたが、それが今回、改良工事によって江洲の手前まででき上がってきました。大変そこは、農家の皆さん方そこを使う、江洲の皆さん方、使う皆さん方においては大変喜ばれております。先ほどありましたように、早急な対策、これをとってもらいたいと思っております。いつごろやっていくのか、そこら辺をお伺いしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） ただいまの平良嗣男議員の質問にお答えします。

私も現場をすぐに確認しました。確かに親柱のほうが少し突き出ておまして、大変違和感を感じております。本来でしたら、工事期間中に適正に判断をして、ガードレール等を設置することでしたが、それができなかつたんですけれども、いつごろ設置するかということなんですけれども、カラーコーンはすぐ私のほうで設置を行いました。ガードレールに関しては、今週中に設置する予定でございます。我々も道路管理者として、やっぱり安心安全な道路をするためには、一日も早く改善したいと思っておりますので、今週中には設置する予定としております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） そこで、この改良工事の中では、今回の改修は事業でできなかつたものだと思うんです。これは重々知っておりますけれども、いずれにしても、今後、その橋の架けかえが必要になるかと思うんです。そこら辺も今後、どのような事業を入れて、この橋の架けかえをやっていくか、そこら辺も今後検討していつてもらいたいと思っておりますので、そこら辺の考えがあれば、お答え願って質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 質問にお答えします。

江洲橋は、橋ができて32年たっていますけれども、平成22年度に長寿命化修繕計画、村内に45橋の橋がございますけれども、既に役場の前の兼久橋も架けかえ工事を行っております。江洲橋におきましては、今、修繕計画によりますと、平成29年に設計しまして、30年に架けかえではなく修繕をする予定でございます。橋台のコンクリートが剝離している状況でございます。剝離といいますと、橋台の中の鉄筋が腐食しまして、それでコンクリートが押し出されてひび割れされている状況でございます。早急に

修繕するのではなくて、平成29年に計画して、平成30年に修繕する予定でございます。以上です。

○ 議長（金城 勇） これで海染江洲原線改良工事についての質問を終わります。

次に結の浜地区における上原地番の設置及び名称について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは結の浜地区における上原地番の設置及び名称について、一般質問をさせていただきますと思います。

大宜味村は、総面積の75%が森林と地理的に恵まれないことから、若者の希望である運動施設や公共施設を建設する場所の確保に厳しいものがありました。先人が苦勞して守ってきたこの山と引きかえに、夢の地として安根の海、浜が埋め立てられ、結の浜と命名されました。結の浜は、大宜味村の将来を村民の総意、いわば結の心でつくっていくことを願い、村の中心的地域になることを希望して命名されています。このような結の浜も大きな犠牲を払って、平成19年に施行しています。この海でイザリや潮干狩り、海水浴やアブシバレーの場所などと生活の一部として活用してきて、今回、一番犠牲になったのが上原区民だと私は思います。上原区民の理解なくして、埋め立てはできなかつたものと思います。しかし埋め立てにより、上原は海に面しない字となり、大きな損害を受けていると思います。上原区民は一日も早い安根の先の埋立地が上原地番になることを願って、要望書も村長へ提出しているものと思います。私も同じ考えで、一日も早い解決を私は訴えたい。なお、安根の橋より農協集荷場付近にまたがる埋立場所の地名が儀仁崎となっているが、根路銘、安根として、小字名は安根にしなければいけないと思いますが、次のことについてお伺いをしたいと思います。

1点目に、上原にできなかった要因についてお伺いをしたいと思います。

2点目に、字界変更等の対応について。

3点目に、先ほど申し上げました地名、小字名の変更についてお伺いしていきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの結の浜地区における上原地番の設置及び名称について平良嗣男議員の御質問に順を追ってお答えいたします。

1点目の上原にできなかった要因につきましては、塩屋湾外海公有水面埋立事業に関しましては、平成19年4月23日に沖縄県知事へ竣工認可申請を行い、同年6月7日に竣工認可を受けております。新たに生じた土地及び字の区域の変更につきましてはの取扱いは、塩屋湾外海公有水面埋立事業で字塩屋念蒲を代表地番と設定し、その手続を進めてまいりました経緯の積み重ねにより、上原の表示よりも塩屋念蒲の代表地番を優先させた結果となっております。字界については、上原区民からの要請や議員御指摘にもありますとおり、上原地先にあるにもかかわらず、しかも直接安根の海岸を生活の一部として活用してきました上原区が海と接しない字となる字界を設定したことについては、是正の必要性を認識しております。当該区であります塩屋区、根路銘区を含めて、上原区の区長と協議を行ってまいりました。現在、進めています学校用地が確定したとき、学校用地を境界にすることについては両区長の了解済みであり、学校用地が確定後、速やかに字界変更の手続きを進めてまいります。小字名変更につきましては、当該区とも協議を進めてまいります。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 村長から大変前向きな答弁がございましたが、これまでなぜ上原区にできな

かったかという要因について、これまで議会においても埋め立てができ、そして地番の確定をする段階において、議会の中にある議員からもその結の浜の地番について、たびたび申し上げてきたわけであり、しかしながら、担当課において、担当職員がこれまで耳を傾けてなかったんじゃないかと私は思っているわけです。その時点でやっておけば、そういうことは起こらないわけです。費用もかからない。また新たに、先ほど村長から前向きな答弁がございましたが、新たに地番変更をするにおいては、費用も生じます。そこら辺も今後またどのようにやっていくのか、後でお伺いしたいと思いますが、いずれにしても、これまでの職員の業務のあり方、そこら辺にも問題があったんじゃないかと私は思っております。これはその地域の皆さん方の意見をちゃんと聞いて行っていればよかったものではなかったかと私は思っております。それから字界変更の件ですが、国道58号沿いの上原地番と、先ほど村長からありましたように、塩屋地番との境、いわゆる両区の字界から結の浜の結の橋から浄化センターにより、字界の延長をとって、上原地番をつくることができないのか。今、村長が学校ができたなら、学校から分けていくということでございますが、それもいいでしょうけれども、やはり上原区民の願いを叶えるためには、両区の区長がもちろんお話をし、両区にかけて今後やっていかないといけないと思うんですが、今回の村長の施政方針の中で三大プロジェクトの取り組みとというのがあります。その中に大宜味村立学校適正基本計画に基づき、結の浜への4小学校の統合や中学校の移転、新設事業の計画があるようですが、河口側に学校の用地ができない土地がもしできた場合、そういう学校用地でない土地ができた場合に、そこも上原地番にすることができないのかどうか。今、学校との境を塩屋と上原に分けるといことでありますから、しかしながらそういう中においても、この余地が残るんじゃないかと。そういうふうな余地が残った場合に、その余地を上原区にいわば地番を変更できないものかどうか、そこら辺はいかがなものかお伺いしたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） ただいまの平良議員の質問にお答えしたいと思います。

今、議員の質問の内容につきましては、学校用地と川の間には余地が生まれまいかと。少なからずそういう余地も上原地番に入れてほしいという解釈でございますが、実は学校敷地と河川の間にはスポーツ施設の用地もございます。予定されている。その用地も含めて上原地番への導入ということで考えております。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 大変いい答弁をいただいておりますので、これは字名を、または小字名を変更するにおいて、小字名を変更するには行政の中ですぐできることでありますから、地番を変更するに当たっては、これから費用がかかりますね。今回の予算には計上されておられませんので、今後補正をやるかどうかわかりませんが、行政としていつごろにこの字名を、地番の変更を行っていくのかどうか。そこら辺を確認していきたいと思っておりますが、また費用についてもいつごろ計上して行っていくのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 今回の案件につきましては、当初に行いました新たなそういった土地と同様な手続を行う必要がございます。これにつきましては、議会の承認を得て、そういう手続を行っていくということもございまして、まずその辺の書類等の準備、両区との協議を踏まえた中で書類の作成、そういうことのめどがつかましたら、その過程を踏まえながら議会案件、それから補正予算等を

念頭に置きながら、早目の時期に処理していきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） これで結の浜地区における上原地番の設置及び名称についての質問を終わります。

次に施政方針に基づく農業振興について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは施政方針に基づく農業振興について一般質問をさせていただきたいと思います。

堆肥の補助についてですが、前年度は堆肥全般に20%の補助で、農家の皆さんには大変喜ばれておりますが、特に村の重点作物であるシークワサー農家においては特に喜んでいただいております。

さて、新年度（平成26年度）の堆肥補助計画については、みのり有機のみを50%の補助になっているが、いささか疑問を感じるころであります。なぜみのり有機のみの補助にしたのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の御質問にお答えいたします。

今まで補助金が受給できるのは、JA大宜味支店や沖縄県花卉園芸農業協同組合に登録されている農業者でありましたが、平成26年からは、農業委員会に登録されている農業者に限り20%の補助を行い、みのりに対しては50%の補助を行う予定であります。みのり有機に限定し補助をするのは、村内の数少ない企業で優先的に村民を雇用していることから、地産地消という観点で育成をする必要があると考えております。今後、この1年間の実績を踏まえ、農家の意向も聞きながらさらに検討してまいりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 確認をしていきたいと思いますが、まず確認をして、そのうちに質問をさせてもらいたいと思いますが、施政方針の中で、今までの20%の補助を生かしながら、なお、みのりに対しては50%の補助をいたしますよということなんでしょうか。またはこの堆肥の20%はなくして、みのりの50%を生かすということなんでしょうか。そこを確認した後に質問したいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） ただいまの平良嗣男議員の質問にお答えしたいと思います。

今までの20%補助をやっているというのは、JAの登録と花卉農協にやられている方で、今度からは農業者といいますか、農業委員会に登録されている農家のみの対象で、今までアットイグワサー的というか、趣味でやられている方とか、その人たちの20%はなくして、農業者のみの20%補助をして、それプラスみのりに関しましては50%の補助をするということでもあります。いろいろ疑義があるとは思いますが、先ほど村長から答弁があったように、村内の企業の育成という観点からみのりを50%にさせていただいております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 大変いいことでもあります。これまでの20%も生かして、なお、みのりを50%補助するという事ですから、大変いいことなんでしょうね。先ほど村長からもありましたように、村内にある事業所を育成するという事は大変いいことです。そこになお、従業員も村内の方、その皆さん方が

給料をいただいて税を納める。税益の向上も図られる、大変いいことなんです。そこで皆さん方にお伺いしたいのだが、これまでシークワサーの県の仕事の産地拠点として受けて、そしてなお行政として、シークワサーの振興ということを図っておりますね。その中において、このみのりというものと、マルイ、そういうものの活用はどのように今、村内で農家がやられているか。皆さん方、データを持っておりますか。私のほうで申し上げますが、これまで1月から12月まで、また今後、何百袋、何千袋と出るんです。今の実績ですね、1月から12月までの。前の実績が1万6,041袋あるんです。それに対してみのりが6,648袋です。なぜこれだけのマルイが出るかということは、シークワサー農家においては野菜でもそうですよ、利用度が違うわけです、高いわけです。効果がいいから利用度があるわけです。そういうマルイも、皆さん方も少し農業振興を図る中で、特にシークワサーというものを県の産地指定を受けながら、なお、村としてもシークワサーで振興と強く訴えてやっている中で、そういうものに力を入れていくのが当たり前じゃなかったかというふうに私は思っているんです。そこらへんどのように思っているかお伺いします。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） お答えします。

先ほど、平良嗣男議員の質問の資料なんですが、私も一応持っておりますので、先ほど言われました戸別の商品、銘柄をおっしゃっておりましたので、私も申し上げますけれども、さすがにやはりマルイのほうは1万6,000袋ぐらい出て、みのりのほうは6,600袋近くなんですけれども、1万袋ぐらいは今のところ違うということではありますが、どちらがいいかということと言われると、農家の意見としては従来使っているマルイのほうがいいと言われるかもしれませんが、成分的とか、土壌の改良に関しては全然マルイがいいとかみのりがいいとかということにはならないと思います。どちらもいい堆肥だと理解しております。今後は、ことし平成26年度に関しましては、地元企業の育成という観点から50%、大きく跳ね上げて、生産者の意欲を引き出すために50%補助をするわけなんです。財政事情等も鑑みて、次年度、先ほど村長から答弁がありましたように、この1年間は農家の意見を聞くとか、調査をし、次につながるような感じの施策につながればいいかなと考えております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 議員の発言は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって特に発言を許します。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 今の答弁の中で、みのりと鶏ふんの、いわばマルイの違いはそう変わらないとありましたけれども、確かに成分的にはそうかもしれない。今、みのりについては、土地改良をするにはいいものです。だけど、なぜ農家がこれだけ好んでマルイを使っているかということは、農家というのは自分らで使ってわかるわけですね、成分的にも、効果的にもいいというのは。今回、ちょっと参考に申し上げますが、今、JAが今回のシークワサーの取り扱い者に対して、奨励金ももちろん出しました。今回またマルイを推奨して出すんですよ。これは営農指導員がマルイがいいということで分析の中で指導員はマルイを推奨して、今回JAは農家の奨励品目としてマルイを出します。これが今、大宜味村に174名おりますけれども、2,000袋、今度マルイを出すわけです。これだけマルイというものに対していいということでマルイを指導員は指定してやっているわけです。そこら辺を皆さん方もちょっと考えながら、村にある業者を、企業を育成するというのは大いに結構なんです。しかし、皆さんがうたっている村花、村木であるシークワサーの振興ということをやりたいながら、もっと効果的なものを

品目に是正する必要があったんじゃないかと。そうすることによって農家の所得が上がる、そして税金も納める。そのようなことにつなぐような施策をやっていかなければできないんじゃないかというふうには私は思っていますが、最後に村長の答弁を聞いて終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の御質問、御指摘はもっともでございます、先ほど申し上げましたように、この1年間使用して、実績をしっかりと踏まえながら新たな展開を考えていこうということでございます。そして肥料の効果のことについては、それぞれの向きといいますか、効果の分析等も今御指摘がございましたけれども、さらに農産家を使った経過等も踏まえて、その件を踏まえながら今のような御指摘の件は検討していきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良嗣男議員の質問を終わります。

---

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に長寿村の復活について、大城佐一議員。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 一般質問を行いたいと思っております。

長寿村の復活について。

健康長寿県を誇りとしてきた沖縄県ですが、厚生労働省が「2010年都道府県別生命表」を昨年2月に発表しましたが、沖縄県は女性が前回の1位から3位に、男性が25位から30位に順位を下げた。健康長寿県の復活を2040年に全国一奪還を目指し、健康づくりに関する施策を総合的に推進する健康長寿沖縄復活推進本部を昨年の9月に発足させています。

本村は、平成5年4月に長寿日本一の村を宣言し、国内外から注目されてきましたが、しかしながら、厚生労働省が昨年発表した2010年の市区町村別生命表によると、本村は全国、県内でもベスト5にも入らない結果となっています。県内のある市町村や沖縄県も長寿復活に向けた取り組みを計画されていますが、本村も計画されているのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の長寿村復活についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、沖縄県全体が落ち込んできたと、そういうことを懸念いたしまして、健康長寿沖縄復活推進本部というものを組織するというところでございましたが、御指摘のありましたように、本村は長寿村ということで国内外から注目されてきました。現在、数字上では御指摘のとおり日本一という表現はできない状況でございます。しかし、本村の80代あるいは90代の皆さん方を見ると、大変元気な方々が多く働いております。長寿復活のためには、長寿を妨げる要因の生活習慣病等の改善が必要です。そのため、特定健診の受診率向上や特定保健指導を積極的に実施し、基本的な生活習慣を改善することにより、長寿復活を目指していきます。特定健診の受診率については、施政方針でも申し上げましたように、平成25年度の受診率、速報値でございますが、58.8%で、目標値の60%には届かなかったものの、県内5位の受診率であります。特定保健指導率につきましては64.6%で、県内8位と前年度比を大きく上回っております。これは地域包括支援センターや各区長方との連携による長寿復活に向けた取り組みが功を奏したものだと思っております。今後とも、このような取り組みを強化してまい

ります。議員御指摘の長寿復活の村計画の有無につきましては、現段階では策定されていませんが、これは沖縄県の健康長寿復活10年プラン、これは仮称ですが、それが制定されることから、県の計画に準じて村も策定していくということで、そういう予定でございます。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ぜひですね、大宜味村は今まで長寿村ということで、いろんな方面でアピールしてきたわけですから、今後、長寿をシフトして、観光も誘致するということが4次総合計画の中にもちゃんとうたわれているものですから、健康をまず復活させて、いろんな方面に活躍していただろうと思っております。今、村長の答弁にも県のプランに合わせた取り組みということで答弁がありましたが、これは県も部長級を、各部署をまたがって全部取り組みをやるということで、九部一室を、これ網羅した形で取り組むと、その中で沖縄県は特に、これは一括交付金で予算を確保していくということであり、健康長寿は沖縄の特徴的な分野として、一括交付金の対象となっているということで、これはいつの新聞でしたか、出ていました。大宜味村もこういった健康をうたっていくためには、一括交付金を活用して、いろんな方面でこれも活用しながらできないかなと思っております。残念ながら、議会前にこれを配られた一括交付金の中にはこういった取り組みも何も入っていなかったということは残念であります。健康を取り組みする中で、特定健診の受診率がありましたが、速報値で58.8%、何カ年前は40%台でしたので、大変これは努力されてきたと思います。ですが、目標値を60%と置いている中で、この60%というのは、村民の何名を対象にした60%なのか、やはりこれから健康長寿を復活させるには、平均寿命だけを延ばしてもだめなんですよ。大事なものは平均寿命じゃなくて、健康寿命をいかに上げていくか。その辺が大事だと思います。健康寿命と平均寿命との差が、今沖縄県には大体男性が9.何歳でしたか、女性が12.何歳かの開きがあるわけなんです。そういったものを元気で自分でいろんなことができるようなこの健康寿命の底上げをする取り組み、その辺を村としてももう少し取り組まなければならないことだと思います。これは村長から答弁で80歳、90歳の方が大変元気で、その方たちが60代ころが一番大宜味村が長寿だということで、日本一になっているわけなんです。この方たちが60代か70代ぐらいの間でのころが一番長寿村ということで全国一とかになっているわけなんです。そういったこともあって、最近よく65歳以下の方たちが病気とか、死亡率が多くて、そういったものも健康寿命と平均寿命の開きが出てきているんじゃないかというふうにあります。そういった対策としても村としては何かお持ちであるか。私もベスト5と言ったんですが、実際いろいろ調べて見ると、大宜味村と出てこなかったものだから、実際今、大宜味村は県内でどのぐらいの位置にあるのか。わかればいいです。インターネットで調べてもなかなか出てこなかったものですから、私のやり方がちょっとまずかったのか、課長がわかればその辺は教えてもらいたいと思います。それと取り組み方法ですね、今後またどのようにあるのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 大城佐一議員の質問にお答えします。

まず、目標値の60%というのは、これは国の示した目標数字です。現在、大宜味村の特定健診の対象者というのは、国保に加入している方で40歳以上74歳未満ということで、ちょっと正確な数字ではないんですが、おおよそ843名が対象となっています。それと県のほうで一括交付金とかを活用した事業ということですが、これは主にハード的なことじゃなくて、ソフト的な面での一括交付金の活用を予定されているんですが、具体的に今のところどのような活用内容かというのは、今わからない状態です。県

のほうで10カ年計画を作成しているわけなんです、10カ年計画の中の状況を見ると、本来ですと、県のほうで各課を網羅しての活動という表現になっているんですけども、今のところ具体的などころがちょっとはつきりしないような状況で、計画書については、4月以降配付するという事になっているそうです。それと今、村の対応としてなんです、長寿日本一というところで沖縄県が落ちた時点での大きな要因というのが働き盛りの若い年齢層で亡くなる方が多いということで、直接高齢者の方が早い時期に亡くなっているとか、そういったことじゃなくて、主な要因が働き盛りの方が早い時期に亡くなっているということが主な要因ということで、県としてもそこら辺を職場ぐるみでどのように対応していくかとか、最近マスコミでも1キロ減らすとかそういった運動を進めているような状況で、大宜味村にとっても、やっぱり今の現状から考えると、特定健診を徹底して、その中で生活習慣病、そこをいかに抑えるかというところで今後の長寿村の復活が、先ほど大城佐一議員もおっしゃっていたとおり、20年前に60代だった方々の状況が今の長寿を支えているという状況がありますので、だから今すぐ結果が出るということでもないと思いますので、とにかく特定健診をしっかり受けてもらって、保健指導をちゃんと受けて、それで医療につながる方、予防の段階でおさまる方、そこら辺を強化して健康長寿を取り戻したいと思います。

それとまた高齢者に対しては、今の段階で介護を受けている方については、多分そのまま介護を受けないといけないような状況になるかもしれませんが、要支援の段階、そこら辺を介護予防でもって、介護につなげないような形、それをしっかりしていきたいと思っています。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、課長のほうから取り組み方、いろいろ答弁ありましたが、国保の対象40歳から74歳までですか、この特定健診の受診率のパーセントはですね。これは平成24年度の決算を見ると、国保の加入世帯数が812世帯、ことしの1月末で1,668世帯ですので、この差が856世帯は、あとは国保以外に加入している方とか、そこで一番気になるのが国保に加入されていない方もこの中に含まれているのか、ちなみに平成24年度決算で、これは短期保険証の交付が57件で、平成23年度は49件、平成22年度が72件、平成23年度にちょっとは落ちたんですが、また平成24年度に上がっているわけなんです。これはだからこの特定健診を、国保に入っていないなくて受けていないのか。本人が受けるのはいやとか、いろいろあると思うんですが、受診率に、国保に加入していない方が受けていないとかわかればこの辺をお聞きしたいんですけども。例えば、国保に入っていないなくて受けられなければ、医療費も大変と思うんですが、その辺の助成の仕方も考慮していかなければいけないんじゃないかなと思います。受診することによって自分の健康、体のいろんな病気もわかると思うので、今課長が言ったみたいに、こういったやっぱし、この沖縄県の若年層の死亡率が高いというのは、これはある市でも健康長寿の復活を目指すための一番の要素は何かということで、最近もテレビでいろいろ報道されていたんですけども、これは適度な運動、これはみんな、大宜味村はみんな当たり前のことでいろいろ書かれています。適度な運動、地域に合った食育の問題、食べる問題とか、あとは地域のコミュニティーも大変大事だといって、ある市町村などは適度な運動ということで、運動公園の整備とか遊歩道の整備とか、ジョギングがやりやすいような整備をだんだん入れているわけなんです。そして先ほどの一括交付金の話なんです、ある市町村では健康維持をするために保健補導員とか健康づくり推進員などを各自治体でつくってやっているところもあるみたいです。沖縄県南城市などは健康づくり推進員などをやっていますが、この辺の詳しいデータがなくて、こういった人たちのあれも一括交付金はソフト面ということであるんですが、

こういったものも活用できないかですね、その辺をお伺いしたいと思います。あとは先ほどの件で、大宜味村のちょっと順位がわかればと言ったんですが、これはわからないわけなんですかね。わからなければいいです。今後も、こういった健康寿命の、例えばこれを参考に、健康寿命が、どこが一番いいかという、これは男子が静岡県ですか、ちょっと待ってください。健康寿命の一番いいところ、男子が愛知県なんです。2位が静岡県、3位が千葉県。女性1位が静岡県、2位が群馬県、3位が愛知県、沖縄女子は4位に入っております。女子の健康寿命は。このデータはなぜ静岡県が健康寿命がいいかという、お茶のせいじゃないかこのデータには出ております。お茶が健康にいいというのか、お茶は昔ですね、今の年配の方、この地域でユンタクしに、縁側に座ってお茶飲みながら、コミュニティー、絆を深めながら、こういったことから来ているのか、お茶の中の成分にあるのか、いろいろ書かれてはおりますが、お茶を飲みながらというのも、お茶というのは人と人のかかわり、ユンタクの中からきずなを深める、あれから出てきているんじゃないかと思っております。村長もよく言っている結いの精神とか、地域のユイマールの精神とかということで、いろいろつながってくるんじゃないかと思っておりますが、今後もぜひこういったいろいろな取り組みをして、ぜひ健康寿命と平均寿命を縮める努力をして、これをまた縮めることによって医療費の削減にもつながってくると思っておりますので、本当は1歳縮めればどのぐらいの医療費が削減できるのか、私の力では調べることができませんでしたので、もし課長、今後、このデータがわかるようであれば、また教えてください。今後とも長寿の復活を目指して、ぜひ村一体で取り組みすることを願って終わりたいと思っておりますが、あと村長、最後に一言お願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま大城佐一議員からいろいろ御提言がございました。

長寿復活というのは、我々の村としての大きな課題であり、目指すところでもございますので、今後とも、これはいろいろな組織づくりというのも御提起ありましたが、健康づくりからという、そういう活動ができる組織体制、組織づくりということも御指摘がありましたので、この辺は検討しながら、大宜味村の長寿村復活というふうに考えておりますので、進めてまいりたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 先ほど佐一議員の質問にありました短期証というのはですね、国民健康保険を滞納している方に対して、時期を決めて交付している状況です。それと、今、対象者が843名ということなんです、これは40歳から74歳までの国保に加入している方の数字なものですから、国保加入者の中でも40歳以下の数字は含まないんです。子供も含まないものですから、それで国保対象者と数字の誤差が出てきます。社会保険等に加入している方は、ほとんど職場での人間ドック等によって健診を受けている状況です。それとまた今、村のほうで食生活推進委員というのを養成してきまして、多分、五、六年ぐらいになるんですが、この方々も20名前後の数を養成して、そこら辺の、ちょっと活動については老人会の調理実習とかそこら辺で活動してもらって、また公民館活動あたりでの調理の準備とか手伝いとか、そういったことをやっています。あと1件なんです、大宜味村と沖縄県の健康長寿というのが全く同じような状況な感じで、県としては40歳以上をターゲットにしている状況なんです、実際も大宜味村の取り組みとしては、もう20代、30代から取り組んでいかないと、いきなり40歳になってから食生活、生活習慣を変えるということはほとんど不可能に近い状態がありますので、自分たちとしては20代、30代から健診を受けてもらって、それに対して保健指導をしていくという考え方を持って、

今活動している状況です。とりあえず以上です。

- 議長（金城 勇） これで長寿村の復活についての質問を終わります。  
休憩します。

（午後 12時00分）

- 
- 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

- 
- 議長（金城 勇） 小学校の統合と結の浜への計画について、大城佐一議員。

1 番 大城佐一議員。

- 1 番（大城佐一） 一般質問を行いたいと思います。

小学校の統合と結の浜への計画について。

統合及び結の浜への計画については、これまで再三質問をしてきたが、納得いく誠意ある答弁はなく、逆に住民を無視し、強引な計画の進め方に対して納得できません。

そこで、これまで提起してきた諸問題に関して、再度お伺いしたいと思います。

まず1点目に、統合の目的と平成28年4月開校に固持する理由は。

2番目に、教育委員会会議の中で諸問題を決定するときは、合議制で決定するとよくっております。結の浜移転も合議制の決定なのか、その合議制の最高責任者は誰なのか。

3番、4番は村長のほうでお願いします。今までの2問は教育長のほうでお願いします。

3番、施政方針で村政の主役は村民であると言っておりますが、これまでの統合に向けた説明や結の浜移転に関しての説明を誠心誠意、十分にされたと思いますか。

4番目に、施政方針の中に教育環境が劣悪にあると言っておりますが、どういうところが劣悪なのか、その4点ですね、1点、2点は教育長、3点、4点は村長のほうでお願いしたいと思います。

- 議長（金城 勇） 教育長。

（友寄景善教育長 登壇）

- 教育長（友寄景善） お答えします。

まず一般質問通告書の内容に基づいてお答えいたします。

小学校の統合と結の浜への計画について、納得いく誠意ある答弁はなく、逆に住民を無視し、強引な計画の進め方に対して納得できないという趣旨の御質問でございますが、教育委員会としましては、これまで答弁してまいりましたとおり、地域教育懇談会や住民説明会等を開催し、住民からの意見や意向等を踏まえ、十分な説明と意見をお伺いしながら計画を進めてまいりました。計画決定に際しては、教育委員会会議において慎重かつ十分な議論を得て決定いたしました。計画を進めるに際しての村長部局との調整を図り、さらに広く村民の意見、要望等を反映させつつ、事業を遂行している最中でございます。関連する事業等の執行に際しましては、今後とも住民への説明や報告、村議会の協力を得ながら進めてまいりたいと思います。引き続き御理解を賜りたいと思います。

それでは次に先ほどの質問でございますが、統合の目的ということですが、これは児童生徒のよりよい教育環境の整備でございます。平成28年4月の開校に固持するということではありますが、やはり児童生徒の教育環境整備を図るために、早目に教育環境の整備を図りたいということでもあります。

それから教育委員会議の中での合議制の点についてであります、教育委員会議の重要な事項については、合議制で決定しております、教育長だけの意見では通りません、5人の委員、合議制で決定し、事業は進めております。最高責任者といいますと、やはり教育委員会を代表する教育委員長になります。以上でございます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの佐一議員の小学校統合と結の浜への計画、そのほかにおける村長への質問についてお答えをいたします。

これまでいろいろな形で答弁をしてみましたけれども、基本的には教育委員会の意向といいますか、考え方を尊重して、子供たちの教育環境を最優先にということで、これまで何度か申し上げてきたつもりでございますが、今ありました村民を大事にするということは、基本的に変わりはありません。その中で説明責任という感じになるんですが、説明はというと、教育委員会主体で何度もといいますか、いろんな形で直接説明会を持ったりして、説明をしているところでございまして、その内容については、説明内容は十分といいますか、説明は受け入れられているんじゃないかという思いがございまして。

それから劣悪な環境ということの所信表明の中からの御質問でございます。これは前段に書いてありますように、児童生徒の減少の傾向は顕著であるというような事柄から、教育環境をとというのはそんなによくないよ、劣悪だよという形に表現しておりますが、どんどん子供たちが少なくなっていくという中で、子供たちの教育効果を高めるというような観点からそういうことを表現しております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいま、私のこの質問に教育長も統合の目的とか、統合の、今までは統合に関していろいろ説明会の中ではあらゆるところで複式だから、学力の低下があるとか、いろいろおっしゃっていました。今回は全てこれは答弁に出てこなかったわけなんです。これはいずれどういうことかわかると思うんですが、平成28年4月開校に向けた、これを固持する理由というのは、一向に説明できておりません。本当になぜなのか、何で平成28年4月に必ずこだわって急いでやるのか、その辺をはっきりしてください。

あと教育委員会の合議制の責任者は、これは教育委員長と今おっしゃっていますよね。最高責任者は教育委員長、であるならば、これは結の浜への、これは平成25年1月17日に出された土地利用計画の見直し。これは誰の名前になっているの。教育長友寄景善になっていますよ。今あなたは、最高責任は教育委員長とおっしゃっていますね。これはどういうことなのか。そしてこちらに、この文書に添付されたこの図面、前回も誰が描いた図面なのか、知らずよと言ったのに全然返事が来ない。今日はっきりしてもらいたい、この図面は誰が書いたのか。そしてこの図面を書くのも合議制でやって決めたのか、そしてこの決めた合議制の議事録があれば、これも閲覧させてください。そしてこの文書の、私は教育委員会から割り印を要求したんですが、この割り印も教育委員会のもので、総務課が受けたものが何か、押し方があるのかわからんが、違うわけなんですよね。そういった文書のやりとりの問題、そこもいっぱい疑問が残るやり取りなんですよね。そういったものも答弁してくださいね。

そして3番、4番、村長はこういった十分説明はされていると、これは村長も日ごろから安心、安全で村民の声を聞いて、いろいろやるとおっしゃっておりますが、これは施政方針の中でも、より大宜味村の行政改革大綱、それに基づいていろいろやると施政方針でも言っております。これは4次大宜味村

の行政改革大綱の中にも、ちょっとこれを読み上げてみますが、3番の行政改革の視点、(3) 村民と一体となった行政運営。これからの分権型社会においては、地域に住む住民が暮らす地域の未来に対する責任を持つという、住民主体の新しい発想が求められています。また、行政サービスを受取る対象者であり、納税者でもある村民とともに、村民共通の課題解決に向けて行政を運営していくことが、今後重要になっていきます。このことから、行政についての積極的な情報公開やあらゆる手段での情報提供等、多様な手法による村政の透明性の向上に取り組み、村民との情報共有化・意識の共有化を一層推進するとともに、村民意見を村政に役立てる仕組みを充実していきますと、そういうふうになんと大綱にもうたわれている中で、私、果たしてこれが住民に十分、村長は理解されているという認識を持ってもらえるんですが、私は十分尽くされていないと感じます。なぜこういった大綱の、こういうちゃんと住民のことは住民を見ながら透明性にやるということをやっているが、実際はもう本当に、今の感じでは一方通行なんですよ。反対者の意見は聞かない。跳ね返す。悪く言えば反対者を悪者扱いにして、犯罪者みたいな感じで何かいろんなものは調べようと、調整しようとするし、そういうやり方が本当に透明性のとれた行政サービスなのか。このやり方がですね。村長、この辺ははっきり言ってください。教育委員会云々じゃない。あなたの政治責任者としての結論をはっきり言ってもらいたい。

そしてこの劣悪な環境ですね。劣悪な環境と、先ほど教育長は統合の課題は子供たちの個々の環境とかいろいろ言っているんですが、これは教育委員会の会議で議会に出された、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価、その中にどういう評価をされているの。あなたたちがおっしゃるとおり、悪いとかですね、これは例えばたくましい心と体を育む教育の推進。Aランク。そして小規模学校・少人数・複式学級における教育の充実。これもAランク。これはどういう評価をしているの。Aランクが一番上よね、下じゃないですよ。Aランクの上に何かランクあります。こういう自分らで教育委員会の会議で少人数でも教育環境はAランクであると評価しているわけなんですよ。それを説明では教育環境が悪いとか、少人数だから悪いとか。これはどういうやり方をしているの。質問は3回しかありませんので、ここで一回とめるのはもったいないですので、続けていきたいと思いますが、今の問いはぜひこの問いに対しても答弁お願いしたいと思います。

あとは、今はこの答弁を聞いてからやりましょうかね、長くなるとまたこんがらがったりしたら困りますので、今の質問の答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 平成28年4月開校になぜ固持するかということでございますが、これは平成25年2月に策定しました大宜味村立学校適正化総合基本計画、それに基づいて事業を執行しているわけでありまして、それに平成28年4月開校と。平成28年4月開校になぜ固持しているかという質問です。これについて、基本計画に沿って事業を進めているということで御理解をお願いしたいと思います。

それから最高責任者は教育委員長ということでありましたが、平成25年1月17日に提出した文書は、確かに教育長の名前ですが、教育行政というのは非常勤の教育委員長から、権限を常勤の教育長にある程度委任されておりまして、その業務の範疇だと捉えて教育長名で文書を送ってあります。

あと図面と割り印の件については課長からさせますが、その前に、点検・評価ということですが、Aランク、この内容については教育委員会としては、自分たちでやってきた事業についてAランクの評価をつけていることは事実でございます。

あとは図面と割り印について、文書の取り扱い等については課長のほうから答弁させたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 大城佐一議員からの御質問でございます。

平成25年1月17日に、村長あてに計画見直しについての依頼文書を提出しております。そのときに添付資料として図面をつけております。図面については、やはりイメージ図という形の中で中央部への移転の依頼をしているところです。その図面につきましても、我々教育委員会のほうで作成して提出しております。割り印についても、教育委員会の割り印を正確に使っておりますので、そこら辺については、教育委員会の割り印を確実に押して提出しております。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの御質問でございます。

大城議員の御質問、いろいろありましたけれども、村民の声をちゃんと反映しているのかどうか、共通理解を図っているのかどうかというふうな質問かと思っておりますが、先ほども申し上げましたとおり、一応、説明は何度か、内容をされていますので、そういうことから皆さんに説明はされていると、していると思いますし、また反対派とかということがあります。そういうことは、排斥とか除外とか、そういうことは全くありません。いわゆるこういう意見もあるんだということで、こっちもこういう意見があるんだと、そういうことの見解でございまして、そういった原告とかということは全くございません。そして教育環境の劣悪関係についてもございましたけれども、子供たちが少なくなるということは、いろいろな条件的に、いわゆる人と人のかかわり方だとか、あるいは組織的な活動だとか、あるいはその数によって先生方、職員数が制限されてくるとかというような環境が変わっていきますので、少なくなればなるほどそういう環境が、教育内容においても、教養においても難しくなるなということがございます。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 先ほど平成25年1月この文書の件、これは教育委員会がちゃんと決めて出したという話ですが、このときに1月17日に出されているわけですね、その前から会議は持っているわけですよ。こういうふうに図面もちゃんとできて、わかるわけなんですよ、ちゃんと中央部ということで、またやっているわけなんですよ。やっているにも、ひとつちょっと質問ですね、ちょっと繰り返しますが、今の図面、課長の答弁では1月17日時点でできたと言っているんですが、教育長は12月の質問では、最近の図面と言っているんですよ、これ見て、この場で見せたら。2人の意見は違うんじゃないですか。それと1月17日時点でできていれば、合議制だから前にちゃんと会議にも諮って決めているわけだから、1月末に結の浜の運動公園整備計画策定会議、最終会議が1月29日でしたか、そのときに教育長も参加しているわけなんです。この策定会議には中央部の計画も何も入っていないわけです。この時点でわかれば、何でこれ、この29日に入れていないの。全然あなたたちの言っていること、やっていること違うじゃないですかこれ。これ合います。教育長もはっきり言っているからね、この場所で。最近の図面とこの図面は。課長はこの時にちゃんと、県のどこかに依頼して作らせたものと言っているけど、答え全然当たっていないですよ。これはまた後で言いますけれど。それとですね、まあいろいろ村長からありますが、これ統合、今、子供たちが学級を、複式学級になるから学校の環境が悪いとか、成績が悪いとか、今まで言ってきたわけなんですよ、皆さん。これ今、なぜ今なのかというと、現に複式学級の中でも大宜味村の学校は喜如嘉、塩屋、喜如嘉はちゃんと父兄に全部公表もして流しています。県の学力テストが県平均より上回っているんですよ。塩屋も問い合わせしたら上回っていると。そういう中で今

まで、複式学級だから成績が悪いとかあなたたちが言っていることは、これはどこから来たことなの。最悪じゃないの。それとこういうこともありますね。これは12月26日、教育委員会主催で推進大会をやっているみたいですね、私は説明会とあえて言いません、推進大会と言います。何か推進大会みたいな感じでやってみたいという話を聞いたものだから。この日、私たちは結の浜移転計画反対のために教育長にお願いしに行った日であります。この日は。それで参加できなかったんですが、その中である方が大宜味の子供はよくできるといういろんな面で話が聞こえるんだから、今は話題に上がらなくなった。これは子供たちが劣っているのではなく、複式になった弊害である。いつ来るかわからない地震、津波をあすにも大宜味に大きな津波が来るんだったら、推奨するのはどうかという、いつ来るかわからない津波よりも、今、目の前にある子供たちの育ちが重要であるという質問があったみたいなんです。どこからこういうことを聞いていったのか、大宜味の子供たちは今でも成績は上なんです。村長、そうですね。ちゃんとデータが出ているんですから、学校に聞いてください、各。それといつ来るかわからない。いつ来るかわからないからこそ早目に対策をとらないと、来てから、人が亡くなってから対策をするの。どうですか。備えあれば憂いなし、前もって十分に対策をするのが当たり前であって、人が被害受けてから対策しなくてもよろしいですよ。それとこの会合の中で、教育長、ある方から結の浜はもっと時間かけたほうが議論が必要じゃないかという質問に、あなたはどのような答弁をしたかという、小学校統合については10年前から説明、議論を重ねていますと。10年前から、どこからこの言葉が出たのかね。それと住民説明会や踏まえた結果、バスについてもさまざまな可能性や課題を研究して検討したが、結の浜に優るところはないと村で判断し、議会の承認を得て決定したと。これいつ決定したの議会。でたらめなことを言うんじゃないよ。これ議会でいつ決定したのこれ。

あと1点、このいろんな防災対策、この質問の中にも強調して高台ということはどこなのか。この説明でゴルフ場跡地ということがよく出たみたいですね。これ誰がゴルフ場跡地と決めたの。私たちは一言も言っていないですよ、高台と言っているんであって、ゴルフ場跡地ということは言っておりませんよ。いかにあなたたちの策略として遠くに見せかけて、ゴルフ場跡地だったら遠い、防犯上も悪い、崖崩れもある、適当な答弁の仕方だと思いますよ。しかし、ありもしないことを堂々とこういう住民説明会の中で言うこと自体がおかしいんじゃないのこれ。どうにかしてますよ。村長、これが誠心誠意ある住民への説明ですか。こういう納得のいかない説明、本当に今、村長が言うみたいに、悪いこと良いこと、今、村長はおっしゃってましたね。これはなぜ津波に対する機関、講演会、加藤先生のものを持つように申請を出してもやらない。かえって申請出した人はどういう人か。いろいろなことを探ろうとしている。悪いことも、良いことも出し合って、堂々と、悪いことを言われたら悪いことなりはどういうふうにやるということをおあなたたちやるべきじゃないのこれ。悪いことはみんな、自分たちの都合の悪いものはみんな切り捨てる。隠す。都合のいいことだけ全部しゃべって、いいものだけ出そうとしている。先ほどのゴルフ場跡地の問題も、いかにこっちは、場所は、高台は場所が悪い、そういった悪いイメージを与えて結の浜がいいんだというやり方をしようとしている。これで本当にいいのか。

あと1点、この結の浜に関する国道を遮断するということがありますけれども、この国道、生徒たちの避難については国道を遮断すると。これどこから来た話なのか。教育長、お答えをお願いします。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） ただいまの質問は筆記が間に合わなくて、漏れがあるかもしれませんが、また後で漏れたらお願いしたいと思いますが、1月29日の最終会議、これは結の浜公園のことだろうと思

いますが、その中に私も出席していたのに、結の浜中央部に学校移転のあれが入っていないけど、これはちょっとおかしいのではないかということなんですが、この報告書の中には、運動公園の計画もあり得るという文言は確かにあったと思います。そのような意見を反映されての報告が出ていると思います、ちょっと定かではありませんが、それを後で確認したいと思いますが、私の記憶ではそういうことも考慮されての運動公園の計画が策定されているというふうに理解しております。

学力テストについては、皆さんの協力によりまして、確かに年によって変動がありますが、学力テストでいい結果も出ておりますが、やはり教育は科の学力テストだけでなく、やはり集団で、集団の中で生活して生きていくというふうな教育も大変必要だろうと思ひまして、そういう中から少人数ではそのような教育が、力が足りないということでございます。

それから結の浜の移転計画については、小学校10年前から話し合われているということですが、これは地域教育懇談会等で既に複式学級があったときから小学校等についても統合したら、検討してもいいのではないかということはありません。

そして結の浜に決定したのは議会で決定したということもありましたけれども、これは私、舌足らずだと思いますけれども、教育委員会議で決定したという趣旨だと思います。会議でということでしたが、ちょっとこれは訂正させていただきたいと思ひます。教育委員会議で決定しております。

それからゴルフ場跡地での何か説明会、これは12月26日の説明会だと思いますが、これは課長のほうで答弁させていただきたいと思ひます。

それから都合のいいことばかり言って、都合の悪いことを隠してということがありましたけれども、そういうつもりでは毛頭ございません。御理解願ひたいと思ひます。

そして国道の遮断はどこから来たかということですが、そこら辺について、村長部局のほうで状況よく知っていると思ひますので、そのほうに答弁を願ひたいと思ひます。よろしく願ひします。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 先ほど高台という話の中で、ゴルフ場跡地が例に挙げられたという話だと思いますけれども、我々も高台、ゴルフ場跡地だけだというふうには認識しておりません。たまたまあのう、たまたまと言ったら失礼です、すみません。その説明会の中でゴルフ場跡地等が話の中で出ていたかと記憶しております。高台において、現在なかなかまとまった土地がない。そういう中で12月の説明会は行ったと私の記憶の中にはありますけれども、高台をゴルフ場跡地と断定して話をしたことはないと思ひます。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

○ 副村長（山城清臣） 大城議員の質問にお答えをいたします。

まず国道の遮断機の話が出ましたけれども、これは避難路を確保するという事は当然のことございまして、避難路確保の方法の一つとして、横断橋だとかいろんな話がなされた中で、当然、これは台風災害時においても橋等々において、遮断機が設置されることについては御存じのとおりだと思っております。そういうことで国道横断が逆に危ないんじゃないかということに対して、遮断機の方法も考えがあるということでございます。

○ 議長（金城 勇） 議員の発言は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) 今の教育長の答弁ですね、教育環境の学習の面じゃなくて、また少人数のことを言っているんですが、前の質問でも、あなたの、「あじまー」のドゥーチュイムニーの中で、大宜味村の小学校のミニバスケットの感想で、これは統合を早めることなのかということと質問に、あなたは何と答えたの。いやそういうことじゃない。少人数でも村を一つにすればできるということと言ったという、はっきり言っているんですよ、少人数でもできるわけなんです。こころ答弁を変えないでくださいよ。

それと課長の答弁は、ゴルフ場跡地の話をやったことないという趣旨の話をやっているんですが、これは12月26日は結の浜への変更は一切ないとか、ゴルフ場跡地には崖崩れがあるとか、これは強調して言っているみたいな話をやっているみたいということを書いていましたよ。そういうことです。今、副村長からのガードレールの件もですけれども、これなぜこういう遮断、国道に遮断機を設置する、こういう発想が出てきたのか。この国道というのは大宜味村のものだけではないわけですよ、県の防災計画の中でも国道を横断するには警察、管轄する国道事務所、村、そことも検討してこの国道の横断の仕方は決めるというんですが、この遮断機に関しては、私はきのう国道事務所に電話しましたよ。こういうことはあり得ないと、国道に関しては、はっきり書いていました。誰が見ても国道は大宜味村のものだけじゃないし、こっちを通る人だって、観光客も来るし、村外から来る人もいるし、いろんな形がいるのに何でこの学校の避難道のためだけに遮断機を設置してこういうことをするの。あり得ないことじゃないですか。そういうこともいろいろ、バスの、避難の計画も、何かバス2台やっているという話もありますが、そういうことも県の津波避難計画の指針、この中にもちゃんと避難は徒歩と書いてある、基本は。車は危ないと。かえって交通事故を起こして危ないということで、安全性の面から徒歩でやりなさいと書いてあります。そういうことでちゃんと頭に入れてください。

いろいろたくさんあって、肝心なことを言い忘れそうになったんですが、教育委員会が出したこの避難、結の浜への避難ですね、経路。これはことしありますが、最終的な案ということで、1ルート、2ルートということで、階段式ということであります。この計算でですね、この計算、明らかにもう自分たちの都合のいいような計算のやり方で出されているわけです。これは県から出されたものをいろいろ、津波の到達時間とかこの人の速度、いろいろ基本はあります。これにやってやられている、やられているかもわかりませんが、あなたたちがやっている計算と、私が考えている計算は全然違います。これもし、この県の指針では、あなたたちが出された説明資料の字が小さくて、メガネでもちょっと見えませんからホームページからこれは出してきましたが。この避難時間はですね、地震発生時間を避難開始時間とする、まず第1点ね。あと津波の到達時間に関しては、沿岸から500メートル、1キロ程度の時間。結の浜はすぐ海のそばですよ、もっと早くなるかもわかりません。こういうことを念頭に教育委員会が出した計算、第1ルート780メートル、ここは12分というふうに出されています。津波到達時間は32分、それよりは時間は短いと。第2ルート階段のもの、こっちは11分で、これから安全な場所に可能だと計算出されていますが、しかし、これは人の走行速度、これは教育委員会の計算は毎秒1.1で計算されているわけですが、しかし、東日本大震災以降、平均が毎秒0.6、これで計算した場合、それと距離、今の計算もセンターから言われているんで、一番遠いところ、あと二、三百メートルはプラスになると思います。これを200メートルプラスして980メートル、これは毎分39.1メートル、この計算ですと25分、あと階段式のもの、これもプラス200メートルで420メートル、これは520メートルだけど、100メートルは階段、420メートルはということ、これはプラス200した場合に、この計算も教育委員会は

11分としているけれども、これも20分かかります、この計算からすると。これは津波到達時間は32分。そしてこれはあくまでも避難、はいこっちに、位置について、はい、よーいトンということでの測定なんです。これいざ地震が起きて、パニックになって、小学校1年生が本当に。本当に子供たちがこれ、はい、地震が来ました。はい、逃げなさいということではできませんか。地震が二、三分続いた、二、三分続いて終わってもすぐということではできないと思いますよ。もう六、七、そのぐらいの震度だったら立つこともできませんよ。立つこともできない。もちろん行動を起こすこともできない。そういった時間、そして恐らくパニックになって子供たちは泣くでしょう、泣いて本当に先生が言うことを素直に聞くのか、聞けるのか、そういった行動の計算は全然入っていない。あと階段の問題もどのぐらいの階段で、どのぐらいの速度で上がったかという時間を設定したのか。そういったものも見えない。これをいろんなものを加味した場合は、この32分では到底間に合わないですよ。これもさっき言ったみたいに、本当に安全と思わせるような計算のやり方。本当に誠心誠意あるのであればお互い悪いもの、いいものを全部さらけ出して議論したほうがいいんじゃないですか。いろいろあっちこっちにも、はっきり言うと教育委員会の職員も統合はもう教育庁で決まったこと、決まったこと。宣伝している。どこで統合ははっきり決まったの。教育委員会会議の中だけで決まってるわけでしょう。先ほど10年前からということで、先ほど教育懇談会の中ではあったと教育長はおっしゃっていますが、あなたは平成24年3月の定例会で何と言っています、私の質問に何と答えているの。平成24年3月定例会。統合は決まったことなのかという質問にあなたは、これから十分検討して決めていくということをおっしゃっているんですよちゃんと。平成24年3月定例会の議事録をちゃんと見てください。そういうことを言いながら、10年前から統合は話し合っていた。説明会の中でもあなたは一切統合ありきのことではないと何回おっしゃったの。いい格好ばかりするなよ、自分のために統合しているの。村民が一番理解できる、十分説明できるような説明をしてからやってくださいよ。本当に先ほど言ったとおり、もう少しこれ、本当に、賛成やる人、賛成じゃない人と言ったらおかしいけどさ、本当に津波に対する危機感について説明やる、僕は責任はあると思いますよ。やってくださいよこれ。これに対してどう対処するという十分な説明をやってください。本当に。何かあれですね。言いたいことはいっぱいありますが、今のこの時間の問題は教育委員会で答弁してくださいね。

最後に、最後なんですが村長。村長は施政方針で政治の原点は平和だということを言っております。ちょっと話それますが、私は個人的には、私の今ある姿は村長、あなたが原点なんです。私の今ある姿は、村長、あなたが原点なんです私は。村長は平和、政治の原点は平和と言っているんですけどもね、なぜこういうことを言うかということ、昔にさかのぼって中学時代ですね、村長に言われたことがあるんですよ。ちょっと高校受験前内緒にして、悪さしたときにあなたに言われました。しっかり自分のやってきたことは信念を持ってやりなさいと。それ以来、私はずっとこれを持って今までやってきております。あのとき村長がこういう言葉をかけなければ悪の道に走ったかもわからんし、今はどうなっているかもわかりません。こういったことも書いたり、ピーアール、文集もあったし、そういう気持ちを前面にもう少し出して、何か最近、この大宜味村政が歯車が何か、2本差し違えのもとにぎくしゃく回るようになっております。ぜひ村長のこの、あと今日はもう4期目は立候補しないとありましたので、あと半年、ぜひこの歯車を、勇気ある決断で、いい潤滑油を入れて、スムーズに歯車が回るように期待して私のこの質問を終わりたいと思いますが、先ほどの答弁は教育長にお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 「あじまー」での件ですが、あれはあくまでもドゥーチュイムニーの範疇ですけれども、影響力があるということで気をつけたいと思いますが、そこで学校が一つになるというふうな表現がありましたけれども、これはですね、学校が一つになるということで統合を早めるような、促進するような言いぶりではないかという感じの御質問だったと思いますが、今小学校は、児童数が少なくなって部活動がですね、かつてはミニバスケット、野球等について、各学校単位でチーム編成ができたわけなんです、それぞれ頑張っておりました、各学校単位で。しかし、児童の減少によって一学校でのチーム編成が非常に厳しくなって、やむを得ず隣校、隣の学校とか、あるいは数校集まって、今バスケット、部活動等をやっている状況で、そうじゃなくて、各学校ばらばらじゃなくて、もう1つになって、1チームになってやるのが必要じゃないかというふうな、私の考え、感想を申し述べたつもりでございますので、統合しなさいと、学校を統合してやりなさいということではありません。現に今、他の学校から通って部活動に取り組んでいるところでございます。そういう状況を想定していただきたいと思っております。

それと質問、飛び飛びになりますけれども、この統合移転等について、10年前から話し合っていたということなんです、実際、これは地域教育懇談会でも話し合われております。そういうことを受けて、皆さんも御存じのように、大宜味村第4次総合計画、これは平成18年に策定されておりますので、ということは平成18年以前からそういう話があって、この計画の中で小学校移転、中学校の統合について検討するという文言が盛り込まれているということで、やっぱり10年ぐらい前からその問題について地域で話題になっていたということをお理解お願いしたいと思います。

それから学校等、津波等についてもいろいろ住民に対して誠意を持って、事実に基づいて説明してきているつもりでございます、意図的に隠すとか、そういうことは全くありません。それこそ命を預かる学校ですので、こんなことを言ったのでは大変なことになりますので、これはもう隠さず、包み隠さず正直に言っているつもりでございます。

それから避難ルートと時間について、課長のほうから答弁させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） それでは避難ルートと時間について、私のほうで説明します。このルートについては、先ほど議員おっしゃったように、12月の進捗報告会ということで説明しております。避難ルート、既存のルートで2方向考えていました。Aルートとしてエーガイ線、Bルートとして念蒲エーガイ線、そのルートの延長につきましても、我々としては結の浜埋め立ての村道が走っていますところから計測をして距離を最長でとっていることで表示をしています。そのものについて、まず先ほどの12分とか11分の話がありました。その計測については、沖縄県の想定調査の中から、そのものの中から群集歩行、群集歩行での距離を出してそれで算定しております。あとですね、最後に、この2方向だけでなく、もっと最短な距離がないかということで2ルート、また挙げております。これについても最長ルートという形の中で村道側からはかったときの距離を考えております。今後、またこれ以外にも何かいい方法がないかということで、来年度、平成26年度の予算の中には一括交付金を利用した中で避難ルートの調査、設計等の予算も出しながら、みんなで考えていきたいというふうに挙げておりますので、御理解いただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま大城佐一議員からいろいろ御指摘いただきました。

その信念に基づくこのことを残された期間ということになりますが、いっぱい頑張っていきたいと思  
いますし、そういう姿勢は変えないつもりであります。

○ 議長（金城 勇） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

---

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午後 2時27分）

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時38分）

---

◇ 新 城 一 智 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に杣山地区旧ゴルフ場跡地について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では一般質問をさせていただきます。

杣山地区旧ゴルフ場跡地について、御承知のとおり、前にフォトレック・パワー社が参入したんですけれども、道半ばで撤退いたしました。今後、どのような活用の仕方を考えているのか、まず伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の杣山地区のゴルフ場跡の今後の活用についての御質問にお答えいたします。

大宜味杣山地区の土地利用につきましては、企業有地により、高度有効利用を促進し、雇用機会への創出と定住促進、産業振興に寄与することを目的に、大宜味村企業立地促進条例に基づき、本地域の土地利用の公募をプロポーザル方式で実施してきたところであります。募集要項に基づき、平成25年12月2日から12月16日までの募集期間を経て、7社の申し込みを受け付けました。その後、書類審査を行い、平成26年1月21日に6社による土地利用計画のプレゼンテーションを実施しました。それを受け、選定委員会により審査を行い、2月7日に2社を予定候補者としまして、選定をいたしました。選定されました土地利用計画の事業内容は、メガソーラー事業と沖縄在来の植物の栽培から加工までの6次産業化を目指す事業計画であります。なお、メガソーラー事業につきましては、経産省より再生可能エネルギー特別措置法に基づく設備日程の取得、また沖縄電力における系統連系の承認を得る必要があります。村といたしましては、以上の2点を解決すべき課題と捉え、それらの解決が図られ、事業実施が可能と判断された時点での契約締結を予定しております。なお、現時点の状況では、それらの承認を得るのが最速で6月末と聞いており、決定までの時間を懸念しており、関係機関と調整しているところでございます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 今、2月7日に選定委員会で2社に絞ってということと、また1社はメガソーラー、1社は沖縄在来種6次産業を見据えてということなんですが、企業誘致ということもかかわるんですけれども、やっぱり山の上の企業、メガソーラーは全くフォトレック・パワー社もそれを望んで参

入してきたわけですが、なかなか雇用につながる企業というのが進出しにくいところでもあるんです。その辺もしっかり検討しないといけないと思います。それで次の2点についてお聞きして、次また再質問したいと思いますので、選定委員、これはどういう方々でやっているのか。それとメガソーラー、沖縄在来種の6次産業、その会社名が提供できれば提供していただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） それではただいまの新城議員の御質問にお答えしたいと思います。

選定委員につきましては、8名を委嘱しております。まず国の機関としまして、総合事務局から1名、それから県の期間としまして沖縄県のほうから1名、それから村内の関係団体としまして、商工会関係、それから区長会関係をお願いしまして、外部から4名、それから村内部の4名ということで計8名となっております。

それから先ほどの社名の公表ができないかということにつきましてははですね、現在、今まだ予定社ということになっておりますので、A社、B社ということで簡単な説明としまして、メガソーラーのA社につきましては、ソーラーパネルの製造メーカーを代表格としました電気工事関係の専門業者、それから金融関係ということで、合同会社的な形で設立をして挑むというふうな組織となっております。あと在来種の、沖縄在来の6次産業化を目指す業者につきましては、村内の業者、現在、村内でも活動している業者ということで御説明したいと思います。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 選定委員会は外部から4名、総合事務局、県の職員もということでありましたけれども、村内から4名ということで、会社名は予定ということで明かせないということなんです、後で資料等がありましたら提出していただきたいと思います。こういう事業を、前にも跡地利用について、自分なりの提言もしてきたわけなんですけれど、これだけの用地を未来永劫に継承できるような土地にしていけないといけないと思うんです。それだったら、誰の力というよりも、ただ待つという、プロポーザルで待つということだけじゃなくて、みずから起案して、入り口を探して、そこにいろいろ模索する行動も村長、あと任期ということで、先ほどから置き土産みたいな話もあったんですけど、そういうスマートなやり方で村の貴重な村有地を活用していく方法も、他力本願じゃなくて、自分たちでそういうものをつくり上げていく必要があるんじゃないかということを感じます。なぜ聞いたかといいますと、これはいつもそうなんですけれど、議会が議会議員としてわからない部分で、よそから聞いたりするものですからよくわからないんですよ、何が起きているのかというのが。フォトレック・パワーのときもそうでした。壮大な雇用計画とかで、他村の議員たちから大宜味はいいねとか、いろんな意味で情報が一人歩きしてしまうと、いろんな詮索しないといけない、させられることがあるんです。先ほどからも情報提供の話もありましたけれど、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

もう1つ、これまでもゴルフ場跡地に個人的な提案をしてきたことなんですけれど、ゴルフ場は民間ではもう造れません。ゴルフ場として造れる可能性があるのは、協会とか行政なんですよね、というのは営業的なゴルフ場じゃなくて、プロゴルファーを養成する、韓国などはありますけれども、そういうアカデミー、今、瀬嵩でエナジック、自社で活動しているところなんですけれど、過去に東村が北部振興事業を使って、宮里優さんのアカデミーをつくろうと、開校しようという動きがあって、そのときは北部振興が通らなくて断念しているわけなんですけれど、ぜひその辺も視野に入れて、国頭、東、三村、また国定公園のこともかかってきます。そのメガソーラーがやると、パネル構造物が立つわ

けですから、自然景観にも影響します。今、風車も立ってみますと相当な威圧感もありますし、賛否両論また起きてくるとは思いますけれども、今は実験段階ですので、実験が終わった段階で多分検討されることだと思いますけれども、跡地利用は村長自ら、開発するにも県の許可が必要になってきますので、県の窓口、観光文化部局ですか、スポーツも含めて、そこからまたコンベンションビューローとか、その辺の窓口を、門を叩いてそういうのが可能じゃないかという相談をしたら、脈は必ず起きてくると思います。というのは、2020年、御承知のとおり東京オリンピック、ゴルフも沖縄は年間を通して環境豊かにできるということもあります。また造ったら造ったでずっと残ります。今まで沖縄のゴルフ場でも、会社倒産しても潰れたところは一切ありません。みんな継承されています。泡瀬のゴルフ場でも移転してまで再開発にしたという経緯もありまして、この辺はやっぱりずっと残るとというのが、雇用も含めてあるということを御提言したいと思います。選定する場合、もし、そのゴルフ場の件を断念したとしても、今産業振興課あたりではシークワサー関連、キリンとの提携とか、過去にはサントリーも興味を示したところから、逆に樹園地として、園地としてシークワサー畑、何十年計画、五、六十年計画でもいいですので、本当に1万トンあたりのそういう計画も含めて考えられる、需要があればの話ですけど、そういうものも会社と提携して、そういうのできるんじゃないか、それが大意味らしいことじゃないかと思っておりますけれども、その辺のことについて、村長の見解を伺います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 新城議員の提言としまして、ゴルフ場の計画等、またその活用方法等のスポーツツーリズムとかいろいろありますので、そういった面での活用等も広く考える方法も一つの方法じゃないかと思っております。今回は私たちとしまして、企業立地促進条例に基づきまして、募集要項をつくりまして、公募させていただきました。その中で7社応募がありまして、その中でプロポーザルの提案につきましては1社が辞退ということでしたけれど、その7社のうちで3社がメガソーラー、4社が農業関係とか、そういった幅広い提案はありましたが、その審査の過程におきまして、なかなか事業計画等、資本的なものとの計画ですね、いろんな中身を検討していきますと、やはり独自の財源等の不足からか、行政頼みみたいな形の計画が多々ありまして、そういう中から実現性の高いものということでその2社の選定に至っております。今後、まだ回答が来ておりませんが、この3月いっぱい沖縄電力への系統承認の申請を行うということをお願いしております。その後、沖縄電力のほうから審査がありまして、そういう系統が可能かどうかの判断が下されたと思います。それを待ちまして、私たちの村としての判断が行われます。その中でもう1社につきましても、この計画につきましては、事業の実施自体の動きが2年後という計画であります。当初の初年度あたりからの計画は作物の栽培あたりを進めるということになりまして、メガソーラーと同時並行にしていきたいということで、区域分けとか、そういったものも同時に動きたいということで、まだそういう契約にも、2社同時の契約時期ということに進めておりまして、その判断を上げまして、あらゆる活動方法とかもあると思いますが、現時点では2社の活用ということで村としては考えていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 議員の発言は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって特に発言を許します。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ありがとうございます。

やっぱり選定するに当たって、過去そういうフォトレック・パワー社が事業を遂行できなかった経緯

もよくよく御存じだと思います。やっぱり民間企業は資本です。村が協力した形になって、多少なりともフォトレック・パワー社にも被害者が出ているわけです。これ村は道義的にも責任は負わないといけないと思います。今後、そういうのがないように、逆に私が提言したことが村長、村にとっても非常にスマートで、自分たちの考えでそういう事業が推進できるんだったら、これは予算面でも民間企業の予算じゃなくて、多分、必ず窓口叩くと脈は触れてきます。これはいろいろ私もいろんなところの情報を伺ってそういう話をするんですけど、個人的に動くとどうしても何か利権があるとか、何かやっかみされたりとか、それが無いのが一番なんです。それを村がみずからの力で勝ち取っていく、そういうものを提案して、文科省あたりの予算も視野に入れながらこういうものはできると思うので、ぜひ窓口を叩いてください。今からでも絶対遅くないと思います。ぜひこの選定についてはですね、村長、会社の中身を十分精査して、調査期間も使えるはずですので、十分調査した上で選定するに当たってはやっていただくことの確約を願いたいと思います。村長いかがですか、終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま新城一智議員から御指摘あるいは御提言がございまして、非常に大事な提言だなと思っております。もっと主体的に村として、行政機関として動ける分、力を発揮したいという提言あるいは注文だと心得ておりますし、決定に当たりましては、過去の経験もあるだけに慎重にしているつもりではありますが、さらにその前に内部調査というようなこともしっかりやってということでございます。それも進めて、そういうことも経緯を踏まえながら委員会等でやっているところではございますが、ただいまの御提言のように同じ道は歩まないように努力をしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 以上で新城一智議員の質問を終わります。  
これで一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。  
本日は、これで散会します。  
お疲れさまでした。

（午後 2時58分）

# 平成26年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成26年3月12日

## 1. 開議、散会の日時

開 議 (平成26年3月12日 午前10時00分)

散 会 (平成26年3月12日 午後1時43分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 大 嶺 実

副 村 長 山 城 清 臣 会 計 課 長 宮 城 博 俊

総務課長兼  
村史編纂室長 島 袋 幸 俊 教 育 長 友 寄 景 善

財 務 課 長 山 城 文 子 教 育 課 長 新 城 寛

住民福祉課長 大 城 武 選 挙 管 理  
委員会書記長 島 袋 幸 俊

企画観光課長 山 城 均 農 業 委 員 会  
局 長 宮 城 久 美 子

産業振興課長 宮 城 豊 監 査 事 務 局 長 神 里 富 松

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	同意 第1号	教育委員会委員の任命について	質疑 付託省略
2	議案 第5号	国頭地区行政事務組合規約の一部変更に関する協議について	質疑 委員会付託
3	議案 第6号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
4	議案 第7号	大宜味村農村活性化センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
5	議案 第8号	村営住宅短期貸付条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
6	議案 第9号	大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
7	議案 第10号	大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
8	議案 第11号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）	質疑 委員会付託
9	議案 第12号	平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	質疑 委員会付託
10	議案 第13号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）	質疑 委員会付託
11	議案 第14号	平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	質疑 委員会付託
12	議案 第15号	平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	質疑 委員会付託
13	議案 第16号	平成26年度大宜味村一般会計予算	質疑 委員会付託
14	議案 第17号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	質疑 委員会付託
15	議案 第18号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	質疑 委員会付託
16	議案 第19号	平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	質疑 委員会付託
17	議案 第20号	平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	質疑 委員会付託
18	議案 第21号	平成26年度大宜味村工業用水道事業会計予算	質疑 委員会付託
19	議案 第22号	大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例	提案説明 付託省略

---

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（発言する者なし）
- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。  
本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。  
（挙手全員）
- 議長（金城 勇） 挙手全員です。  
したがって同意第1号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（発言する者なし）
- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから同意第1号 教育委員会委員の任命について採決します。  
本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。  
（挙手全員）
- 議長（金城 勇） 挙手全員です。  
したがって同意第1号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。
- 

◎議案第5号の質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第2 議案第5号 国頭地区行政事務組合規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（発言する者なし）
- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
ただいま議題となっています議案第5号 国頭地区行政事務組合規約の一部変更に関する協議については、総務常任委員会に付託します。
- 

◎議案第6号の質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第3 議案第6号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を

議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第7号の質疑、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第4 議案第7号 大宜味村農村活性化センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号 大宜味村農村活性化センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第8号の質疑、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第5 議案第8号 村営住宅短期貸付条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号 村営住宅短期貸付条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第9号の質疑、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第6 議案第9号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 提案説明の時点で、今の小学校は仮称となっているわけなんですけど、正式名称が決定次第、またその条例の一部改正をしていくという教育委員会のほうからの説明だったんですけど、今、名称とか挙がっているのがありますか。何件か挙がっているのがあるのかどうか。そしてその正式名称がいつごろ決定される見通しであるのか、その2点についてお聞かせいただきたいと思います。

○ 議長(金城 勇) 教育課長。

○ 教育課長(新城 寛) 前田議員の御質疑にお答えします。

今現在、仮称という話の中で、応募をまだかけていませんので、現在出ている名前としてはまだ挙がっていません。いつごろこれをやるかということなんですけど、推進委員会の中の専門部会、その中

で話をして公募するのか、またはそこの中で決めていくのか、そこら辺を決めて、我々の教育委員会としては今考えている部分については、村民のほうに公募をかけたいと考えています。いつごろになるかということについても、これから専門部会のほうで話し合いを持って、なるべく早いうちに決めていきたいと考えています。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） この大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例ということで、これも教育委員会議での合議制の中で行われたのか。そして施行が平成28年4月1日になっておりますけれども、この2カ年を置いた理由は何かあるのか、この2点をちょっとお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 大城佐一議員の御質疑にお答えします。

この設置条例についても、教育委員会議の中で話し合いを持ちました。それで教育委員会のほうから村長部局のほうにお願いをし、今回の条例を出しているところです。もちろん、教育委員全員でお話をさせていただきました。

2カ年の期間があるけれどもという話でした。それについてはその2カ年、現在もある学校、4校の学校があるわけです。その中で今回条例を出している部分に関しては、今後、授業を円滑に進めるためにも今の時期に提出しているところです。2年間については、現在の小学校4校あります。その部分がありますので、現在、施行日を平成28年4月1日としているところです。

○ 議長（金城 勇） 1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） この平成28年4月施行を、4小学校あるからということを行っているんだが、じゃあ、支障を来すんだったらなぜ今、やらなければいけないの、これ。支障があるんだったら平成28年の3月にやるべきじゃないの。いかに統合を早めようという意識のあらわれじゃないの、何が何でも早く統合しようという意識のあらわれじゃないの。

それと合議制も、この教育委員会の合議制ほど無責任な会議はないと今言われています。国会でも、教育委員会の改革の中で質疑やられてますから、これは。無責任な合議制と。責任のあれはむやみにされている。みんな、何と言うか、自分に責任が来たらあそこに責任をなすりつけるとか、この責任制のない会議なんだから、こういう中で決められた学校の全ての合議制の中で決められたものは、まず信用できないと。この間の教育長の答弁もみんな合議制、合議制と言っているから自分の逃げ道をつくっているわけなんですよ、責任の有無を問われたら。これがはっきりしております。そしてこの設置条例です、これは地方財務実務の中で公の施設、例えば小学校を新設する場合、自治法第244条の2第1項の規定に基づく条例は次のうちいずれの段階で議会の議決を求めるべきかという問いに、答えとしては、公の施設の設置とは、公の施設を住民が利用することのできる状態になっていなければなりません。これは小学校の場合、単に校舎が完成しただけでは不十分で、机、椅子等の設備がそろい、授業を受けられるような状態になって初めて公の施設と言えましょう。したがって、一般的には公の施設として住民の利用に供し得る段階で公の施設の設置及び管理に関する条例を定めることとなりますとあります。この件に関して、どうですか、教育長お答え願います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 先ほど教育委員会の合議制のことについてありましたが、大宜味村教育委員

会の条例にのっとして、合議制の中で教育行政を運営しているところでございます。なぜ今ごろ条例改正かということなのですが、今、国のほうから平成26年度の内示も、県の内示も届いておりまして、それぞれの補助金申請と各種手続に場所、名称を記載する欄があります。そういう意味からも、ぜひこの機会に決定して補助金申請等をスムーズにやっていきたいということと、それから場所を決定することによって、今後予定されています事業、例えば避難路のルート、あるいは地主等の交渉もありますので、早目早目に対応可能ということで。ですから、避難路等についても早目早目の決定が可能ということでもあります。それから送迎バスの運行ルートの検討とか、もろもろの事業遂行に関して早目早目に決定することが平成28年開校に向けて最善の方策だと、そういうふう考えています。

それから開校に向けてもそうなのですが、閉校に向けてもいろいろなことに取り組みなければなりませんので、早目に決定して閉校の準備、開校に向けてもそうですが、閉校の準備もしっかりやらなければいけないということで、早目の対応で取り組んでまいりたいと思います。

公の施設については、これは施設課のほうに問い合わせても、いつまでにやりなさいということはないという返事をいただいております、地域の事情によって任されているものだと判断しております、大宜味村は今議会で諮って、条例化を図りたいということで提案させてもらっています。以上でございます。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今もまたも合議制のもとでという言葉が出ているんですが、本当に合議制という言葉、さっきも言ったんですが、無責任な会議なんです。あなたがいつも言っている答弁みたいに、本当にきのうも質問したんですが、これが誠心誠意、これは住民に納得させるような説明をしてのこういった統合なのか。その辺は大変疑問に思います。今度の国会でもいろいろ出てくると思うので、教育委員の改革の中から、この委員長と、教育委員長と教育長の統合案。あなたはきのう、委員長が最高責任者だと言いながら、文書も何かあれですか、教育長にされているんですかね、文書やりとりもね。こういう答弁もありました。こういったものもちゃんと、合議のもとでこういった議事録もあれば、今度提供して閲覧させるような方向でできますか、これ。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 合議制が無責任ということではありますが、大宜味村の教育委員会は、事務局側から提案された課題等について、慎重な議論を重ねて、審議を重ねてまいりました。決して無責任じゃなくて、5名全員でしっかりと議論して、話し合いをして進めておりますので、そこら辺は御理解していただきたいと思います。そして教育委員会議の議事録等についても、これは義務づけられておりますので、概要録がありますので、これは求められれば提出は可能であります。

○ 議長（金城 勇） 議員の発言は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。

これも水掛け論になりますので、この合議制の話はですね。一目瞭然に、見え見えとこの統合を早めなければいけないという姿勢にしか見えません。それと内示が出たと今、話が出たんですが、文科省は今度2月28日の日経新聞でしたか、経済新聞でしたか、その中に全国の沿岸地域にある学校がどれぐらいあるか見直しをやると。そしてそれに基づいて、秋ごろにもう1回改革案の見直しをするということ

で出していますので、もしかすると、この内示も取り消しになる可能性もあるわけなんですよ。そういったことも知って、こういうことを、ちゃんと条例も出しているのか、その辺、ちょっとお聞きして終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 内示の取り消しはないものと考えております。その後も県施設課とこの補助金申請等についてヒアリングを重ねて、平成26年度について県のほうへも計画をしっかりと伝えておいて、県のほうからも補助事業の、補助金の説明、今後の予定も受けて、平成28年開校に向けてめどが立っている、そういう状況でございます。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第10号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第10号 大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） これは教育委員会の任期と条例の項のあれなんです、この合議制はあまり信用できませんので、ちょっと聞きたいのがありまして、質疑していきたいと思います。

この「法の第15条第2項に規定するものうちから教育委員会が委嘱する」を加え、同条第2項を削るとありますが、この15条ですね、この15条を見ると、社会教育法の15条、都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。第2項に社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭、教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験のあるものから教育委員会が委嘱するというので、これは15条にうたわれております。その中で、今までの大宜味村の条例は、全くこの15条の第2項を、文面は同じで家庭教育の向上に資する活動を行うもの、これだけを削除している中の文面なんですよ、今の条例は。全く同じで、今言った、この文言だけを削除したものを条例で制定されるわけなんですよ、大宜味村は。これを今度改めて、この15条の第2項に規定するものということであって、改正後はですね。この中に家庭教育の向上に資する活動を行うものというものが、日本語が入ってくるわけなんですよ、このこれに準ずるということだから、ということは、なぜこの文言が削除されて、今挿入されたのか。このいきさつがちょっとわかればお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 大城佐一議員の御質疑ですね、社会教育法の中の第15条の2項、その一部が法律上、改正されているわけです。その中で、学校教育及び社会教育委員の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験のあるものの中からの、この部分が今回改正で消えるわけです。その法律の改正に基づいて、我々条例のほうも改正しなければならないということで、今回、条例の一部改正を提出しているところです。このいきさつについては、法律上、そこの文言が変わるとい

中で、提案の中でも説明いたしました、地域自主性並びに自立を高めるための改革の推進を図るために、関係法令の改正が行われました。その関係法令に基づいて、法の改正でありますので、その法の改正にのっとり条例の改正を行っているところです。この条例の文言が一部抜けて、うちの条例のほうにあるという、そこら辺については、申しわけございません。今、確認できないので今回の改正については上位法の改正に伴っての改正というふうに御理解いただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この法の改正に伴うこういった教育委員会の条例の改正ということでは理解はするんですけども、今、私が言ったこの15条は改正後のものなのか、これ施行は社会教育法の最終改正が平成25年6月14日に法律第44号で改正されたわけですね、去年。この文言が家庭教育の向上に資する、活動を行うものというのは、前の法律というのは文言が入っていないのか、その辺の確認をできますか、お願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 現行の法律ですね、社会教育法の中の第15条の中には、先ほど議員がおっしゃる文言、現行法では入っております。今回、改正になることにおいて、第2項の文言が「社会教育委員は、教育委員会が委嘱する」というふうに改正案が出ていて、その改正になっております。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 私が質疑したのは、現行はこの文言入っているんですが、前のほうには入っていたのか入っていなかったのか、確認できますかということなんです。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時25分）

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時26分）

---

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 大城議員の以前の法律については、ちょっと今、手元にございませんで、確認をして、後で報告したいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号 大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第11号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第8 議案第11号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 15ページをお願いします。14款県支出金、2項県補助金の中の5目教育費県補

助金、節のほうでは放課後子どもプラン推進事業補助金と、これが79万3,000円の補正減となっているわけですが、説明資料のほうから見ますと、承認取り消しによって減額がなされたということになっておりますけれども、その承認取り消しということまでの経過がどのようになっているのか、お願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） ただいまの前田議員の御質疑にお答えします。

放課後子どもプラン、昨年までも一応続けてきておりました。ことし平成25年度については、地域の方やボランティアの皆さん、いろいろ声をかけてきたところなんですけど、なかなか集まらない状況にあって、最終段階でどうしても事業ができないということで今回落としている部分です。歳出においても同じような形で全額落としているわけですが、そのかわりと言ってはなんですけれども、一括交付金による学習支援員や地域支援員等の活用をしながらこの事業に、事業にかわるものではないんですが、そういう形で補った事業での活用で放課後の育成部分もできているのかなということで、今回、あえて全額カットしております。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） ですから、そうであれば説明書もそのように書いてもらわないとですね、承認取り消しによるといったら、何事かと思うんですよ、やっぱり。それは言葉からすると、何か承認取り消しと、大宜味村が申請いろいろやったんだけど、承認取り消しますといったら、じゃあどこにどういう理由があるかと。それは今、課長がおっしゃっているように、人的要因の問題、確保の問題だということなんでしょう。そう書けばこんな質疑も出ないんですよ、実際は。説明資料などをやる場合には、きちんとした文言でやらないと、そういう勘違いが出ると思うんですが、今後、説明資料等、委員会等で説明する場合に現状をしっかりと報告するようにしていただきたいと思うんですが、これだけ聞いて終わりますけれども、考えだけ述べてください。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 御指摘ありがとうございます。今後においても、理由等、もう少し丁寧に書いていきたいと、記入していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 2点ほど確認、ちょっと理解が得られないので。

この説明資料の繰越明許費、説明資料の59-4と、これは漁村再生交付金事業、あと59-8これは小中学校建設事業ですね、繰越明許費について理解しがたいのがあるのでちょっと聞きたいと思います。この繰越明許の理由について、漁協組合の総会で同意が得られなかったから繰り越し、年度内の完成ができなくなったと理由があるんですが、普通は施行始まる前に同意を得て施行するのが筋道じゃないかと思うんですが、その辺ですね。

あとこれは産業課長か、次は教育委員会ですね、59-8ですね、大宜味村小中学校建設事業の繰越明許費の説明、本年度内に事業執行することが困難なため繰り越しという、執行するのが困難なために、支出されているんですが、これはどういう意味なのか、その辺をちょっと聞きたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） ただいまの大城佐一議員の質疑にお答えします。

これは通常工事の施行前に承諾を得てやるんですが、通常の水面上でできるんじゃないかということでの想定ではありましたけれども、それが通常どおりできるという判断でやったんですが、基本は漁港の、漁民の承認が必要と。そのために総会の招集、その招集するための賃金というんですか、報酬関係なども支払わなければならないよということでありましたので、県と協議して、これはやはり承認しないとイケないということで、繰り越しをして、そういういろんな問題を含んでやるより、ちゃんとした手続を踏んで理解を得られた上でやっていこうじゃないかということで、県のほうに協議をして繰り越しをお願いした次第でございます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） それでは繰り越明許費の見積書ですね、その件についてお答えします。

先ほど前田議員の話にもあったような、説明の仕方でちょっと御理解されていないのかなと思っておりますので、実際に繰り越す額900万円、小学校及び中学校においての900万円については、その執行、この部分が一契約です。前年度執行額というふうに左側に支出済額とかある部分に関しては、ほかの委託部分で説明のほうの中の、結局測量設計等の時間がかかったことにおいてのもの、この900万円については、ボーリング事業だと私の中では認識しておりますが、その部分の繰り越しです。執行されている部分に関しての委託の予算の中では、別の委託料金がありますので、その分が執行されているというふうに御理解いただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この産業振興課の課長の答弁からすると、最初の承認は得ているわけなんですよ。だから普通は、海岸とか海の仕事をするときには、施行するまでちゃんと漁民、漁港の承認を得て初めて国道沿いもやる場合も入るわけなんですよ。こういったものが最初で行われていけば、こういうことが私はないと思うんですが。同じ身内だからこういうことになったのか、その辺はどうかかわりませぬけれども、あと学校も、やはり今、課長が言っていたように言葉の、この言葉から執行することが困難なためだから、執行していないわけだから支出できないわけですよ。そうでしょう。執行していないわけだから、支出があること自体おかしいんじゃないのか。今、だから理解はしていますよ。この言葉からするとね。だから今、こういった学校にも何かしら、相当ぴりぴりしているから、一字一句ちゃんと精査してから議案に出しなさい、ちゃんと。一番こういう問題ぴりぴりしているときにこんな単純なミスで、これは討論してもおもしろくないでしょうが、私もおもしろくないですよ。もう少し、いいことも言いたいですよ、たくさん。だが今は言えない、いろんなやり方を見るとですね。だからそういうこともあるので、今後はちゃんと議案を出す場合には、ちょっと課長の答弁がひどかったことを1つだけ言いましょね、私もわからないようなことを言っていたんだが、担当部署がわからなくてこれどうするのかね。これ学校をつくる意思があるのかと思いますね。その辺も最後に教育課長だけ答弁して終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 議員御指摘のように、説明文、今後、確認をしながらちゃんとした説明文で説明を行っていきたくております。学校につきましては、現在、事業も行っております。今後も事業は行っていく予定で、平成28年度目指してやっていきます。そこを御理解いただき、今後の説明文書等については十分確認をし、精査をし、議案等に上げていきたくておりますので、御理解ください。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、住民福祉課、28ページ、3款1項1目13節です。説明資料は54ページです。ウェルネスセンターの事業計画変更による減3,820万7,000円と。あと企画観光課、39ページです。7款1項2目13節、細節18の、説明資料は56ページで、1,301万3,000円、これは石灰岩の山資源調査活用促進事業とエコツーリズムの人材基本計画策定業務の入札残とかありますけれども、この事業計画の変更について、ウェルネスセンターと石灰岩ですね、説明を求めたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

○ 副村長（山城清臣） 一智議員の質疑にお答えをいたします。

まず、長寿の里ウェルネスセンターの建設のための実施設計についてでございますけれども、まず減額せざるを得なかった理由です。これはもともと大保ダム建設に伴った要望事項の1つの、総合福祉センターにかわる施設として事業化しようとしたしました。この同福祉センターでは事業が困難ということを県からずっといただいたものですから、それにかわるものとして、長寿と観光をつなげた建設を目指して県と調整してきました。平成24年4月16日には健康福祉部長と関係課長、全部庁舎に集まっていたきまして、私も資料をつくって、これはあくまでも大保ダム建設の要望事項の一つですよということの説明をしてきました。その中で、直接事業化に向けての要請を行ってきたわけでございます。2点目に、さらに同年の10月に、県の企画部長に直接お会いいたしまして、これもやっぱり大保ダムの要望事項の残りですよということで要望してきました。そして同年10月19日に、同部長から支援いたしますよという文書を、ちゃんと印鑑、公文でもっていただきました。これは県からですね、貴村における事業の実現に向けて引き続き支援を行っていきたいと考えていますということが、平成24年に部長から直接いただきました。そういうこともあって、ウェルネスセンターを市町村課とたびたび調整をしてきたわけでありまして、そのために私どもは実施設計をするために予算計上してきましたが、県からはこれは福祉施設なんだと、内容を見るとどうしてもこれは福祉施設だから認められないということがたびたび説明がありました。そのために全部長、今の北部の保健所の所長ですけども、所長のところに行きまして、何とかお知恵を借りたいということで、この実現方々お願いしてきて、そして再度、県の企画のほうと、市町村課と調整をしてきたんですけども、どうしてもこれは福祉施設だから、需要がないから認められないということもあった。それともう1つは、あと時間的な制約もあったものですから、やむを得ず取り下げざるを得なかったという経緯でございます。取り下げたのは去年の11月ごろ、当初、実施設計が大体半年ぐらいかかるということで、ずっとこの間、県との調整をしてきたんですけども、残念ながら断念せざるを得なかったということが経緯でございます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 7款商工費の、基本設計調査等業務委託、その中には石灰岩の山資源調査、活用促進事業と地域生物多様性保全計画策定業務の2件の調査業務がございまして、地域生物多様性の保全計画策定業務は33万5,000円の入札残ということで、今年度の業務を実施しております。その中で石灰岩の山資源調査活用促進事業につきましては、村の石灰岩の山を観光資源として活用するために、また湧水や滝などを活用して、小水力発電の実施に向けた業務を予定しておりました。平成24年度の基礎調査から石灰岩特有の鍾乳洞の活用が期待していた結果が得られなかったことと、石灰岩の山資源活用の再検討と小水力発電の設置によってどういう運営方法ができるか、売電等に関するもの、ま

た施設で直接活用した小水力発電の検討を行ってきましたが、実施に至るまでの環境ではなかったということで、まずこの業務につきましては、一括交付金を活用しておりまして、今回、そういう中で中途半端と言うと大変申しわけありませんが、環境が整備されていない中で実施を行いますと、後戻りできないというような状況もございまして、この1年ですね、また見直しを行いまして、新たにその分野の業務を精査して申請したいということで取り下げさせていただいております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、先ほど副村長からもありましたけれども、長寿の里ウェルネスセンターの福祉施設、長寿交流センターでしたか、当初の計画は。それにかわるものは何か考えておられるのかですね、この点だけ聞いて、また詳しくは委員会でも聞きたいと思っておりますので、お願いします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

○ 副村長（山城清臣） 御質疑にお答えします。

それで私も内部でもちょっと議論してきたわけですが、学校跡地、これは今の実施設計で6億円程度かかる予定でございました。それで一括交付金を活用した場合でも2割負担ということで1億2,000万円の負担が出ると。そういうことで、箱物と学校跡地の関連をもう少しつけたほうがいいんじゃないかということで、学校跡地の利用との関連で検討していきたいということで結論に至っています。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第11号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第12号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第9 議案第12号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第12号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎議案第13号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第10 議案第13号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第13号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎議案第14号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第11 議案第14号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 5ページお願いいたします。3款繰入金、1項繰入金、1目他会計繰入金ということで、これは一般会計からの繰入金となっているんですが、そこには46万3,000円のマイナスとなっております。それで先ほど質疑終了しました議案第11号、これの42ページ、8款5項1目公共下水道費、28節繰出金、そこには45万3,000円のマイナスだと、1万円の繰りが出ているわけなんです。繰出金、繰入金は数字は一致しないといかないんじゃないかと思います。一般会計か、この公共下水道事業特別会計か、どちらかが間違っているということになるんです。その数字からして、どうなっているのか御説明をいただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 前田 孝議員の質疑にお答えします。

確かに一般会計の繰り出しと下水道の繰り入れに1万円の差額がございますけれども、平成25年度の当初予算編成におきまして、一般会計の繰出金が1,233万4,000円、下水道の繰入金が1,234万4,000円で、当初予算から1万円の間違いがございました。それで今度の繰り入れと繰り出しを是正するために1万円の誤差が生じているところでございます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 当初で間違いであれば、早目に補正やったりする、1万円の減をすればいいことなんです。繰り出し、繰り入れというのは数字が一致しないといかないですよ。どこかが間違ってい

たということでしょう、一般会計か特別会計か、この数字よろしいんですか。こんなでたらめな数字ないですよ、繰り出しするんだったら繰り入れも同じ額でやらないといかんでしょう。決算上もおかしくなるよ、これ。気づいているんだったらその時点で1万円、どこかが違っているんだったら、違っているところを1万円の補正を早急に打てばよかったんですよ。当初間違っていると言いながら、今度の最終補正でも間違いのまま繰り出し、繰り入れを予算計上するということは、これはちょっとおかしいんじゃないですか。これで納得できませんよ、絶対。計数間違っているのに認めてくださいというわけにはいかんでしょう。何らかの措置が必要だと思うんですが、皆さんどうお考えですか。何かこれ修正せんと予算つじつま合いませんよ。お聞かせください。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時54分）

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時04分）

---

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 先ほどの質疑にお答えします。

一般会計の繰出金と公共下水道特会の繰入金で1万円の誤差がございますけれども、本来でしたら、早目の9月と12月の議会で気づいて修正するべきだったんですが、今度の3月の補正の2月にそれを間違ったことに気づいて、当初予算が1万円間違っていることに気づき、今回の補正で1万円の差額が異なっていない数字になっております。よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 現時点で気づいたということですから、それはもう納得しましょう。

それで村長、私、老婆心ながらちょっと申し上げたいんですよ。平成26年度当初予算にも繰り出し、繰り入れといろいろ書いてありますね。いま一度ですよ、そういう点、やっぱり点検、チェック指示していただけたらこういう間違いも出ないと思うんですが、いま一度、そういうようなものをチェックするように指示していただけますか、最後にお伺ひして終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま前田 孝議員の大変貴重な御指摘ありがとうございます。そういう姿勢、態勢をしっかりと整えながらチェックをしっかりとしていきたいと思ひます。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第14号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託

して審査することに決定しました。

---

◎議案第15号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第12 議案第15号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第15号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎議案第16号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第13 議案第16号 平成26年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは産業振興課関連で4点ほどお伺いしたいと思います。

まずは、100ページの6款1項2目13節の細節2、そこにパインアップル育苗管理業務委託料、これが100万円計上されておりますが、昨年から引き継いで育苗の管理をお願いしているわけでありましてけれども、今回、説明資料を見ますと、20万の5名ということで100万円の計上をされておりますけれども、前年度、私が申し上げた育苗管理ですね、状況、そして今現在の苗の状況がどうなっているのか。そのまた、5名という、5名の方に育苗の委託料を支払うわけですから、その方々がどういうふうな農家の皆さん方なのか、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいなと思っております。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） ただいまの平良嗣男議員の質疑にお答えします。

パインの育苗は平成23年、実質3年間近くやっていると思うんですが、今年度も100万円の計上ではあるんですが、以前から委託されている育苗の配付はまだ終わっていないんですけども、その方たち含めて、今、約8農家ぐらいなんですけど、実際に今年度から配付の予定ではあるんですが、その農家に、じゃああなたのところに幾らですよというところまではいってなくて、これからまた予定は立てて、協議会の中でやっていきたいと思うんですが、昨年の前回の答弁では育苗のものが思わしくないという答弁をたしかやったと思うんですが、ことしは一所懸命やるということで答弁したと思いますので、今回の補助金につけて予算が通れば、また一所懸命その農家の育成のために、これから頑張っていきたいと思っております。農家に関しては、これから選抜して配付を行って育苗をやっていく予定でございます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 前年度の生育状況が、苗の状況が、配付されるような状況になっているのかどうか。そこら辺は実際どうなっているんですか。現状皆さん方見ているわけですから、そこら辺の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） 今年度からしっかり配付できるような形で持っていきたいと思います。またそれに加えて、農林センターの、試験センターのほうからの試験栽培のものも含めて、その圃場とかの配付も、昨年から少しずつやっていますので、その辺も踏まえて、一緒に協力して今後はパイン協議会の活性に向けてことしも努力していきたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） ひとつね、これは育苗もやっておりますから、大宜味村のパイン農家、これまで大分おったわけですが、昔は、今はわずか何名という感じですから、パイン農家の育成を図ってしてもらって、今、パインは値段も大変いいわけですから、農家を育成して、農家所得向上を上げるようにひとつ行政のほうも力を入れていただきたいというふうに希望して、その件については終わります。

102ページ、一般質問でも申し上げましたが、細節37の中に肥料購入補助金320万円計上されて、大変喜んでいただいております。そこでちょっとお伺いしたいんですが、3月3日の農業委員会だよりの中に各地域の農業委員会の登録者の人数が載っています。それから見ますと、農業委員会の登録者数が312名おるわけですね。そして今、JAのシークワサー一部会が390名、そして他農家が数十名おりますので、それからいきますと、今の農業委員会に登録されている人のみをこの間の答弁であったように50%の補助をするということがございます。これも大変いいことではございますが、今、そのJAの生産部会に入っている皆さん方、今回、出荷した皆さん方というのは174名おりますけれども、これからいきますと、この農業委員会の登録者数からいくと、数字からいくと補えるだろうと思うかもしれませんが、実際には小規模農家といったら失礼ですけれども、そういう皆さんは救われないというようなことになるわけですね。今年のシークワサーの出荷した174名の中で、平均しますと、1人当たり1,000坪なんですよ、1,000坪で5トンの出荷量、そういう皆さん方が積み重なった中で大宜味村のシークワサーというものを名を売ってきているわけですね。そこに対して、今、この補助金に該当しない皆さん方をどう育成していくかというようなことなんです。アツタイグワサーまでいちいちやるということは、いろいろなこともあって、今回、このように農業委員会登録されている皆さん方をやろうということだと思います。また、なお、実際は親ができなくて、子供がやって、実際農業を従事して名義変更もしなくてですね、いわば1,000坪、2,000坪持っている人もおるわけですよ。そういう皆さん方は登録しないから、農協に出荷できるんだが、登録していない結局はこういうような対象にならないという大規模農家もおるわけですよ、実際はね。そういう人も救われないというようなことになるわけですよ。だからそこら辺、いろいろあるものですから、この補助について、だから今後、アツタイ農家も含めてですが、行政としてどういうふうな感じで救って、農業振興を図っていかうという気持ちを持っているのか、そこら辺、お聞かせ願いたいなと思っております。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） ただいま平良嗣男議員の質疑にお答えします。

農業委員会の312という数字は、農家台帳といたしますか、1,200坪を持って250日就労というか、農業

して、おおよそ340万円の所得というのが私どもが理解している農業委員会に登録されるべき農業者という理解で、この数字に関してはまたちょっと後ほど精査していただきたいと思うんですけれども、我々として今、情報をいただいているのは、登録されているのが120農家程度というのを伺っているんですが、今の平良嗣男議員の多分懸念されているのは、1,200坪なくて、1,000坪でもシークワサー農家はしっかりやっているんじゃないかと。その中の集合体が大宜味村の産地につながっているということを多分おっしゃりたいと思いますので、村といたしましては、今現況の考え方を農業者、先ほど来あるように、農業委員会に登録されている方のみを20%の現行を維持し、実りに関して50%補助しますよということで御理解いただきたいと思います。残りの農家に関しては、そういうアッタイグワサー的とかですね、そういう方に関しては申しわけないんですけれども、20%の補助は打ち切りますよということで御理解いただきたいと思います。ただし、シークワサーに関してはですね、シークワサーを育成するというので、先ほど来、去年から地域懇談会もやっていますので、その中でよく言われたのがそういう大規模農家ではない、小さな農家の集合体で産地というのをなしているということも我々理解していますので、その辺に関しては、今後産地振興協議会の改革を行って、そのほうで防除、農薬であったり、堆肥の補助であったり、それをそのほうで議論をして、手厚くと言ったら失礼なんですけれども、産地復興に向けての取り組みになればということまで考えていますので、それはまた新たな改革をしたときに打ち出せればいいのかというぐあいに御理解いただきたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほど課長からあったように、110ページの防除にも関連するんですね、今の堆肥の件はですね、そういう防除もこれまで行っていただいて、農家は大変圃場の助成もやってもらって、農家は大変喜んでるわけですよ。そういうことからいくと、今の堆肥プラス防除もそういう関連で取られるのかなと思ってるんですよね。いずれにしても、今、皆さん方の考え方で今後やっていって、ちょっとまたまずければ、今後また考えてもらうというようなことも今後検討してもらいたいと思います。特に農業委員会からすると、今の農業委員会登録者をヤミ耕作をなくして拡散していこうというねらいはあると思うんですよね、実際は。だからそういうこともあるので、そこら辺はしっかりとした、親から子につないでいく、そういうふうなものも指導していかないといけないだろうし、そういう農業登録も課していくというようなこともやらないといけないと思いますので、ひとつ頑張って、ちょっと農業振興に励んでもらいたいと思っております。この件についてはこれで終わります。

それから116ページ、6款3項2目19節、水産奨励補助金224万円か、違うな、これ。ちょっと待ってくださいよ。ああ、そうだね、24万円ですね。これは説明資料を見ますと、船外機とGPS等、これおかしいな。説明資料ではGPS等の60万円の2名とあるんだが。課長、あれなんですか、これは船外機・GPS等、60万円の2名と説明資料にあるんだけど、これはあれですか、漁民としての登録者というのは実際何名いて、そして漁獲高がどれだけの売り上げがあるのか。助成するということは費用対効果がないといけないよね。これは育成だから、そこら辺がどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） ただいまの平良嗣男議員の質疑にお答えします。

水産奨励補助金ということで24万円計上させていただいていますけれども、GPSとか船外機という

ことで説明資料にはさせていただいておりますけれども、基本的には大宜味村水産奨励補助金交付規程によりますと、50%までの補助というのがあるんですよ。それなんです、20%の補助で漁民の方にはやっております。2名の方の計上ということではあるんですが、これはあくまでも計画でありまして、その枠内で対応してできればなということでの計上しておりますが、実際にそれが購入できるかどうかというのはちょっと今、定かではないんですけれども、緊急に、例えばエンジンが壊れたら操業できないと、その対応のためにも24万円の計上をさせていただいています。それ以上になりますと、ちょっと補正等も考えないといけない部分はあるかなと思いますけれども、2名のおおよその船外機とそういったものを考慮して24万円の計上をさせていただきます。漁民は何名かという疑問なんです、現在、正会員が6名、準会員が7名ということで、13名ということで登録がございます。ですけれども、議員の、じゃあどれだけの出荷高、費用対効果は出ているかということに関しては、ちょっと細かい資料は今持っていませんので、もし資料を集められましたら、その出荷高等、個人情報に当たらない程度分野でその費用対効果の分に関して委員会等で説明できればと考えておりますので、御理解ください。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 漁民においても、大変、何と言いますか、養殖とか、そういうものに力を入れて頑張っておりますので、そういう皆さん方にも生活ができるような状況まで、やっぱり行政としても指導も、また補助ができる範囲はやっていって、水産業の振興にもかかわっていかなければできないものだと思うので、そこら辺の漁民も激励しながら、ひとつ漁獲高が上がるような振興を図ってほしいというふうに希望して終わります。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それじゃあ、予算書7ページをお願いいたします。債務負担行為についてお伺いしておきたいんですが、これは小中学校の整備事業ということで、平成27年度14億6,440万円と限度額があります。私はこれ、平成27年度までのものであれば地方自治法の212条による継続費で予算措置するのが妥当ではないかなと思っているんです。債務負担行為というのは、相手があって、相手との契約としてその債務を将来にわたって保障するというのが債務負担行為の趣旨なんですよ。村が村のものを保証しますよということはまず聞いたことがないんです。ですから継続費が妥当ではないかと思っているわけですが、その見解をお願いしたいと思います。

次に12ページ、12ページの村税の固定資産税、その中の2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金、これは対前年度比で1,194万円の減額となっているんですが、この減額の理由はどのようにして減額になってきたかお知らせいただきたいと思います。

もう1点、63ページの2款総務費、4項選挙費、6目県知事選挙費、その中で一般財源が1万3,000円計上されているんですが、県知事選挙は県からの委託だと思うんですよ。なぜ県知事の選挙費を大宜味村一般財源から負担しなければならないかなと疑問を持っております。この3点についてお考えをお示しいただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

○ 財務課長（山城文子） 孝議員の質疑にお答えします。

固定資産税のほうから先にいきます。固定資産税が1,100万円余り減になっているんですけれども、

これはダム交付金のものですね、ダムの償却資産の減価償却分でございます。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） 選管の、県の選挙ということで、県の委託金で100%やるのが当然であります。今回の一般財源というのは、各項目の全額を使うための端数当たりを入れております。例えば1万1,500円のときに、1万2,000円に繰り上げしているわけなんです、この500円の積み重ねが一般財源として入っております。最終的の決算の中では100%県の委託金でできるようにということの考えでそういう形の計上の仕方をしております。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 前田議員の御質疑にお答えします。

継続費の部分に関しても検討してきました。我々としては、債務負担行為のほうが妥当じゃないかということで債務負担行為であらわしているわけですが、そういう御理解でお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 債務負担行為の話は、皆さん妥当だと思うから計上しましたと、それは当然でしょう。妥当と思うからそういう予算を計上してきているんですよ、債務負担行為で計上してきているわけですよ。ですから私が申し上げているのは、継続費というのは地方公共団体の経費をもって支弁する事業で、その履行に数年を要するものについては継続費で組むべきだと、債務負担行為として認められるのは契約の締結、利子補給の決定等の債権を負担する行為に限られるということなんですよ。債務負担行為と継続費は違いますよ。いとこみたいなものではあるんですがね、実際は。方法は違いますよ、そこは。ですから最初にお話ししたように大宜味村が大宜味村の事業をするのに、何で債務負担行為を設定するのかということの疑問を持つんですよ。相手方があってやるわけでしょう。前に経験あると思うんですよ、一心福祉会のね。現在、ほかのものあるのは菊農家の2件なんですよ。あれも菊農家と契約して、将来にわたって負担しましょうということで債務負担行為しているんです。市町村が行う事業については、債務負担行為というのは私はあり得ないと見ているんです。債務負担行為は相手方に対しての負担を保証するというのが債務負担行為なんです。市町村が事業をするのに、数年にわたるものは継続費じゃないですか。その辺、副村長、本当は御存じだと思いますよ。その辺の継続費と債務負担行為の使い分けということをきちんと皆さんやらないと、それはだめです。それについてお答えいただきたいと思います。国有資産のものは理解しましたからそれで結構なんです、選挙費についてですね、言うことはわかってはいるんです。しかし、公職選挙法の第264条第2項では、都道府県知事選挙に関する費用については、当該都道府県の負担とすとなっているんですよ。それからすると、御存じのように、地方財政法の中でも当然、県と市町村の負担区分というのはきちんと守らないといかんということになっているわけです。決算上、そうだというんですが、決算上でできるならば、最初の500円とか調整してできるわけですよ、実際は。決算はできるのに、今、予算でできないということは、予算の組み替え、積み上げてやればいけるわけです。恐らく総務課長がおっしゃっているのは、意味はわかるんですが、財政も厳しい厳しいと、村が県の事業に一般財源から、額は少ないと見られるんですが、そういうことを出しますかということだったら、これはやっぱり説明するのも大変なことですよ。その辺、やっぱり考慮してもらわないといかんし。これ当初予算を今から手つけるわけにはいかなければ、補正予算等も出てくるわけですから、その間にやっぱりきちんと整理したほうがいいと思います。市町村と都道府県の負担区分の財政法の観点からもきちんと検討すべきだと思っております。この2点お伺

いします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） 県の選挙は100%県が負担するというのは当然だと思います。例えば、公職選挙法でも人件費が幾らという端数が出てきます。その人数掛けたときも端数が出てきます。県から示されている100%を歳入として受ける上には、そういう現在予算の上で端数が出てきているということで、費目存置の部分村費が入っているということで御理解いただきたいと思っております。使うときにはもちろん県費を100%使っていくわけなんです、予算の措置上、人件費あたりのもので示されていますので、金額が。そういうことで県から示されている100%を今歳入として入れているわけなんです、この100%を使う上では、どうしても今の端数の部分が出てきているということで御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 前田議員御指摘の債務負担行為、すみません、委員会まで時間いただけないでしょうか。その間に考えて、また答弁したいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） この予算を計上するに当たっては、そういった面、大所高所から検討して、法律上はどうなっているかということとはきちんとやらないと、予算計上してから質疑を受けて検討しますではちょっと遅いですよ、そういうの。それは時間をいただきたいということですから結構でしょうけれども、委員会の場合にはきちんと継続費と債務負担行為の使い分けというのは、きちんと勉強してから説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

そして説明資料をお配りされているんですが、154ページと155ページ、皆さんサービス精神がよくて平成26年度まであらわして書いてあると思うんですが、現年度分で債務負担行為はあり得ないですよ、平成26年度は。平成27年度、次年度の方で債務負担行為があるわけですよ。債務負担行為見積書ということで、平成26年度まで計上されているんですよ。平成26年度財政状況はこういうことですよということで説明したかったと思うんですよ。この見積書には、平成26年度分は省かないといかんですよ、おかしくなりますよ。そうであれば、平成26年度、この財政状況ですよ、総事業費から財政内訳、平成27年度も一覧表にして別個で提出すると、資料をですね、そういうことをやっていただけたら一目瞭然なんですよ。この債務負担行為の見積もりは平成26年度も全部とるべきだと私は思うんです。それで平成26年度、27年度、学校建築費にこれだけの予算規模になりますと、国の補助金が幾ら、あと起債が幾ら、一般財源が幾らというように一覧表で資料としてもまた求めたいと思っておりますけれども、その説明資料との関連で教育委員会の考え方をお伺いして終わります。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 前田議員御指摘の見積書、その書き方申しわけなく思っております。平成26年度については債務負担行為ではないということで理解しております。先ほどの資料については、委員会等でお配りしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 私も3点ほど教育委員会のほうに聞きたいと思っております。

まず1点目は、説明資料の138ページ、10款2項1目修繕費、これは塩屋小学校のトイレ、クーラー

の修繕費だと思うんですが、塩屋小学校はトイレ、これは男のトイレの改修1、女2とあるんですが、これは全改修ではないわけですよ。そして図書館のクーラー、応急用ということで計上されておりますが、この応急用というのでは暑い夏はちゃんとした快適な冷房がきくのか、その辺、1点。

あと1点は、いろいろ学校建設の国からの補助金等がたくさん計上されております。これも合議制のもとでやられたと思うんですが、内示が出ていると、確定のあれはいつごろの予定か、国庫補助金の確定通知は来ているのか、それともいつごろ来るのか、その辺、1点。

あと1点は、人材育成基金160万円を今度計上されているんですが、去年は104万円ですか、103万円か幾らかの計上なんですけど、今回はこれはまた国債の10年ものに切りかえたために利息の分が多くなったのか、それともほかにあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 大城佐一議員の御質疑にお答えします。

10款修繕費、これは塩屋小学校のトイレの修繕費です。全便器を修理することができず、男子1個、女子2個の修繕です。あと緊急用でクーラーを直さないといけないということで、文言の中で緊急用という言葉を使っております。図書館クーラーについては、業者等の見積もりももらいながら修繕できるというふうに確認しております。

あと国庫補助金の確定については、7月ごろの予定で考えているところです。

最後に人材育成基金、その利息についても議員がおっしゃったような利息変動によるものでございます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 塩屋小学校のトイレ改修に関しては、前の教頭からも提出されて、今まで全然手もつけられなく来ています。なぜ手もつけられないでこういうふうに来たか。塩屋小学校というのは教育委員会で一番大きなイベントを持つトリムマラソンがありますよね。このときに県内からたくさんの大人にしろ、子供にしろ、来場するわけです。その中で体育館もトイレは一応あると思うんですが、校舎内にあるトイレが和式ということで、学校も、今の子供たちは各家庭洋式になって、和式に入れなとか、和式でちょっと、この場で失礼ですが、漏らしたりすることもあるみたいなんですよ、はっきり言って。そのために学校としては子供たちのためにも、快適な学校生活を送るためにもぜひこういうものを改修してほしいという要望なんです。一番今やってほしい、目の前のものをやってほしいとありながら、ほかのものをまだ何のめどのつかないものをパッと予算をつけるようなものじゃなく、教育委員会が言っているとおり、住みよい学校、いい環境をつくるためにも、こういったものをきちんとやれば、あとこれは学校からの話を聞くと、トイレの改修なんてあと40万円ぐらいで全改修できる話でしたけれども、それは間違いないですか。クーラーも要望はもう少し大きなものを要望したみたいなんですよ、これも抑えられている。そして、前教頭の要望もあるにもかかわらず、今までおくれた理由、1点目ですね。

あと、国庫補助金のもはもう確定通知は7月ということでもいいんですが、あと人材育成基金、今度は160万円予定されておりますので、どういう事業の今回は使い方をしていくのか、その辺、2点お願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） どういう理由でおくれたかという話ですね、学校からの要望等、多々あり

ます。その中で予算の範囲内で今取り組んでいるところです。学校からの要望では、和式のトイレを全部改修という話がありましたけれども、我々として、枠としてこの金額でできる部分、最低限ぜひ必要ではないかということもありまして、今、男子1、女子2の改修、修繕を行う予定で計上しております。

人材育成については、私からちょっと述べて、教育長のほうでまた最後話をしたいと思っております。人材育成については、海外短期留学、そこの部分とか、あと全国大会の人材の派遣ですね、そこら辺を次年度計画しているところです。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 人材育成については、ただいま課長から述べたことのほかに、例えば各種団体が講師を招いて講演会とか、あるいはイベントをしたいとかあれば、各団体から要請があればそれにも対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 教育課長はさっきの質疑に答えていませんので、前教頭から引き継いで、今までやらなかった理由は何かと今聞いていますので、その1点と。

あと予算の範囲内と言っているんですけども、これは教育予算を見ると、ほかに削ってもいいようなものがいっぱいあるんですよ、無駄なものが。この決算書を見てもですね、あるわけなんですよ。子供たちが必要ということと言っているのに予算の範囲内という、何とか悪く言えばごまかしたいな答弁でいこうとして、財政厳しい、厳しいというのはわかります。わかるんだけど、村の方針は私、教育委員会もよく説明で子供たちのために何とか何とか、いいこといっぱい言っているでしょう。言いながら、こういうことに関しては子供たちが、これは学校でもう汚い話だけれども、お漏らしするという現実もあるということなんですよ。それで学校は早目に洋式に変えてくださいという要望を出しているわけなんですよ。そこをぜひ早目の、そしてこれ工事はいつからやるのかですね、これはもう来月は塩屋湾一周トリムマラソン、第3週ぐらいに入ってきますよね、それまでやるのかやらないのか。補正でまた全部改修するのか、その辺も答弁お願いしたいと思っております。あと人材育成基金、これまで五、六年になりますか。この管理をですね、私たち全然わかりません、これどうなっているのか。利息を教育委員会にあげたまま、どういうふうになっているかわかりませんので、この辺の出納簿とか、中小の残高を見たいんですけども、その辺の提出も可能なのか、その辺をお願いしたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 前教頭からの要望事項について、教育委員会のほうには各学校からそれぞれ毎年要望事項が上がってきます。その中でなかなかできなかった部分に関して、調整がうまくいかなかった部分とか、100%予算が確保できなかった部分もございます。その中でとにかく優先を前提に調整してきたところです。なかなか学校側の要望に応えられなかった部分に関しては、今後、とにかく当局との調整を図りながらやっていきたいと考えているところです。

トイレの工事につきましては、修繕工事につきましては、予算が通り次第、早目に対応していきたいと考えているところです。まずこのトリムマラソンに間に合うのかどうか、そこら辺の確認をしながら、4月スタート同時に工事を行っていききたいと考えているところです。

あと人材育成の件につきましては、これまでの実績報告等は出せると思っておりますので、準備したいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) 私、先ほど、塩屋小学校のトイレの要望は前教頭と言ったんですが、前々教頭の時代からですね、比嘉ヨウコ教頭、そのとき、6年、7年前なんですよ、これを6年、7年も放ってきたのかですね。調べて比嘉ヨウコ教頭がちゃんと要望出していると塩屋小学校は言っているんですから、調べて見てくださいね。

それと実績だけではなくて、この中身もどういう流れになっているのか、その辺も見たいので、これは閲覧はできますか、人材育成基金のもの。申請したら閲覧はできますか。その辺、答弁を聞いて終わりたいと思います。

最後に、もう1点ですね、これは学校建設関係の予算の中で開発行為申請手数料とあるんですが、その辺ちょっとわかりませんので、お答えをお願いしたいと思います。それで終わりたいと思います。

○ 議長(金城 勇) 教育長。

○ 教育長(友寄景善) 人材育成の資料等については、公表できる範囲内で、どこまでできるかわかりませんが、個人的な情報もありますので、それに触れない程度に公表できる範囲内で公表してまいりたいと思います。

○ 議長(金城 勇) 教育課長。

○ 教育課長(新城 寛) 多分、手数料の開発行為申請手数料だと思いますが、そこでよろしいですか。開発行為申請をやるというものに関しては、学校を建てる、その場合において、開発行為申請が必要ということで、県のほうに書類を出す行為です。

○ 議長(金城 勇) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

---

○ 議長(金城 勇) 休憩します。

(午前 11時58分)

---

○ 議長(金城 勇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時29分)

---

◎議案第17号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第14 議案第17号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第17号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎議案第18号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(金城 勇) 日程第15 議案第18号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第18号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎議案第19号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(金城 勇) 日程第16 議案第19号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第19号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎議案第20号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(金城 勇) 日程第17 議案第20号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第20号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託  
して審査することに決定しました。

---

◎議案第21号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第18 議案第21号 平成26年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題と  
します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第21号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託  
して審査することに決定しました。

---

○ 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につ  
いては、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと  
思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定  
しました。

---

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午後 1時32分）

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時35分）

---

◎議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第19 安里重和議員外全員発議により提出されました議案第22号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 議案第22号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年3月12日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 安里重和 大城佐一 新城一智 平良英勝 東 武久 宮城辰徳 前田 孝 具志堅朝秀

賛成者 平良嗣男

提案理由 議会広報常任委員会を設置するため、委員会条例の関連条項を整備する必要がある。

委員会条例改正案の趣旨を説明いたします。

大宜味村議会の活動状況を村民に広く知らせるための議会広報紙「議会だより」に議員が積極的に関わり、紙面をより充実させることで、村民からの理解と協力を得ながら建設的な意見を求め、それを村行政に反映させることができる広報紙を目指すため議会広報常任委員会を設置し、委員会条例にそれらの関係する規程を設ける必要があることから提出しております。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行することにしております。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第22号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第22号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第22号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されま

した。

---

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午後 1時39分）

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時42分）

---

◎諸般の報告

○ 議長（金城 勇） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に東 武久議員、副委員長に宮城辰徳議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

（午後 1時43分）



## 平成26年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成26年3月13日

### 1. 開議、散会の日時

開 議 (平成26年3月13日 午後2時25分)

散 会 (平成26年3月13日 午後2時41分)

### 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10番議員 金 城 勇

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 総務課長兼 島 袋 幸 俊  
村史編纂室長

副 村 長 山 城 清 臣 財 務 課 長 山 城 文 子

### 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第11号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第12号	平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第13号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第14号	平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第15号	平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
6		議案の訂正の申出について	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） こんにちは。  
これから本日の会議を開きます。

（午後 2時25分）

◎議案第11号～議案第15号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 議案第11号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算、日程第2 議案第12号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第3 議案第13号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、日程第4 議案第14号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び日程第5 議案第15号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 4 5 号

平成26年3月13日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

予算審査特別委員会

委員長 東 武 久

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第11号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第12号	平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第13号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第14号	平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第15号	平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決 全会一致

(東 武久 予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(東 武久) ただいま議題となりました議案第11号から議案第15号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果について、一括して報告いたします。  
本委員会におきましては、説明員として副村長ほか関係課長等の出席を求め、本日午前10時から審査を行いました。

議案第11号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算、議案第12号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第13号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、議案第14号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び議案第15号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の5件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(金城 勇) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第11号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第11号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第11号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第12号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第12号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第12号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第13号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第13号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第13号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第14号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第14号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第14号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第15号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第15号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第15号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○ 議長(金城 勇) 休憩します。

(午後 2時33分)

---

○ 議長(金城 勇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時35分)

---

#### ◎議案の訂正の申出について

○ 議長(金城 勇) 日程第6 議案の訂正の申出についてを議題とします。

本件について、訂正理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 大変失礼いたしました。さっき本会議できちんとやったつもりでございしますが、訂正をしなければならない、大変申しわけなくおわびを申し上げます。

議案の訂正の申出につきまして、平成26年3月7日に提出した次の議案を訂正したいので、大宜味村議会会議規則第20条第1項の規定により、承諾を願いたく申し出します。

1、訂正する議案 議案第16号 大宜味村一般会計予算

2、訂正する理由 平成26年度大宜味村一般会計予算。4款1項10目28節繰出金の誤記載による。

なお、内容につきましては、財務課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長(金城 勇) 財務課長。

(山城文子財務課長 登壇)

○ 財務課長(山城文子) 補足説明いたします。

一般会計予算の歳出、4款1項10目後期高齢者医療の28節繰出金は、本来、これは歳出なんですけれども、歳出1,000円以下の数字については繰り上げするんです。それとまた一方、後期高齢の受ける側のほうが向こうは歳入だけ見ますので、1,000円以下の数字については切り捨てという形になって、十分に両方でチェックしていかなくちゃいけなかったんですけども、後期高齢のほうと私たちのほうで1,000円の誤差が生じていまして、私たちのほうが訂正しなくてはいけなくなりましたので、申し出ております。

まず、予算書の4ページ、4款衛生費の総額から1,000円ずつ変わっていきます。3億3,707万6,000円、訂正前は3億3,707万7,000円になっています。それが1,000円減にしております。

次、6ページ、14款予備費のほうで1,000円多くなっています。2,000円と1,000円という形に訂正しております。

11ページ、歳出の4款の衛生費がまた本年度予算額が3億3,707万7,000円としていましたのを1,000

円の減にしまして、3億3,707万6,000円となっております。それにかわりまして、一般財源のほうも動いてきています。

92ページ、歳出のほうですね、衛生費の保健衛生費の10目後期高齢者医療費のほうの28節です。繰出金1,817万8,000円、これが訂正前は1,817万9,000円となっております。これは93ページの保険基盤安定被扶養者分担繰出金のほうが、前のほうは1,802万9,000円となっておりますのを、1,802万8,000円にしております。

171ページの予備費のほうがまた1,000円加わっております、2,000円と1,000円というふうになっております。

今後は、チェック精査を十分して提案していきたいと思います。大変御迷惑をおかけして申しわけございませんでした。

○ 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま議題となっております議案の訂正の申出について、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案の訂正の申出については、許可することに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

（午後 2時41分）



## 平成26年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 平成26年3月17日

### 1. 開議、散会の日時

開 議 (平成26年3月17日 午前9時55分)

散 会 (平成26年3月17日 午前9時58分)

### 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 金 城 勇

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 教 育 長 友 寄 景 善

副 村 長 山 城 清 臣 教 育 課 長 新 城 寛

総務課長兼  
村史編纂室長 島 袋 幸 俊

### 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第5号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		議案の撤回の申出について	提案説明 付託省略

---

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

（午前 9時55分）

---

◎議案の撤回の申出について

- 議長（金城 勇） 日程第1 議案の撤回の申出についてを議題とします。  
本件について、撤回理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） おはようございます。撤回をしなければならなくなって、不手際があったことを大変申しわけなく思っております、おわびいたします。

それでは議案の撤回について。平成26年3月7日に提出した議案のうち、次の議案を撤回したいので、大宜味村議会会議規則第20条第1項の規定により、承認を願いたく申し出します。

- 1、撤回する議案 議案第10号 大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
- 2、撤回する理由 社会教育委員の委嘱基準が明確になっていないため、精査する必要がある。

なお、内容につきましては、教育課長から説明させますのでよろしくお願いします。

- 議長（金城 勇） 教育課長。

（新城 寛教育課長 登壇）

- 教育課長（新城 寛） 議案第10号 大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の撤回理由として、社会教育法の改正に伴い、村条例の改正を提案いたしたところ、社会教育法における社会教育委員の委嘱の基準が村条例で明確でないため、精査し、なお、検討を要するため撤回するものであります。

今回の改正で、村条例から委嘱の基準を削除したため、基準が定められていないための撤回でございます。よろしくお願いします。

- 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま議題となっております議案の撤回の申出について、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案の撤回の申出については、許可することに決定しました。

---

◎散会の宣告

- 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、終了しました。  
本日は、これで散会します。  
お疲れさまでした。

（午前 9時58分）



## 平成26年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第6号) 平成26年3月19日

### 1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成26年3月19日 午後2時00分)

閉 会 (平成26年3月19日 午後3時07分)

### 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 金 城 勇

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

### 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第6号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 5 号	国頭地区行政事務組合規約の一部変更に関する協議について	委員長報告 質疑～表決
2	議 案 第 6 号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議 案 第 7 号	大宜味村農村活性化センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議 案 第 8 号	村営住宅短期貸付条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議 案 第 9 号	大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議 案 第 16 号	平成26年度大宜味村一般会計予算	委員長報告 質疑～表決
7	議 案 第 17 号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
8	議 案 第 18 号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
9	議 案 第 19 号	平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
10	議 案 第 20 号	平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
11	議 案 第 21 号	平成26年度大宜味村工業用水道事業会計予算	委員長報告 質疑～表決
12	意 見 案 第 1 号	沖縄の未来に禍根を残す仲井眞県知事の辺野古埋め立て承認に抗議し、辺野古移設断念と基地負担軽減を求める意見書	提 案 説 明 付 託 省 略
13	意 見 案 第 2 号	世界自然遺産登録に向けて、米軍オスプレイパッド建設に反対し、北部訓練場の返還を求める意見書	提 案 説 明 付 託 省 略
14		議員派遣の件	

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） こんにちは。  
これから本日の会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎議案第5号～議案第9号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 議案第5号 国頭地区行政事務組合格約の一部変更に関する協議について、日程第2 議案第6号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第3 議案第7号 大宜味村農村活性化センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例、日程第4 議案第8号 村営住宅短期貸付条例の一部を改正する条例及び日程第5 議案第9号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 4 9 号

平成26年3月18日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

総務常任委員会

委員長 新 城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第5号	国頭地区行政事務組合格約の一部変更に関する協議について	原案可決 全会一致
議案第6号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第7号	大宜味村農村活性化センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第8号	村営住宅短期貸付条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第9号	大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例	原案可決 賛成多数

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（新城一智） 報告の前に、質疑の概要、あと討論の内容を議事録を起こし、読み上げて報告したいと思いますので、少々長くなると思いますが、よろしく願います。

ただいま議題となりました議案第5号から議案第9号までの5件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長兼村史編纂室長、住民福祉課長、企画観光課長、教育長及び教育課長の出席を求め、3月14日午前10時から審査をいたしました。

まず、議案第5号 国頭地区行政事務組合同規約の一部変更に関する協議についてを報告いたします。

本案は、分遣所の所在地を大宜味村から東村に移すもので、沖縄県知事の許可があった日から施行することとなっております。

次に議案第6号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を報告いたします。

本案は、長年にわたる法改正において、本村に該当しない改正項目については、追加等を行わないことや、条文番号に枝番をつけて改正したことにより、国の示す市町村国民健康保険税条例（準則）とに相違があり、法改正に伴う条例の一部改正事務にかなりの時間を費やしていることから、準則に沿った条例改正を行うことで整合性を図り、スムーズに事務が行えるとのことであります。今回の改正は、当該国民健康保険税条例の内容が変わるものではなく、公布の日から施行することとなっております。

次に議案第7号 大宜味村農村活性化センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例を報告いたします。

本案は、条例第3条第2項において、特定の名称を削除し、使用料に管理経費相当分を加えた使用料の改正となっており、平成26年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第8号 村営住宅短期貸付条例の一部を改正する条例を報告いたします。

本案は、使用料に共益費相当分を加え、さらに月の途中の日割り計算は行わず1カ月分として月額を納付する。また、第12条に共益費の条文を追加した一部改正で、平成26年4月1日から施行することとなっております。

議案第5号から議案第8号まで質疑、討論はなく、全会一致でもって可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第9号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例を報告いたします。

本案は、大宜味村立4小学校の統合新設に関し名称及び位置を改正し、中学校の移転に関し位置を改正するもので、位置についてはいずれも結の浜地区の同一地番で、平成28年4月1日から施行することとなっております。

質疑の概要について説明いたします。

一般的に公の施設は、完全に使用できる状態で、条例に関して整備するのが普通と思う。法的には問題はないと思うが、ただ早目に学校を移転するための措置なのかに対し、補助事業において現在内示をいただいている。国、県、関係機関にも村、教育委員会の意志をはっきりと明確にして事業の推進を図るため、また仮称の名称としていることについては、学校名の募集を今後行っていく上で、場所の確定がないことには、話し合いができないのかということもありまして、さらに、村民などにもこの場所を周知したいこともありまして提出していますとの答弁でした。

前もっての条例の改正で、2カ年間間隔を開けて設定するというのには対し、行政の意志を、決定を明確にして今後事業の円滑化を図る。早目に条例設置すればそれを担保に送迎バスの運行の件、今心配

されている津波等についての避難経路、工法等、あるいは地主との交渉など、早目のうちから対応して開校までには円滑に事業を推進していきたい。また、学校の跡地利用についても早目に取り組んでいきたい。さらに、学校開校だけではなく閉校のこともある。閉校に向けても学校の整理、記念誌など短時間ではできない、いろいろ取り組むことがあります。早目早目の対応ということで提案をしておりますとの答弁でした。

条例を改正しないと事業なんかできないような言いぶりだが、全て改正しなくてもできると思うが、に対して、ちゃんと条例も制定して、これを担保にしっかり事業を進めていく。そのほうが村民のほうも理解しやすいのではないか。今後取り組まなければならない事業もたくさんあります。それにうまく対応できるというふうを考えておりますとの答弁でした。

あなたたちが宣伝している環境、子供たちのため、大宜味村のためにつくるということであれば、普通の人に帰って冷静に考えて、この学校の統合に関してはやってもらいたいと思うがに対して、児童生徒の教育環境を改善するというところでいろいろ村民の意見を聞きながら、また説明もしながら進めていきます。この条例制定についても村民のほうに3月提案を説明してきた。この時期に条例改正はしていきたいということでありました。急いでとかそういうものではありません。ちゃんとした段階を踏まえて進めてきた。今後とも様々なことがありますので広く意見を聞きながら、また事務を進めて、28年度には村民に喜ばれるような教育環境の施設を整備していきます、との答弁でした。

文部科学省は2月26日に学校施設整備指針を改定し、詳細な津波対策を盛り込む方針を決めている、2014年度の早い時期に学校施設整備指針を改定し、方針を明記するほか自治体への財政支援の検討、津波被害が見込まれる地域を中心に対象となる学校数などの実態調査に近く乗り出すと示されているが掌握しているか、また、この指針に示されている方法と整合性はとれるという自信はあるか、に対し、正式に教育委員会へは届いてはおりませんが、内容については新聞等で知っております。との答弁でした。また、近くに、高台がありますので、避難する場所がありますので大丈夫だと思います。との答弁でした。

NPOの方々と前の請願の要請者あたりの連名でもって文科省に要請書が提出されたということがありますがご存じですか、に対し、新聞でそういうことは知りました。内容については承知しておりません、との答弁でした。

文科省には国会議員が質問主意書を提出してやるような予定になっているような話が聞こえる、文科省がどういうふうに返答するか注目しているが、今後いろいろ情報も出てくると思うのでその情報も掌握するように努力してもらいたい、に対し、情報収集して教育委員会としての考え方などを示していきたい、との答弁でした。

次に、討論の概要について説明します。

反対の討論は、地方財務実務提要にある公の施設、小学校の設置時期の解釈で、小学校の場合、単に校舎が完成しただけでは不十分、机、椅子などの設備がそろい、授業を受けられるような状態になって初めて公の施設と言えましょう、一般的には公の施設として住民の利用に供し得る段階で公の施設の設置及び管理に関する条例を定めることとなります。と書かれている状況から今の時期ではない。とのことでした。

さらに、文科省が学校施設整備指針を改定して、津波被害が見込まれる地域を中心に対象となる学校数などの実態調査に近く乗り出すという。また、高台移転促進などを盛り込んでいくということから、

文科省の調査とかやってからでも別に構いはしないじゃないかと、もしその場所がそれに適合しないというようなことになってしまった場合に、いろいろ問題も出てくる可能性がある、安心・安全のために十分な検討も議論も必要である観点から現時点においては反対であるとのことでした。

賛成の討論は、教育委員会、教育長から質疑でありました答弁も一理ありますが、やはりちゃんと決めて事業を推進したいという気持ちがあります。跡地利用が今から問題になってくるような気がします。

跡地利用をどうやっていくか、今いろんな意見を言う方がいると思うのでこれを決めて、事業遂行のためだけでなく、いろいろな今後のやり方について議論も大事だと、条例をやることによって円滑に進むのであれば良い。とのことでした。

採決の結果、可否同数のため委員長採決により可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第10号 大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例については、3月14日、議案の撤回の申出が提出されており審査を中止いたしました。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

議案第5号 国頭地区行政事務組合格約の一部変更に関する協議についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 国頭地区行政事務組合格約の一部変更に関する協議についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第5号 国頭地区行政事務組合格約の一部変更に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第6号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第6号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第7号 大宜味村農村活性化センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第7号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 大宜味村農村活性化センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第7号 大宜味村農村活性化センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第8号 村営住宅短期貸付条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第8号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 村営住宅短期貸付条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第8号 村営住宅短期貸付条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第9号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第9号について討論を行います。討論ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 議案第9号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例について、私は、反対の立場で討論を行います。

まず始めに、委員会でも述べてきましたが、公の施設の設置時期の解釈、これは地方財務実務提要の中でうたわれている公の施設を新設する場合、自治法第244条の2第1項の規定に基づく条例は、次のうちいずれの段階で議会の議決を求めるべきか。1、設置場所、規模等が長において立案決定されたとき。2、用地買収に入るとき。3、工事請負契約締結のとき。4、工事が完了し、公の施設として活動を始める直前との中から、答えとしては公の施設の設置とは、公の施設を住民が利用することができる状態になっていなければなりません。質問の小学校の場合、単に校舎が完成しただけでは不十分で、机、椅子等の設備がそろい、授業を受けられるような状態になって初めて公の施設と言えましょう。したがって、一般的には公の施設として住民の利用に供し得る段階で公の施設の設置及び管理に関する条例を定めることとなります。という以上のことからこの条例の設置時期は平成28年3月が妥当ではないかというふうに思っております。

また委員会の中におきまして、教育長の答弁にも大変多くの疑問が残っております。特に答弁の中には村民の意見を聞きながら、また説明もしながら進めていきます。この条例制定についても村民の方に3月提案を説明してきた。この時期に条例改正はしていきたいということでありました。急いでとか、そういうものではありません。ちゃんとした段階を踏まえて進めてきたという答弁がありますが、本当に村民の意見を聞きながら、また説明もしながら進めてきたのか、この辺に大変多くの疑問を持ちます。ちゃんとした段階を踏まえてないから大問題であって、この敷かれたレールの上を走るだけなら誰でもできます。そのレール上にさまざまな問題があれば、十分に解決、説明するのが教育委員会の役目であり、また仕事でもあると思います。平成28年4月開校に赤ランプがつくようなできごとに対しては、村民の意見も聞こうとしない、むしろないがしろにしてまでも進めようとすることに断固反対します。

各議員の良識ある賛同をお願い申し上げ、反対の立場としての討論を終わります。

○ 議長（金城 勇） 次に原案に賛成者の発言を許します。

8番 具志堅朝秀議員。

○ 8番（具志堅朝秀） 議案第9号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例に対しては、私は賛成であります。

委員長報告にもありましたとおり、教育委員会において、ちゃんと位置を特定することによって、今後の事業を円滑にするということと、また5学校の跡地利用を円滑にしたいということの、2つの方向に対しては、やっぱり今後とも村民のいろんな意見を聞きながらということもありましたので、その点から考えても、やはり今ごろ位置を決定して、今後の事業を続けていきたいという思いをくみ取って、私、その件に関しては賛成でございますので、議員の皆様の御賛同のほどをよろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで討論を終わります。

これから議案第9号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（金城 勇） 挙手多数です。

したがって議案第9号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第16号～議案第21号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第6 議案第16号 平成26年度大宜味村一般会計予算、日程第7 議案第17号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計予算、日程第8 議案第18号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算、日程第9 議案第19号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算、日程第10 議案第20号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算及び日程第11 議案第21号 平成26年度大宜味村工業用水道事業会計予算の6件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 5 0 号

平成26年3月19日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

予算審査特別委員会

委員長 東 武 久

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第16号	平成26年度大宜味村一般会計予算	原案可決 賛成多数
議案第17号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第18号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第19号	平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第20号	平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第21号	平成26年度大宜味村工業用水道事業会計予算	原案可決 全会一致

（東 武久予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（東 武久） ただいま議題となりました議案第16号から議案第21号までの6件について、予算審査特別委員会における審査の結果を一括して報告いたします。

本委員会は、村長ほか副村長、教育長、関係課長等の出席を求め、3月17日及び18日の2日間にわたって審査を行いました。

議案第16号 平成26年度大宜味村一般会計予算は、小学校費、中学校費の学校建設費の11億1千7百37万3千円などにより、対前年度10億9千3百31万9千円増額の36.7%の伸びとなっております。

本案に対する質疑の内容について説明いたします。

村債関係で小中学校の統合・移転に絡んで、平成26年度、27年度で端数を切り捨てても18億になる、財政運営について心配があるが、実質公債比率、地方債許可制限比率の26年度、27年度、さらにこの指数が一番ピークになる年度は、に対し、単純に計算して実質公債比率で26年度が7.71、27年度が6.67、ピーク時は31年度で21.78になりますとの答弁でした。

次に実質公債比率が18%を超えると地方債許可の問題が出てくる。20%以上で許可されない起債もある。財政上、運営上の問題から大変危惧している。基本構想、過疎計画の見直し、事業の選択ということが必ず来ますので、村債関係には十分検討して将来像に向けても計算しながら事業関係に支障がないような財政運営をしていただきたいがに対し、非常に大事な部分でしっかり慎重に事業選択をしながら進めていく姿勢はできていると思いますとの答弁でした。

次に学校建設関係の予算について、結の浜移転は大変な大きな負の遺産になるのではに対し、必要な部分でやっていかなければいけない。一つの村民、あるいはその目的を持って、それが推進できていく。村民の期待に応えるため新たなものを造って、それが財産になるとの答弁でした。

次に東北の被災地を村長、副村長、教育長、議長、何名かの課長、議員は実際見てきている。悲惨な場所を見て、学校建設費用を10億というものを立てて、海岸部に学校を造ろうとする気が知れない、異常じゃないかに対し、被災した学校、あの地域はかなり広い範囲の中で避難していく場所の距離的なものがかなりこことは違う状況にありますとの答弁でした。

次に教育委員会が言っている最小限でくいとめるということに相当疑問を持っている。最小限というのは何名かの犠牲者はいいいということかに対し、津波に対応するための話で、津波の場合はこうしますよということでありまして、命も建物も含めてですけれども、最小限は出ないような方策はまだ先にありますとの答弁でした。

次に今すぐ必要なのか、この予算の執行はに対し、しっかりその目的があって、いわゆる子どもたちの教育環境をよりよいものを造りましょうというのが大きな課題でありますから、その環境を造るということでもどうしてもこれが必要、子供たちの不利益を出さなく、少なくするために事業が必要との答弁でした。

次に邪道という意味はに対し、邪な考え、道を外れた行い、との答弁でした。

次に邪道というのは非道徳的なやり方、正しくないやり方という意味です。予算について内示はあったと課長の答弁であったが、内示について、きれいな補助対象率というのが明記されていたかに対し、今、補助率の話だと思いますが、こういう率的なものについては出ておりません。内示の内容といたしまして、今回予算に上げておりますように、負担金事業と補助事業ということで補助金のほうで内示を受けております、との答弁でした。

次に学校の委託料、工事請負費、運動場の整備、体育館、全て金額が出ているわけだが、この内示の

金額は出てないと言っているが、この出ている金額の査定はというふうにやったかに対し、基本計画、基本設計、そこの委託の中で、ある程度の基本概略、事業として事業費を算出しております、との、答弁でした。

次に一番守るべき学校の前が地盤が低いということは、皆さん見てわかると思うが、というふうに設計委託したのかに対し、計画の中で確実に6.5メートルあります。現地地盤高は6.5メートル、学校、教室を建てる建物部分についての計画も現在6.5メートルということで計画しております、との答弁でした。

次に教育長も現場を見てきたと思いますが、この現場を見て、なおかつここに学校をつくるという気持ちを聞きたい、に対し、その地が大宜味村でベストの土地で、今の学校環境を早目に改善するために早目に結の浜地区に建設したほうがよいだろうというふうに思っております。との答弁でした。

次に今の答弁も全て合議制のもとで行われているわけですね、に対し、大きな課題等につきましては合議制であります、この合議制の中で平成28年4月開校を目指す、4月開校ということが大前提でありますので、それに基づいて事務局は事業を進めているところであり、いまの答弁は、教育長の業務の範疇だと考えておりますとの答弁でございました。

次に個人的なことでこういう今のことを言ったわけですか、に対し、今までのいろいろ話し合いの中から、教育委員会皆さんの意見だろうというふうに思って発言しております。との答弁でした。

次に討論の内容について説明いたします。

反対の討論は、この平成26年度一般会計予算については、全てが反対ではなく、この安心・安全で将来を担う子供たちを村自らが津波危険区域に指定する地域への学校建設予算が含まれており、反対せざるを得ません。とのことであります。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、対前年度3千3百41万六千円増額の5.6%の伸びとなっております。

議案第18号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、主に簡易水道一般管理費のろ過池更生業務委託の減額により、対前年度3千32万4千円減額のマイナス16.6%となっております。

議案第19号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、主に賃貸工場などの使用料の増額により対前年度2百33万1千円増額の17.0%の伸びとなっております。

議案第20号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、対前年度2百43万2千円減額のマイナス6.5%となっております。

議案第21号 平成26年度大宜味村工業用水道事業会計予算は、前年度の6月に創設されたもので、公益的収入5百4万1千円、支出3百61万4千円で、対前年度それぞれ65万9千円及びマイナス76万8千円となっており、収入と支出の差額百42万7千円は、長期前受金戻入の額となっております。

さらに、資本的収入5千円、支出5千円は費目存置の積み上げによるものとなっております。

議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号については、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、工業用水道事業会計予算を除く、5会計の予算総額は、48億9千9百41万4千円で、対前年度10億8千6百31万円増額の28.6%の伸びとなっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

6 番、退場。

（6 番 前田 孝議員 午後 2 時38分退場）

○ 議長（金城 勇） これから議案第16号 平成26年度大宜味村一般会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第16号について討論を行います。まず、原案に反対者からの発言を許します。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 議案第16号 平成26年度大宜味村一般会計予算に対して、反対の立場で討論を行います。

私はこの平成26年度予算全てを反対するわけではありません。一部、教育予算にある学校建設に対するものだけの反対であります。理由としましては、大宜味村教育委員会と大宜味村は、多くの村民の不安の声に耳を傾けることなく、結の浜への小中学校新築移転計画を進めています。この結の浜は海拔5メートルであり、沖縄県津波被害検討委員会の津波被害想定では、浸水深が地盤から2メートル以上、5メートル未満です。村はここを1.5メートル嵩上げして、海拔6.5メートルとする計画ですが、これでも高さが足りず、やはり浸水します。また、結の浜は村みずからが大宜味村地域防災計画の津波危険想定区域大津波想定に指定したという経緯もあります。文部科学省の東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会は、子供たちや地域住民の命を守るために、津波の浸水が予想される地域では津波が到達しない安全な高台等に学校施設の建設を講じること。また今後の学校施設整備については、教育技能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸技能を備えていくという発想の転換が必要であり、安全性、防災技能の強化を進めるべきとする趣旨の緊急提言をしています。村内の高台にある村有地や私有地などには、候補地に適した場所が幾つかあります。それにもかかわらず、津波の危険がある結の浜に新築移転することは、東日本大震災があった今、常識的にはあり得ないことです。

私は、移転中止を一般質問等で繰り返し求めてまいりましたが、誠意のある回答が得られないばかりか、当局は移転計画をさらに強行的に推進しようとしております。先ほど委員長からの報告の中に、教育長の答弁の中に、今の学校環境を早目に改善するためという答弁がありましたが、この答弁は教育委員会が学校の評価を下した評価がAランクであります。このAランクをどういうふうに変更するのか大変疑問に思えてなりません。また、合議制の答弁の中でも今までの質問の中では、私個人ではできないことであり、全て合議制のもとで行われてきたと言っておりましたが、今委員会の中では大きなものは合議制、また教育長ができるものもあるという意味不明な答弁が繰り返して発言されております。こういう意志薄弱な発言に対して断じて許すことはできません。

また、東日本大震災以降、本村から村長、副村長、教育長、議長、議員の一部が被災地を訪れ、生々しい現場を目の当たりにしながら、東日本大震災の教訓を生かすどころか、現場を見た全て、全員が津波危険想定区域へ推進するという前代未聞の出来事がこの大宜味村では起こっています。どういうことで、どういう気持ちでこの発想が思いついたのか理解ができません。そういう中で、平成26年度一般会計予算に小学校、中学校の建設費が11億円余りも計上されていることに対し、反対をせざるを得ません。どうか本議案に対する各議員の良識ある賛同をお願い申し上げ、反対の立場としての討論を終わります。

- 議長（金城 勇） ほかに討論ありませんか。  
（発言する者なし）
- 議長（金城 勇） これで討論を終わります。  
これから議案第16号 平成26年度大宜味村一般会計予算を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
（挙手多数）
- 議長（金城 勇） 挙手多数です。  
したがって議案第16号 平成26年度大宜味村一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。  
6番、入場。  
（6番 前田 孝議員 午後2時45分入場）
- 議長（金城 勇） これから議案第17号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（発言する者なし）
- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから議案第17号について討論を行います。討論ありませんか。  
（発言する者なし）
- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第17号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
（挙手全員）
- 議長（金城 勇） 挙手全員です。  
したがって議案第17号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。  
これから議案第18号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（発言する者なし）
- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから議案第18号について討論を行います。討論ありませんか。  
（発言する者なし）
- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第18号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
（挙手全員）
- 議長（金城 勇） 挙手全員です。  
したがって議案第18号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可

決されました。

これから議案第19号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第19号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第19号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第20号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第20号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第20号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第21号 平成26年度大宜味村工業用水道事業会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第21号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成26年度大宜味村工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第21号 平成26年度大宜味村工業用水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎意見案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第12 全員発議により提出されました意見案第1号 沖縄の未来に禍根を残す仲井眞県知事の辺野古埋め立て承認に抗議し、辺野古移設断念と基地負担軽減を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新城一智議員。

(2番 新城一智議員 登壇)

○ 2番(新城一智) 意見案第1号 沖縄の未来に禍根を残す仲井眞県知事の辺野古埋め立て承認に抗議し、辺野古移設断念と基地負担軽減を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年3月19日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 新城一智 大城佐一 平良英勝 東 武久 宮城辰徳 前田 孝 安里重和 具志堅朝秀  
賛成者 平良嗣男

提案理由 県民の生命、財産、生活環境を守り、平和な社会の実現の立場から辺野古埋め立てを承認した仲井眞県知事に強く抗議するとともに、辺野古移設断念を含めたあらゆる基地負担軽減を早急に実行するよう要請するため。

沖縄の未来に禍根を残す仲井眞県知事の辺野古埋め立て承認に抗議し、辺野古移設断念と基地負担軽減を求める意見書

沖縄県民の圧倒的多数意見が普天間飛行場の辺野古移設に反対し、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念を求める中、県民の代表たる仲井眞県知事は辺野古移設を前提とする埋め立て申請を去る12月27日に承認した。

この事は、昨年1月に県内すべての市町村長、市町村議会議長、県議会議長らが署名し、普天間基地の県内移設の断念などを求めて、オール沖縄で安倍晋三首相に直訴した「建白書」に反するものであり、断じて許されるものではない。

仲井眞県知事は、埋め立て申請を承認する一方、「県外移設」要求という前回の県知事選の公約は撤回せず、「県外移設の方が早い」との持論を堅持する姿勢を示しているが、これは正に詭弁以外のなにものでもなく、埋め立て申請の承認とは相容れないものである。

また、去る12月25日、安倍首相が仲井眞県知事との会談で示した「普天間飛行場の5年以内の運用停止」に向けた一連の発言は、認識を共有するとの口約束にすぎない。

それにもかかわらず、当日の安倍首相の基地負担軽減策などの説明に対し、仲井眞県知事の「驚くべき立派な内容に140万県民を代表して感謝する。」との発言は、県民の思いとは大きくかけ離れたものであり、県民の落胆は計り知れないものがある。

更に仲井眞県知事が振興策関連予算や実現性の見えない基地負担軽減策などを引き合いに有権者との契約である公約をいともたやすく放棄したことに大多数の県民が失望し、激しく憤っている。

よって、本村議会は県民の生命、財産、生活環境を守り、平和な社会の実現の立場から辺野古埋め立てを承認した仲井眞県知事に強く抗議するとともに、辺野古移設断念を含めたあらゆる基地負担軽減策を早急に実行するよう要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月19日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 沖縄県知事 内閣総理大臣

以上です。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから意見案第1号の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

意見案第1号 沖縄の未来に禍根を残す仲井眞県知事の辺野古埋め立て承認に抗議し、辺野古移設断念と基地負担軽減を求める意見書は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第1号 沖縄の未来に禍根を残す仲井眞県知事の辺野古埋め立て承認に抗議し、辺野古移設断念と基地負担軽減を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって意見案第1号 沖縄の未来に禍根を残す仲井眞県知事の辺野古埋め立て承認に抗議し、辺野古移設断念と基地負担軽減を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第13 全員発議により提出されました意見案第2号 世界自然遺産登録に向けて、米軍オスプレイパッド建設に反対し、北部訓練場の返還を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。安里重和議員。

（7番 安里重和議員 登壇）

○ 7番(安里重和) 意見案第2号 世界自然遺産登録に向けて、米軍オスプレイパッド建設に反対し、北部訓練場の返還を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年3月19日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 安里重和 大城佐一 新城一智 平良英勝 東 武久 宮城辰徳 前田 孝 具志堅朝秀

賛成者 平良嗣男

提案理由 世界遺産登録への最大の障壁であり、かけがえのない貴重な生物多様性を誇るやんばるの森を破壊する東村高江でのオスプレイパッド建設を直ちに中止するとともに、北部訓練場の無条件全面返還を強く求めるため。

世界自然遺産登録に向けて、米軍オスプレイパッド建設に反対し、北部訓練場の返還を求める意見書

沖縄県民総意の怒りと抗議の声を無視し、日米両政府は、平成24年10月の12機、昨年9月の12機、計24機の垂直離着陸機MV22オスプレイの普天間基地への配備を強行した。さらには今年から平成28年にかけて嘉手納基地への空軍仕様CV22オスプレイの配備計画も推し進めようとしている。

平成8年12月の沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告による北部訓練場北側半分の返還は、すでに南側に15カ所のヘリパッドが存在するにも関わらず、6カ所のヘリパッド新設を条件とした。オスプレイ配備を前提としたものであることは明白である。東村高江区集落を取り囲むように計画され、最も近い民家から400メートルしかないN4-1地区のヘリパッドはすでに完成し、昨年7月からはN4-2地区の工事が始まっており、運用が間近な状況にある。また沖縄防衛局は今年1月、新たにN1地区の工事契約を締結した。MV22オスプレイの沖縄配備以降、キャンプ・ハンセン宜野座・恩納、キャンプ・シュワブ名護、伊江島補助飛行場、そして東村高江・北部訓練場における離着陸や旋回飛行あるいは低空飛行訓練、夜間訓練が日常的に繰り返され、粉じん被害や爆音被害にさらされている。とくに、オスプレイ特有の低周波重低音による騒音被害は、住民の健康被害への懸念が高まっている。伊江島では、以前はなかった乳牛の死産や早産が3回も発生するなど明らかな影響が現出している現実がある。北部訓練場では、下降流による排気熱などの影響で森林火災も懸念される。

本村は、北部訓練場と伊江島補助飛行場とを結ぶ飛行ルート上にあり、近年増加してきた米軍ヘリの集落内低空飛行に加えて、欠陥機とされるオスプレイの墜落危険や爆音被害への拡大に大きな不安と怒りがさらに高まっている。ましてや辺野古の海を埋め立てた新たな巨大軍事基地ができたとしたら今以上の被害の激化が想定されることはいうまでもない。

また本村は、この北部訓練場、国頭村、東村と隣接しているばかりではなく、沖縄本島北部・やんばるの中でも手つかずの自然が残されている最後の場所であり、照葉樹林が生い茂り県民の水がめとしての貴重な水源地やヤンバルクイナ・ノグチゲラなどの国際的な固有・希少種動植物の宝庫を共有している。

今年1月31日、林野庁は、環境省、外務省とともに、世界遺産条約関係省庁連絡会議において、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例(世界遺産条例)」に基づく我が国の世界遺産暫定一覧表に「奄美・琉球」の記載を決定したと発表した。世界的な生態系および生物多様性保全の上で重要な地域であり、その中には「沖縄本島北部(国頭村、大宜味村、東村)」が含まれている。世界自然遺産

登録の前提でもある「慶良間諸島国立公園」が3月5日、国内では27年ぶりに指定される朗報がもたらされたが、「やんばる国立公園」は残念ながら指定されなかった。北部訓練場の存在が大きな障壁となっていることは自明のことである。

政府は、世界に誇れる豊かなやんばるの森を保護・保全する努力を放棄するばかりか、むしろ演習激化による基地機能の強化と自然破壊を促進していると断ぜざるを得ない。また沖縄県当局も、オスプレイパッド新設を容認し、北部訓練場の全面返還要求に背を向けている現状である。

よって本村議会は、世界遺産登録への最大の障壁であり、かけがえのない貴重な生物多様性を誇るやんばるの森を破壊する東村高江でのオスプレイパッド建設を直ちに中止するとともに、北部訓練場の無条件全面返還を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月19日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 環境大臣 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）  
沖縄防衛局長 衆議院議長 参議院議長 沖縄県知事

以上、よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから意見案第2号の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

意見案第2号 世界自然遺産登録に向けて、米軍オスプレイパッド建設に反対し、北部訓練場の返還を求める意見書は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第2号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第2号 世界自然遺産登録に向けて、米軍オスプレイパッド建設に反対し、北部訓練場の返還を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって意見案第2号 世界自然遺産登録に向けて、米軍オスプレイパッド建設に反対し、北部訓練場の返還を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○ 議長（金城 勇） 日程第14 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いま  
す。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

平成26年3月19日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する  
ものとする。

記

開催時期	研 修 名	派遣人数
4月	沖縄振興拡大会議	1名（議長）
5月	北部市町村議長会定例総会（東村）	1名（議長）
7月	北部市町村議会議員研修会及びスポーツレク大会 （恩納村）	全議員
8月	北部市町村議長会定例総会（伊江村） 県町村正副議長・正副委員長研修会	1名（議長） 8名
10月	県町村議会議長会定例総会（宮古島市） 県町村議会議員、職員研修会（那覇市） 常任委員長・副委員長実務研修会	1名（議長） 全議員 6名
11月	町村議会議長全国大会（東京都） 北部市町村議長会視察研修（山形県） 北部三村議会連絡協議会研修会（東村）	1名（議長） 1名（議長） 全議員
12月	北部市町村議長会定例総会（国頭村）	1名（議長）
平成27年 2月	県町村議会議長会定期総会 県町村議会議員、職員研修会	1名（議長） 全議員
3月	北部市町村議長会定例総会（北部会館） 現地調査	1名（議長） 全議員

派遣目的：町村議会議員の資質向上に資するため。

---

○ 議長（金城 勇） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○ 議長（金城 勇） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第2回大宜味村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午後 3時07分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員